

令和3年3月2日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	阿 部 清	議員
13番	沖 津 一 博	議員	14番	國 井 輝 明	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	木 村 寿 太 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	久保田 洋 子 病院事業管理者
児 玉 憲 司 選挙管理委員会 委員長	木 村 三 紀 農業委員会会長
設 楽 伸 子 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	武 田 伸 一 企画創成課長
大 沼 利 子 財 政 課 長	高 林 清 美 市民生活課長
土 田 理 一 建 設 管 理 課 長	伊 藤 孝 上下水道課長
鈴 木 隆 健 康 福 祉 課 長	今 野 育 男 高齢者支援課長
小 林 博 之 子 育 て 推 進 課 長	小 林 弘 之 病 院 事 務 長
佐 藤 肇 学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長
船 田 孝 夫 監 査 委 員	

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第1号 第1回定例会  
令和3年3月2日(火) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
" 2 会期決定  
" 3 諸般の報告  
    (1) 定例監査結果等報告について  
    (2) 全国高速自動車道市議会協議会第47回定期総会の報告について  
" 4 行政報告  
    (1) 市政の概況について  
" 5 質疑  
" 6 議第 4号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
" 7 議案説明  
" 8 委員会付託  
" 9 質疑・討論・採決  
" 10 議第 5号 寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任について  
" 11 議案説明  
" 12 委員会付託  
" 13 質疑・討論・採決  
" 14 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について  
" 15 質疑  
" 16 議第 6号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)  
" 17 議第 7号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
" 18 議第 8号 令和3年度寒河江市一般会計予算  
" 19 議第 9号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 20 議第10号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 21 議第11号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 22 議第12号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 23 議第13号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
" 24 議第14号 令和3年度寒河江市下水道事業会計予算  
" 25 議第15号 令和3年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 26 議第16号 令和3年度寒河江市水道事業会計予算  
" 27 議第17号 寒河江市課制条例の一部改正について  
" 28 議第18号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
" 29 議第19号 寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正について

- 日程第30 議第20号 寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理について
- 〃 31 議第21号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第22号 寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止について
- 〃 33 議第23号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 〃 34 議第24号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- 〃 35 議第25号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 36 議第26号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 37 議第27号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 〃 38 議第28号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 39 議第29号 市道路線の認定について
- 〃 40 議第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 〃 41 請願第1号 「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願
- 〃 42 請願第2号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願
- 〃 43 施政方針説明
- 〃 44 議案説明
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。

開会に先立ち、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から10年の節目を迎えるに当たり、犠牲となられた多くの皆様の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

○高林雅彦事務局長 それでは、御起立をお願いいたします。黙禱始め。

〔黙 禱〕

黙禱を終わります。御着席ください。

○柏倉信一議長 それでは、ただいまから令和3年第1回寒河江市議会定例会を開会いたします。本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び企画創成課より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

## 会議録署名議員指名

○**柏倉信一議長** 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、6番後藤健一郎議員、13番沖津一博議員を指名いたします。

## 会 期 決 定

○**柏倉信一議長** 日程第2、会期決定を議題いたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。

〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕

○**沖津一博議会運営委員長** おはようございます。議会運営委員会における協議の結果について

御報告申しあげます。

本日招集になりました令和3年第1回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る2月25日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問数などを勘案し、本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。その間の会期等につきましては、お示ししております第1回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

○**柏倉信一議長** お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの22日間と決定いたしました。

### 第1回定例会日程

令和3年3月2日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 2日（火）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、醍醐財産区管理会財産区管理委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明	議 場
3月 3日（水）		休 会 （ 議 案 調 査 ）		
3月 4日（木）		休 会 （ 議 案 調 査 ）		
3月 5日（金）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 6日（土）		休 会		
3月 7日（日）		休 会		

3月 8日 (月)	休 会 ( 議 案 調 査 )			
3月 9日 (火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月10日 (水)	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会会議室
3月11日 (木)	休 会 ( 議 案 調 査 )			
3月12日 (金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、議案・請願 上程、質疑、予算特別委員会 設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会会議室
3月13日 (土)	休 会			
3月14日 (日)	休 会			
3月15日 (月)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会会議室
3月16日 (火)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会会議室
3月17日 (水)	午前9時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会会議室
3月18日 (木)	午後1時30分	総務産業常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議 場
		厚生文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会会議室
3月19日 (金)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
3月20日 (土)	休 会			

3月21日(日)	休 会			
3月22日(月)	休 会 ( 事 務 処 理 )			
3月23日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

## 諸 般 の 報 告

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 全国高速自動車道市議会協議会第47回定期総会の報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

## 行 政 報 告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回定例会の開会に当たりまして、令和2年第4回定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染の状況につきましては、昨年末から拡大した第3波により、1月7日に新型コロナウイルス特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が大都市圏などを中心に発出されたところであります。この緊急事態宣言については、当初、1月7日から2月7日までの1か月間とされておりましたが、感染者の減少が鈍化していることなどから3月7日まで1か月延長され、その後、大阪

府、京都府、愛知県、岐阜県、兵庫県、福岡県については、感染状況を勘案し2月28日をもって解除されている状況であります。

こうした状況の中、県内での感染者数は3月1日現在543名、市内におきましても5名の感染者が確認をされ、近隣自治体でクラスターが発生するなど、市民の皆様には大変御心配のことと存じますが、引き続き、関係機関と連携を図りながら最大限の感染拡大防止対策を講じてまいります。

また、罹患されました皆様には、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復を願っているところであります。

そして、命を守るため、地域医療を守るため、今も最前線で御努力をいただいております医療関係者の皆様をはじめ、介護・福祉施設等に従事する多くの皆様には心から敬意と感謝の意を表するものであります。

現在、市といたしましては、新型コロナウイルスワクチンを迅速かつ適切に接種できるよう、健康福祉課内に新型コロナウイルスワクチン接種対策プロジェクトチームを2月1日付で設置し、ワクチン接種に向けた体制の強化を図ったところであり、国・県や市医師会等の関係機関と連携・調整を行いながら、接種場所の選定など円滑にワクチン接種が実施できるよう準備を進めているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策について申し上げます。

停滞している地域経済の活性化と消費活動を喚起するため、市内の店舗等で利用可能な販売

価格の50%分のプレミアムがついた商品券を発行するさがえさくらんぼプレミアム商品券事業を、昨年12月1日より実施をいたしました。おかげさまで既に完売となっております。

また、市内の中小企業者等が、新しい生活様式に対応するための環境整備に必要な消耗品等の購入や設備等の改修を支援するため、昨年8月から実施しておりました市新生活様式対応支援事業につきましては、1月末で受付を終了し、616件の事業者に対し総額約7,300万円を交付しているところであります。

さらに、令和2年9月から令和3年1月までのいずれか1か月の売上げが、前年同月比で30%以上減少した事業者を支援する市緊急経営持続化給付金事業は1月末から開始し、2月末現在で334件の事業者に対し、総額約6,900万円を交付しているところでございます。

また、低所得の独り親世帯に対して、国のひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の再度支給に併せて、市単独事業として3万円分のさくらんぼプレミアム商品券を280世帯の416人の子供に配付し、当該家庭の経済的負担軽減と市内経済の活性化のための支援を行ったところでございます。

この長引くコロナ禍により、本市経済に大きな影響が出ておりますが、感染拡大防止と社会経済活動の活性化の両立に引き続き努めてまいりたいと考えております。

市民の皆様には、基本的な感染防止策であるマスク着用や手洗い、うがい、換気、3密の回避、「新しい生活様式」の実践などを引き続き徹底していただき、感染拡大を抑え込み、平穏な日常生活に戻れるよう一丸となってこの難局を乗り越えていきたいと考えているところであります。

次に、大雪の状況について申し上げます。

今冬の降雪量の長期気象予報等においては、ほぼ平年並みとの予報でありましたが、昨年12

月14日からの大雪により、2月末日現在、降雪深の累計は612センチメートルで、平成30年度の1.98倍の降雪量となっております。特に、12月の降雪量が直近5か年平均の2.61倍と大変多い状況であり、市役所前での調査におきましても、最大積雪深は2月10日で99センチメートルとなったところでございます。

市におきましては、去る12月17日に豪雪対策連絡本部を設置し、さらに2月5日には豪雪対策本部を平成24年以来9年ぶりに設置し、豪雪に対する情報収集並びに市ホームページや寒河江ポケットナビによる市民への雪害防止情報の提供や被害状況調査など行ってまいりました。

現在までの降雪による被害の状況としては、雪下ろし中の屋根からの転落などの人的被害8件のほか、さくらんぼ加温ハウス、育苗用ハウス、ブドウ棚等の倒壊など農業被害が発生をしております。

また、市道除雪の出動状況については、市内一斉除雪は12月に7回、1月に7回、2月に5回と合計で19回出動しており、例年の倍近い出動状況にあり、自主出動については、最も多い地区では一斉除雪に加えて16回出動し、除雪作業を実施したところでございます。

市といたしましては、豪雪による市民生活の影響を最小限に食い止めるべく、今後とも雪害防止の注意喚起を図るとともに、高齢者世帯等援護が必要な方々への除雪対策、農林業関係の除雪及び被害の把握など、必要な対策を積極的に講じてまいります。

次に、去る2月13日に発生した地震について申し上げます。

2月13日午後11時8分頃福島県沖で発生した地震においては、宮城県、福島県を中心に最大震度6強を観測し、本市におきましては震度4の揺れを観測いたしました。

市といたしましては、地震発生直後から寒河江市地域防災計画に基づき、被害状況の確認を

行うとともに、寒河江市消防団による市内巡回を行い、被害状況を把握したところでございます。幸いにも人的被害はなかったものの、住宅の一部破損2棟、カーポートの倒壊1棟の被害が発生をいたしました。

今後におきましても、人命救助を第一に考え、災害時への備えについて万全を期してまいりたいと考えております。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

2月24日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では、「山形県の景気は、引き続き厳しい状況にあり、一部に新型コロナウイルス感染症再拡大の影響が見られるが、全体としては持ち直しの動きが続いている」となっております。

山形労働局発表の12月の県内有効求人倍率は、原数値で1.16倍、ハローワークさがえ管内では0.74倍、寒河江市内に限りますと1.01倍であり、正社員に係る有効求人倍率は、全国平均が0.86倍、県平均が0.90倍、寒河江市は0.95倍となっております。また、西村山管内の就職を希望する高校生の内定率は、2月末時点で98%となっております。

今後も関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいり所存でございます。

次に、企業誘致推進事業について申し上げます。

寒河江中央工業団地への企業誘致につきましては、去る12月10日、福島県に本社がある運送・倉庫業の鮫川運送株式会社の子会社であるサンウェイ株式会社と約1.8ヘクタールの分譲契約を締結いたしました。中央工業団地内における業務拡張のため倉庫及び事務所を建設する計画で、3月12日に起工式を行い、本年中に操業を開始する予定と伺っているところでございます。

最後に、新春の風物詩となっております第97

回箱根駅伝（東京箱根間往復大学駅伝競走）において、本市出身で帝京大学3年生の細谷翔馬選手がすばらしい成績を上げられましたので御報告申しあげます。細谷選手は、1月2日の往路5区、最大の難所と言われる山登り区間で4人を抜き去り、見事区間賞に輝いたものでございます。郷土選手の活躍により、多くの市民の方々が元気をいただいたものと思っております。今後も様々な分野で市民の皆さんが活躍されることを期待したいというふうに思います。

以上、令和2年第4回定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

以上でございます。

## 質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第6、議第4号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第7、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市

長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 議第4号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを御説明申し上げます。

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち、五十嵐良子委員が本年3月27日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

### 委員会付託

- 柏倉信一議長 日程第8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長 日程第9、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより議第4号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第4号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第4号についてはこれに同意することに決しました。

### 議案上程

- 柏倉信一議長 日程第10、議第5号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

### 議案説明

- 柏倉信一議長 日程第11、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 議第5号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを御説明申し上げます。

寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の任期が本年5月31日をもって満了となりますので、寒河江市財産区管理会条例第4条の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

### 委員会付託

- 柏倉信一議長 日程第12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号につ

いては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第5号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第5号寒河江市醍醐財産区管理会財産区管理委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第5号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第5号についてはこれに同意することに決しました。

## 議案上程

○柏倉信一議長 日程第14、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 報告第3号損害賠償の額の決定

についての専決処分の報告についてを御説明申しあげます。

令和3年1月21日午前11時20分頃、寒河江市元町1丁目16番地付近において、市所有の除雪車が除雪作業のため市道から県道に進入したところ、県道に停車していた損害賠償請求者所有の普通自動車に接触し、車体の一部を破損させた事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

なお、この報告第3号の賠償金につきましては、全額市加入の公益社団法人全国市有物件災害共済会の保険から補填されるものでございます。

以上でございます。

## 質疑

○柏倉信一議長 日程第15、これより質疑に入ります。

報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 議案上程

○柏倉信一議長 日程第16、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第16号）から日程第42、請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願までの27案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明・議案説明

○柏倉信一議長 日程第43、施政方針説明及び日

程第44、議案説明について、市長から一括して説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、本日令和3年第1回寒河江市議会定例会が開催されるに当たり、令和3年度の市政運営に臨む基本方針と施策の概要を申し上げます。

私は、さきの市長選挙におきまして、多くの市民の方々から温かい御支援をいただき、引き続き市政を担わせていただくことに相なりました。改めて責任の重大さを痛感いたしております。そして、希望にあふれる寒河江の未来を市民の皆様と共に何ともしもつくり上げていきたいと決意を新たにしているところでございます。

平成21年1月の市長就任以来、一貫して意を用いてまいりましたのは、市民目線に立った市民主体のまちづくりでございます。これまで「みんなの力で寒河江の未来をつくろう」を合言葉にして様々な施策に取り組んでまいりましたが、4期目に当たりましても、その思いを忘れることなく、このたび策定された新第6次寒河江市振興計画の具現化とともに市民の皆様にご約束した施策を実現し、夢と希望と安心に満ちあふれるまち寒河江をつくることに、誠心誠意取り組んでまいっている覚悟でございます。

さて、令和3年度は、新第6次寒河江市振興計画の初年度であり、重点目標の実現に向けたスタートの年になります。新たな行動計画に沿って新たな施策を展開する芽吹きであり、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策と地域経済活性化の両立を図りながらスタートダッシュすることが重要であると考えております。そこで、「さくらんぼと笑顔かがやく安全・安心なまち 寒河江」という新しい将来都市像に向かって、3つの柱を立てて施策を推進してまいります。

第1の柱は、「夢と希望あふれる子どもたちを育むまちへ」であります。寒河江で生まれ、

寒河江で育ち、そして寒河江が大好きな子供たちこそ寒河江の宝であり、寒河江で暮らすみんなにとっての希望の星であります。子供たちが夢と希望にあふれ成長していく姿を見守り支えていくことは、我々大人にとっての喜びでございます。市民みんなで子供たちを支え、そして子育てを支え、生まれてから大人になるまで切れ目のない支援を展開してまいります。

3歳以上の保育所・幼稚園に通う幼児の副食費や小中学校給食費の完全無料化、新生児誕生時や高校入学時のさがえっこスマイル応援給付金支給などの子育て支援の拡充、コロナウイルス感染のリスクを低減する小中学校の手洗い蛇口の自動水栓化や特別教室のエアコン設置など学習・教育環境の充実、婚活支援の拡充などの少子化対策の強化、ALT増員による英語力育成などによる未来志向の人づくりに係る施策を展開し、切れ目のない人口減少対策を推進いたします。

第2の柱は、「持続可能で安全・安心な暮らしを共感できるまちへ」であります。近年、地球温暖化の影響等による急激な気候変動に伴って、寒河江市においても集中豪雨、台風、豪雪などの異常気象による災害リスクが高まっております。また、このたびのコロナウイルス感染症などの未知のウイルス感染症の脅威にさらされているところでもあり、令和3年度は、新型コロナウイルスワクチンの接種をはじめとした感染防止対策を徹底し、山形大学医学部での重粒子線がん治療に対する助成等と併せて、市民の健康対策強化を図ってまいります。

さらに、昨年7月の豪雨では、洪水時の避難行動や避難所の在り方についての課題が浮き彫りとなりました。令和3年度は、モデル地区において個別の避難行動計画作成や避難所装備品のさらなる充実など教訓を生かした防災対策の強化、そして豪雨時の雨水対策についても重要な課題でありますので、道路側溝や用悪水路の

断面積増に加えて雨水幹線排水路の整備などの雨水排水対策の強化を図ってまいります。

そして、地域包括支援センターと介護予防の充実強化等の介護制度の充実や地球温暖化防止対策の推進により、持続可能で安全・安心なまちを共感できる施策を展開してまいります。

第3の柱は、「新しい生活様式に対応し市民みんなが元気になるまちへ」であります。新型コロナウイルス感染症の流行により、この1年の間に我々の生活様式は一変いたしました。今こそ、新しい生活様式に対応した新しい寒河江市ならではの取組が必要であります。デジタル化の効率性や利便性を行政組織のみならずまちづくり全体に波及させるための組織改編や、連絡アプリの導入などによる新しいコミュニケーション手段を構築するなど、デジタル化の推進を図ってまいります。

さらに、寒河江の強みであるさくらんぼの生産販売力の強化、農業の担い手確保と耕作放棄地の解消、さらに中小企業の支援強化や新生活様式に対応した観光物産の振興などにより、感染症拡大の影響を受けて厳しい環境に置かれている産業の活性化を図るとともに、ワーケーションなどの新しい生活様式を移住定住につなげるための施策展開と、チェリーランドの再編整備や新市民浴場整備など未来につながるインフラの整備を行い、新しい寒河江を創造する取組を進めてまいります。

その結果、一般会計当初予算の規模は227億4,000万円となり、前年度より10億8,300万円、率にして5.0%増、当初予算ベースでは14年連続増の過去最大規模となりました。一般会計と5つの特別会計、3つの企業会計を合わせた予算総額は384億5,067万4,000円で、前年度より1.7%増となったところでございます。

以下、新第6次寒河江市振興計画の5つの基本政策に沿って大要を申しあげます。

1つには、「子どもがすくすく育つまち」で

あります。

まず、「安心して生み育てられる環境づくり」については、妊娠期から育児期までの切れ目ない相談支援体制を充実し、産後ケアや助産師による産前産後サポート事業など、「寒河江型ネウボラ」を引き続き取り組むほか、婚活応援事業や結婚新生活支援事業を拡充し、支援体制の充実強化に努めてまいります。

「きめ細かな保育環境の整備」については、指定管理者制度を導入しているしばはし保育所の民設民営化による新たな保育施設建設や、民間立保育所の第2さくらんぼ保育園の移転整備に対して支援し、保育ニーズが増加している低年齢児等の受入れなどにも対応できるよう保育体制の充実に取り組んでまいります。

さらに、令和3年度から、これまでのファミリーサポート事業（子供の一時預かり等）に加え、子供を持つ親が総合健診センターで健診する際に利用できる託児サービスを新たに追加し支援してまいります。

放課後児童クラブについては、新たに第五わんぱくクラブの整備と運営を行うなど、今後も保育環境の整備充実を図ってまいります。

幼稚園、保育所、認定こども園などにおいては、令和元年10月から国の制度により3歳から5歳までの全ての児童の保育料を無償化し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ってまいりましたが、これに加え、令和3年度から市独自施策として、3歳から5歳児の副食費全額を助成し完全無料化してまいります。

ゼロ歳から2歳児までの保育料については、これまで同時入所の第2子については全額、同時入所以外の第2子については半額の助成、第3子以降についても保育料全額を無料としておりますが、県の新たな制度も導入するなど子育て世代の支援を一層拡充してまいります。

「豊かな心と健やかな体の育成」については、各学校において、道徳科を中心とした教育活動

や、「さがえっこライフデザインセミナー」を通じて、思いやりの心や規範意識など、命や生き方を大切にする教育を一層推進するとともに、ふるさとを愛し誇りに思う心を育むため、貴重な文化遺産や各地域に残る伝統行事などについて学ぶ体験的学習の充実に努めてまいります。

そして、これまで小中学校において児童生徒の給食費については半額を助成し支援してまいりましたが、令和3年度より完全無料化することといたしました。

また、読書に親しむ教育の推進については、新たに策定する市子ども読書活動推進計画に基づき、教育活動補助員を各小中学校に1名以上配置するなど、読書の盛んな学校づくりを推進してまいります。

さらに、現在市内小中学校5校で導入されているコミュニティ・スクールの実施校を拡大し、地域全体で学校の教育活動を支援する仕組みづくりを進めてまいります。

「未来を切り拓く学ぶ力の育成」については、情報化や社会のグローバル化に対応した教育を推進するため、全児童生徒に配付されたタブレットパソコン等のICTを活用し、確かな学力を身につけるための効果的な授業や家庭学習等、新たな学習環境を創造するとともに、外国語指導助手（ALT）を、各中学校に常駐させてふだんから英語に慣れ親しむことのできる環境を整備し、昨年度から導入した英語検定「GTEC」を継続して実施することなどによって、英語指導の強化並びに生徒の英語力向上を図ってまいります。

教育環境の整備については、全ての普通教室へ空調設備の整備が完了しましたので、特別教室への空調設備の整備やトイレの大規模改修などの快適な環境づくり、さらには新型コロナウイルス感染症防止対策のため、各小中学校手洗いの自動水栓化に努めてまいります。

また、本市児童生徒数の長期的な推移を見据

え、小中学校の適正規模や適正配置等、今後の学校の望ましい在り方について、今年12月に予定されている学識経験者等も交えた検討委員会の答申を踏まえ、具体的な整備計画を策定してまいります。

2つには、「活力と交流を創成するまち」であります。

「魅力と希望のある農業振興」については、農作業効率の向上のため、スマート農業の実証や農業機械の導入に対して支援してまいります。

また、耕作放棄地の拡大を抑制するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用して地域の取組を支援するとともに、耕作放棄地発生防止・解消に活用できる独自の補助金で取組を後押ししてまいります。

さらに、年々増加している鳥獣による農作物の被害を防止するため、寒河江市鳥獣被害防止計画に基づき、寒河江市鳥獣被害対策実施隊と連携し、農作物の被害の軽減に取り組んでまいります。

さくらんぼの生産体制強化については、労働力確保対策の強化及び省力樹形等による作業負担軽減を図るとともに、紅秀峰のさらなる輸出拡大に努めてまいります。

また、第1次寒河江市6次産業化戦略に基づき、寒河江ブランド魅力発信協議会を中心とした農・商・工業者の連携を強化し、紅秀峰、子姫芋をはじめとする伝統野菜などの市産農産物のブランド化による販路拡大と6次産業化の推進を図ってまいります。

そして、本年2月に策定した第3次寒河江市食育・地産推進計画に基づき、地域や学校等と連携した地産地消や食育推進の環境を整備してまいります。

「新しい生活様式に沿った観光振興」については、コロナ禍の中、観光客が本市を安心して訪れ、安全に滞在できるよう、観光施設等の新しい生活様式に沿った受入れ体勢の整備に対す

る支援を行うとともに、感染防止対策を万全にしながら観光イベントを開催いたします。加えて、新しい観光情報の発信方法として、AR（拡張現実）技術を活用した観光ガイドアプリを開発し、四季折々の豊かな自然や文化・歴史・食など、寒河江の魅力を発信し観光誘客に努めてまいります。

「賑わいを生む商工業振興」については、中心市街地のみならず市内全域で空き店舗解消のために、商業者の誘致や新規創業者の育成・支援に努めるとともに、空き店舗を活用して創業する際の市独自の店舗改装の支援制度を生かし、魅力あるまちづくりを一層進めてまいります。

地元企業の支援については、刻一刻と変化する経済環境に地元企業が速やかに対応できるよう、国及び県と連携しながら、新たな市場ニーズに対応するための新規事業や生産性向上のための設備投資に対する支援、地元の特産品をはじめとする市産品の国内外への販路拡大に対する支援を行うとともに、店舗改装やデザイナーの活用等による企業ホームページや商品パッケージの改良等、販売力強化の支援充実に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地元企業の資金繰りを支援するため、市中小企業振興資金の融資枠の拡大を図るほか、リモートワークの環境整備を支援していくなど、コロナ禍における景気動向を注視しながら、必要に応じた支援策を適宜検討してまいります。

「雇用の安定と就労環境の充実」については、交通の利便性や自然災害のリスクが少ない立地の優位性などを打ち出し企業誘致を進め、若者の流出を抑制すべく魅力的な就労の場の確保に努めてまいります。

「質の高い居住環境づくり」については、定住人口の拡大のため、引き続き子育て世代、転入者の経済負担の軽減を図るため、住宅取得支援を充実するとともに住宅リフォーム支援の充

実により住環境の整備を推進いたします。

そして、今後も見込まれる住宅の需要に対し、良好な住宅地の確保を図るため、民間等の住宅地開発を積極的に支援するとともに、新たな住宅地の造成について検討してまいります。

また、空き家に関しましては、寒河江市空き家対策計画に基づき、関係団体と連携しながら空き家相談会を開催するほか、空き家の流動性を促進するため中古住宅購入時の支援を充実いたします。市営住宅に関しましては、新しく（仮称）陵南アパート整備を進めており、令和3年度完成の予定でございます。

「移住者をはじめとした新たな活力の創出」については、これまでもUターン者などを対象にした奨学金の返還支援やアパートの家賃助成などに取り組んでまいりましたが、これらの支援に加えて、新たに首都圏などからの移住者に対して自動車運転免許証の取得費用を助成し、本市に移住後も快適に生活できるよう支援してまいります。また、空き家などを活用してワーケーション施設を整備し、働きながら休暇を楽しむ過ごし方を本市で体験いただき、移住定住につなげる取組として実施してまいります。

さらに、テレワークに必要なパソコンやその周辺機器及び通信環境を整備するための費用を助成するなど、オンライン化の促進を図ってまいります。また、並行してテレワーク拠点施設整備に向けた検討を進め、令和4年度の開設を目指してまいります。

3つには、「元気に安心して暮らせるまち」であります。

「地域見守りネットワークの充実」については、異常気象等による自然災害の発生に備え、避難行動要支援者の個別避難支援プランへの登録率100%を目指すとともに、災害発生時における要支援者の避難について、誰がどのように支援するのか、具体的な支援方法を示した個別計画を作成してまいります。

「高齢者支援体制の強化」については、高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の初年度として、特に健康づくりと介護予防を中心とした長寿で元気に暮らす高齢者を増やす対策の強化を図ってまいります。

また、新たに地域包括支援センターを寒河江市社会福祉協議会へ委託して、相談体制の強化を図るとともに、早期の介護予防への意識と実践につなぐよう支援してまいります。

「健康長寿のまちづくり」については、本市において新型コロナウイルスワクチンを市民が速やかにかつ安全に接種できるよう、市内の医療機関や関係機関との連携・調整を図り体制整備を整えているところであり、4月以降、65歳以上の高齢者からワクチン接種を開始できるよう最善の努力をしております。

「いのちを守る地域医療体制の充実」については、西村山地方の市立病院も含めた公立病院が将来的に必要なとされる病床数や診療科等について検証し、その在り方について県及び関係機関、団体と検討してまいります。

「地域防災力の強化」については、昨年7月の豪雨災害時における避難行動に関する市民アンケートの分析結果に基づき、避難の際に自身が取らなければならない防災行動を時系列的に整理し、自らの環境や地域の特性に合った避難行動を取れるよう、市民各自のマイ・タイムライン（個別防災行動計画）を作成してまいります。

また、指定避難所運営につきましては、避難者の身体的負担を軽減するため、指定避難所となる体育館への空調設備の設置について調査を行ってまいります。

「交通事故や犯罪のない地域づくり」については、住宅地等への防犯街路灯の設置のほか、新たに道路等屋外への防犯カメラの設置に対して補助し、地域の防犯や通学路の安全確保に努めてまいります。

4つには、「一人ひとりが力を発揮するま

ち」であります。

「市民一人ひとりが主役の地域づくり」については、モデルとなる柴橋地区において、昨年4月に地区コミュニティの中核を担う「この木交流センター」がオープンし、今年2月には「柴橋地区地域づくり計画」が策定され、これに基づいた取組により地域の活性化が一層推進されるものと期待しております。

「豊かな人生の生きがいがづくり」については、地域における生涯学習の拠点施設となる地区公民館分館に対し、安全で快適な利用に資するため、引き続きエアコン設置等の施設整備を支援してまいります。

市立図書館においては、延期となった50回の節目となる「さくらんぼの都市さがえ全国俳句大会」を開催するほか、幅広い読書普及事業により「読書の盛んなまちづくり」を一層推進してまいります。

芸術文化の振興については、慈恩寺コンサートや音楽公演など、質の高い芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、より多くの市民が芸術文化活動に関わることができるよう、活動団体の発表機会の充実に努めます。

また、史跡慈恩寺旧境内総合交流施設は、公募の結果、愛称名を「慈恩寺テラス」として5月にオープンし、慈恩寺の歴史や文化について広く情報発信し、交流人口の拡大に努めてまいります。

さくらんぼマラソン大会などのスポーツイベントについては、オンラインによる感染症対策を踏まえた大会形式を取り入れるなど、スポーツの新たな形態や多様化するニーズに対応するとともに、コロナ禍における市民の健康スポーツを支援する取組や設備の整備を進めてまいります。

「市民ニーズを捉えた行財政運営」については、市役所の休日窓口業務において、繁忙期に延長するなどして、より利用しやすくしてまい

ります。

国におけるデジタル庁創設の動向を見据え、本市においても高度なデジタル知識を有するデジタル専門員を配置した組織を新たに立ち上げ、市民生活の利便性の向上を推進してまいります。

5つには、「便利で快適に生活できるまち」であります。

「心地よい都市空間づくり」については、寒河江のランドマークである寒河江公園について新たに指定管理者制度を導入し、ツツジなどの樹木の維持管理の充実を図り、交流人口拡大の場として機能を高めます。

また、チェリーランドにつきましては、策定されたチェリーランド再整備計画に基づき整備を行うとともに、寒河江川堤防の桜回廊や最上川かわまちづくりに関する施設の整備を進めてまいります。

新市民浴場につきましては、自然豊かな周辺環境になじむ施設整備とするとともに、市民の健康増進と癒やし、集える場の提供、そしてリニューアル効果が発揮できるようにするために、民間活力の導入により施設整備を進めてまいります。

「地球温暖化防止に取り組むまちづくり」については、地球温暖化対策実行計画に基づいた省エネルギー活動の実践として、新たに「子どもエコチャレンジ」を実施し、家庭における省エネ活動を通じ、小中学生の地球温暖化防止に関する意識を醸成してまいります。

また、太陽光発電設備及び蓄電池設備、木質バイオマス燃焼機器の利用促進のために、設備導入助成を継続するとともに、温室効果ガスの排出を抑制し環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及拡大に努めてまいります。

「交通ネットワークの整備」については、町会からの各種要望に対して「寒河江市公共事業整備優先順位基準」を踏まえながら、「寒河江市橋梁長寿命化修繕計画」「寒河江市道路舗装

長寿命化計画」に基づき、市民の身近な生活道路等の整備を進めてまいります。事業中のほなみ団地陵東中学校線の整備につきましては、用地交渉、物件補償等を進めてまいります。

また、冬期間における生活道路の維持管理につきましては、平成29年度から導入している「除雪車運行管理システム」を活用したきめ細かな除雪に努めるとともに、雪押し場の確保等にも対応してまいります。

次に、「生活を守る上下水道の整備」についてであります。

上水道に関しては、深井戸の更新や川原ポンプ場から木ノ沢配水池までの送水管や老朽化した配水管の長寿命化と強靱化を図り、安全で安心な水道水の安定供給に努めます。また、令和4年度以降の新水道ビジョンを策定し、持続可能な経営基盤の確立を目指すほか、効率的な漏水調査の実施と迅速な修繕により有収率の向上に努めてまいります。

公共下水道事業では、寒河江中央工業団地など未整備箇所継続的な整備を行い、合併浄化槽整備事業とともに、水洗化の普及促進に向けた取組を強化してまいります。

また、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの縮減を図るため、下水道ストックマネジメント計画に基づく汚水管渠等の点検・調査と浄化センター施設の計画的な修繕を行うほか、広域化、共同化によるコスト縮減に向けた検討も行ってまいります。

そして、近年多発する局地的な大雨による内水氾濫に備え、雨水排水整備計画に基づき日田地内などの冠水箇所の解消を図るとともに、内川排水対策につきましては、排水機場の整備を視野に入れ関係機関団体と協議してまいります。

以上、私の所信の一端を申しあげたところでございます。

令和2年度につきましては、百年に一度とも言われるウイルス感染症の拡大により世界中が

混乱をして、さらに国内・県内では、豪雨や台風、地震、豪雪など自然災害が多発したことで、市民の皆さんも大変御苦勞をされているわけがあります。

こうした難局のときこそ、しっかりと前を向いて、冷静に先を見据えて一步一步着実に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

しかし、この荒波は大変大きく、困難を伴う波であります。私一人や行政のみで乗り越えられるものではありません。市民みんなの英知を結集してこそなし得るものと思っております。市民の皆さんお一人お一人が希望を持って立ち向かえば、必ずや光は見えてくるものと確信しております。私は、その旗振り役として、粉骨砕身取り組む覚悟でございます。一緒になって夢と希望に満ちあふれた新しい寒河江をつくっていかうではありませんか。力の限りを尽くしてまいり所存でありますので、議員各位には引き続き格別の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和3年度の市政運営の基本方針及び施策の概要を申しあげました。市議会議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、実現に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしく願いを申しあげる次第であります。

次に、本定例会に上程いたします議案について御説明を申しあげます。

初めに、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第16号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、ふるさと納税に係る寄附金の増加により、基金管理事業費の追加等を行うものでございます。その結果、14億6,226万6,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ329億5,831万8,000円とするものでございます。

次に、議第7号令和2年度寒河江市国民健康

保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申しあげます。

このたびの補正予算は、受診控えに伴う保険給付費の減額、前年度決算に伴う基金積立金等を追加するものでございます。その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ37億6,738万3,000円とするものでございます。

次に、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算について申しあげます。

施政方針説明でも申しあげましたが、新型コロナウイルスの影響により市税収入や地方消費税交付金等の減額が見込まれるものの、地方交付税や国県支出金等の増額を見込み、本市の課題である人口減少対策の推進と安全・安心な暮らしを実現するため、積極的な予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ227億4,000万円で、前年度当初予算と比較して5.0%の増となり、過去最大規模となったところでございます。

次に、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申しあげます。

これまで増嵩傾向にありました保険給付費ですが、新型コロナウイルス感染症の影響等による受診控えが顕著に現れており、国民健康保険税の減収も見据え、予算編成を行ったところでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ39億8,422万9,000円で、前年度当初予算と比較して8,028万6,000円の減となったところでございます。

次に、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申しあげます。

後期高齢者医療に係る納付金や保険料徴収と各種申請などの窓口業務を行うための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ5億3,568万8,000円で、前年度当初予算と比較して49万3,000円の増となったところでございます。

次に、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

第8期介護保険事業計画の初年度となりますが、前期の計画を継承しつつ、地域包括ケアシステムの推進に向けた各種支援事業の実施と安定した財政運営を行うべく、予算編成を行ったところであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ45億5,077万8,000円で、前年度当初予算と比較して2億5,464万1,000円の減となったところでございます。

次に、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明を申し上げます。

被保険者の介護の必要性の有無及びその程度を審査判定するための介護認定審査会に係る経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ2,291万6,000円で、前年度当初予算と比較して124万4,000円の減となったところでございます。

次に、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明を申し上げます。

各財産区とも管理運営のための経費を計上するものでございます。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ増となったところでございます。

次に、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

公共用水域の水質保全と、快適で文化的な生活環境の改善を目指し、適切かつ効果的な整備促進に努め、水洗化率の向上と雨水浸水対策に重点的に取り組み、下水道の維持可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成したところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額15億7,234万9,000円、支出総額15億3,258万3,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額7億215万9,000円、支出総額12億3,319万8,000円とするものでございます。

次に、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明を申し上げます。

地域の医療ニーズに的確に応え、回復期機能の充実を図り、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりを進めながら、病院経営の健全化に向けた予算編成を行ったところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額及び支出総額とも20億2,193万8,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を8,795万2,000円に、支出総額を1億3,516万2,000円にするものでございます。

次に、議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

水道施設の耐震化と長寿命化、水道の有収率の向上及び経営の効率化に重点的に取り組み、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築及び上水道の維持可能な経営基盤の確立をテーマとして予算編成したところでございます。

収益的収入及び支出については、収入総額は11億60万4,000円、支出総額は10億4,915万2,000円とし、資本的収入及び支出については、収入総額を2億2,854万3,000円、支出総額は6億4,432万円とするものでございます。

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

市民サービス及び行財政のデジタル化を一層推進するため、デジタル戦略課を創設することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

施設の多様な利活用方法に柔軟に対応するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第19号寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正に

ついて御説明申しあげます。

職員の失職に関する特例を変更するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第20号寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理についてを御説明申しあげます。

押印を求める手続の見直し等に伴い、関係条例について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

寒河江市立幸生小学校が令和3年4月1日に寒河江市立白岩小学校と統合すること及び学校施設を使用して活動している団体等の利便性の向上を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第22号寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止についてを御説明申しあげます。

令和3年度より、中学校給食の無料化を行うことに伴い、本条例を廃止しようとするものでございます。

次に、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

西部地区公民館楯分館の新築による所在地の変更に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

寒河江市立みなみ保育所が民間立の保育施設に移行することに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第26号寒河江市介護保険条例の一部

改正についてを御説明申しあげます。

第8期介護保険事業計画における令和3年度から令和5年度までの保険料率の設定及び介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを御説明申しあげます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第28号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第29号市道路線の認定についてを御説明申しあげます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、2路線を認定しようとするものでございます。

次に、議第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを御説明申しあげます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、幸生辺地並びに田代辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものでございます。

以上、25案件を提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

散 会 午前10時44分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。



令和3年3月5日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	阿 部 清	議員
13番	沖 津 一 博	議員	14番	國 井 輝 明	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	木 村 寿 太 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	武 田 伸 一 企 画 創 成 課 長
大 沼 利 子 財 政 課 長	高 林 清 美 市 民 生 活 課 長
土 田 理 一 建 設 管 理 課 長	軽 部 修 一 慈 恩 寺 振 興 課 長
今 野 育 男 高 齢 者 支 援 課 長	小 林 博 之 子 育 て 推 進 課 長
佐 藤 肇 学 校 教 育 課 長	柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第2号 第1回定例会  
 令和3年3月5日(金) 午前9時30分開議

再開  
 日程第1 一般質問  
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

### 一般質問

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。  
 ただいまから本会議を再開いたします。  
 本日の欠席通告議員はありません。  
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

#### 一般質問通告書

令和3年3月5日(金)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	本市におけるマイナンバーカード利用推進について	(1) 普及率と利用状況について (2) 利用するメリットについて (3) 個人情報の管理などについて (4) 利用率を上げていく工夫等について	3番 鈴木 みゆき	市長
2	寒河江市市民浴場の建設について	(1) 寒河江市内外から多くの来場者が訪れる施設にしていくことについて (2) 民間運営会社の意向の反映について (3) 入場料からみる運営計画について (4) 整備プラン設計の充実について (5) 源泉の湯量について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(6) 露天風呂増築のために源泉を増やすことについて (7) 敷地内に防火水槽の設置を検討することについて		
3	きめ細やかな除雪体制の構築について	(1) 市に寄せられたご意見等について (2) 現在の除雪作業の進め方について (3) 除雪業者と町会の情報共有について (4) 子供たちの安全確保について (5) 除雪機の貸し出し制度について (6) 除雪業者の実名公表について (7) 最低補償制度について	14番 國井輝明	市長
4	小中学生への1人1台タブレットについて	(1) 来年度のタブレット活用計画 (2) 将来的なタブレットの活用法 (3) デメリットへの対応 (4) 故障時や紛失時の対応 (5) 専門窓口の設置	5番 月光裕晶	教育長
5	大雪時の雪下ろしについて	(1) 今年度の大雪による雪下ろしへの影響 (2) 大雪時の雪下ろしの助成		市長
6	地域おこし協力隊について	(1) 本市での地域おこし協力隊員の活動実績について (2) 今後の募集予定等について (3) 1年以内での離任者の離任理由について (4) 定住状況について (5) 定住・定着率向上のための課題と対策について	7番 伊藤正彦	市長
7	史跡慈恩寺について	(1) 慈恩寺ガイダンス施設（慈恩寺テラス）の進捗状況について (2) 令和3年度の事業計画について		市長

### 鈴木みゆき議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号1番、2番について、  
3番鈴木みゆき議員。  
○鈴木みゆき議員 新星会の鈴木みゆきです。

一般質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

昨年から続いている新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方々、お亡くなりになられた方々に心からお見舞い申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。

また、昨年12月の寒河江市長選挙で見事4期目に当選されました佐藤洋樹市長、誠におめでとうございます。

この1年間で、私たちの生活様式は大きく変わりました。密を避けるソーシャルディスタンスの確保やマスクの着用、検温、消毒をするなど、身近なものになりました。そして、生活だけでなく、働き方も新しい取組がなされています。今までは、長時間かけて移動し、1か所に集まって会議をしていたものがウェブ会議をするようになりました。学校教育もICTの導入を進め、政府もデジタル庁の設置を急いでいます。首都圏では感染者が多かったため、田舎に移住、または帰ってきたという方もいると聞いています。大学の進学や就職を地元にする傾向が見られるとも聞きました。令和3年度というのは、個人的な主観ではありますが、デジタル化への準備期間なのではないかと思っています。

この1年間で、新型コロナウイルス感染症対策の切り札であるワクチンの接種も進められます。デジタル化推進とウイルス対策が日常になってくると、社会の構造改革が起きると予想されます。そして、人々の持つ価値観も少しずつ変わっていくのではないのでしょうか。物質的なものを所有することが重要と考えていたものが決してそうではなくなってくる。物から心へ、豊かさの価値が変わっていくのではないかと思っています。

例えば、ネットワークの力を使って個々がその輝きを発揮できる、障がいのある人もない人も、人種や性別関係なく、平等に共存できる多様性のある社会が実現できるのではないか、地方も個性を発信し、伝統という宝を伝えていく時代になるのではないかと考えております。

通告番号1番、本市におけるマイナンバーカード利用推進について質問させていただきます。

さて、今この一般質問をお聞きの皆様に向います。マイナンバーカードはもうおつくりにな

られましたか。

先月12日頃、自宅に封書が届いていました。マイナンバーカードの申請書類です。私の知人は、手続が面倒そうだし、わざわざ時間を割いてつくらなくてもナンバーさえ分かっていたら大丈夫でしょうと申ししておりました。実は私も紙のナンバーカードは持っていますが、カードをつくっていませんでした。この質問をさせていただくに当たり、初めて申請いたしました。

市役所の窓口の方から丁寧に教えていただき、思っていたよりもはるかに簡単に申請できました。自分のスマホを使って写真を自撮りします。あとはQRコードを読み込んで、メールアドレスや申請書IDなどを手順に従って入力していきます。約1か月後、市から交付通知書が届き、必要書類を持参して取りに行けば完了です。スマホを使っていない方でも、郵便やパソコンなどからも申請ができます。

2020年のマイナンバーカード交付枚数は1万1,084万枚と、前年の4倍近く増え、過去最多だったと総務省のまとめで分かりました。国民に一律10万円を配った特別定額給付金のオンライン申請や、最大5,000円分のポイントを還元するマイナポイント事業の手続にはカードが必要なため、取得が進んだと見られます。ただし、1月末現在で全体の交付数は3,193万枚、約25%にとどまっています。

政府は、デジタル化の推進に向け、ほとんどの国民が2022年度までにカードを取得するよう、目標を掲げています。

そこで、本市におけるマイナンバーカード交付率と定額給付金申請時の利用状況について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

鈴木みゆき議員から、マイナンバーカード利用促進ということで御質問がありましたからお答えをしたいと思います。マイナンバーカー

ドの交付というのは平成28年1月からスタートして、今年で6年目に入っているところであります。

寒河江市におきますマイナンバーカードの交付率でありますけれども、今年の2月14日現在で交付枚数は6,730枚であります。交付率は16.43%となっております。

今お話にありましたが、昨年の2月末時点、1年前時点での交付枚数は4,046枚、交付率9.82%となっております。その後、マイナポイント事業などがあって、1年間の間で交付枚数は約2,700枚、6.61ポイント増加しているということになっているところであります。

また、特別定額給付金申請時のマイナンバーカードを利用した世帯ということですが、特別定額給付金は御案内のとおり、世帯当たりに対して給付されるということですから、その世帯は162世帯となっております。

以上であります。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 交付率16.43%ということで、決して高くはない状況ですね。

令和3年3月から、今月からでございますけれども、健康保険証も対応する予定となっております。同時に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を今後効率的に進めるため、マイナンバーの活用を検討する考えを1月に政府は発表しています。また、2024年度にはマイナンバーカードと免許証との統合が予定されているようです。

マイナンバーカードにはICチップが埋め込まれており、ワクチン接種証明書などをICチップに登録し、引っ越しや海外に行くときなどでも手軽に接種証明書を取得できる仕組みを考えているようです。

現在、ワクチン接種は16歳以上の希望者となっているようです。接種している人と接種していない人が混在します。今後、デジタル推進に

より情報を管理していくことが重要になっていくと思われれます。

そこで、マイナンバーカードを利用する、今後想定されるメリットを伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在、寒河江市におきましては、マイナンバーカードを使用した児童手当関係の電子申請を導入しております。年金手続とか税の確定申告などに利用されております。

それから、先ほど来話がありましたが、今月末までにカードを申請した方に対しては、消費活性化策としてマイナポイントを付与してございます。

それから、金融機関におきましては、オンラインによる口座開設がマイナンバーカード所持により可能となっているわけでありまして、それから先ほど来ありますが、今月からシステムを導入している医療機関においては健康保険証として利用されているということでございます。

今後におきましてであります。寒河江市では、マイナンバーカードを活用した各種証明書等のコンビニでの交付に向けた準備を進めているところでありまして、これが実現できれば相当利便性が高まっていくものと思っております。

国においては、さらに令和4年度中に全自治体においてマイナンバーカードを使用し、オンラインで転出届の提出が可能となるよう住民基本台帳法の改正を行うというふうに行っているところでございます。

そして、先ほど来、鈴木議員からもありましたが、ワクチンの関係などについても、そういう取組を進めているということですが、マイナンバーカードの利活用促進というのは、今まで申しあげましたとおり、1つの自治体で取り組むにはシステム開発などで大変難しい面がありますので、今後、国においてそういうマイナポイントの拡大なども含めて、様々な利活用策、施策を展開していただきたいというふう

に期待しているところでございます。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 今回、新たな事業として、各種証明書のコンビニ交付の実施、こちらは令和5年1月からと予定しておりますけれども、大変期待しています。

次に心配なのが情報の漏えいです。今後、ナンバーに対して個人のデータが集約されていきます。国により個人情報是一元管理され、監視されてしまうのではないかと不安になる方が多いのではないかと思います。個人情報の取扱いは慎重にしてもらいたいと思います。

そして、行政側も、マイナンバーカードを持っている人と持っていない人、データベースと紙ベースの2通りの手順の方法が存在します。仕事の量も減らないと思います。取扱いについて、人為的なミスも発生しないのか、心配です。マイナンバーカードを落としてしまった、紛失してしまった場合、個人情報が守られるのかどうか、利用するに当たり、個人情報の管理について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このマイナンバーカードの申請にちゅうちょしている方の大きな理由の一つに、この個人情報の問題があるかと思えます。我々としても、個人情報をきちんと管理して、そういうことがないようにしていかなければならないと思っているところであります。

このマイナンバーカード交付申請について、鈴木議員もされたということでもありますから御案内かと思えますが、基本的に地方公共団体情報システム機構というところに対して御本人が申請を行うという形になっているわけでありませう。申請の後、地方公共団体情報システム機構から送付されたマイナンバーカードの交付とか電子証明書の更新手続などについては市が行うというふうになっているところでありますが、その際に必要となります暗証番号については、

申請された御本人が入力していくという形になってございます。そういう意味で、市の職員などが入力を行って入力ミスなどというのは発生しないというふうになっているところであります。

それから、マイナンバーカードを取り扱う統合の端末システムというのは、専用回線を使っているところであります。専用回線を使っているというのはどういうことかという、通常のインターネット回線を使用していないということでもありますので、個人情報の流出は起こらないというふうに我々は認識しております。

それから、今年の3月から健康保険証として利用可能になるということになっているわけでもありますけれども、カードに埋め込みされているICチップの部分には、個人のプライバシー性の高い情報である検診の結果でありますとか薬剤情報、それから税情報、年金情報は記録されない仕組みになっているところであります。

そして、万が一マイナンバーカードを紛失された場合でも、24時間365日体制で一時利用停止の受付が行われるというふうになっておりますので、そういう意味でのセキュリティー対策が講じられていると思えます。

それから、個人情報の管理という点については、これまでどおり各行政機関が保有している情報について、他の機関の個人情報が必要となった場合、行政機関ごとに異なる番号を用いて情報の照会、提供を行うということで、いわゆる分散管理の方式となっております。

そういうことで、個人の情報が連鎖的に漏えいしていくということはないと思っております。そういう意味で、適切な安全管理、措置が講じられているというふうに認識しております。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** マイナンバーの管理においては専用の回線を使い、厳格なセキュリティーシステム対応していることが分かりました。

あとは、事務処理の中で人為的なミスが発生しないよう注意していくこともよろしくお願ひ申しあげます。

次に、マイナンバーカード交付率が最も高いところが宮崎県都城市で、人口に対する交付枚数率が33.6%です。高齢者が多いことから、タブレット端末を活用して、職員が商業施設や自治公民館に出向いて申請手続をサポートしたそうです。

本市では、今後、交付率を上げていくためにどのような工夫をしていくのか、伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、都城市の例の御紹介がありましたが、寒河江市でも令和3年度から申請用のタブレットというものを導入させていただいて、こちらのほうから市内の企業、団体などを訪問して、その場で申請を促すということで、交付促進に向けた取組をさせていただくということで予定をしているところであります。そういったことで少しでも交付率を高めていきたいと思っております。

また、国におきましては、昨年、自治体DX推進計画、デジタル・トランスフォーメーションという計画を策定して、ICTの浸透への取組を進めているわけでありまして、その重点取組事項にマイナンバーカードの普及促進というのが挙げられています。先ほど来ありましたが、令和3年度、国のほうではデジタル庁というものを設置していく予定でありまして、寒河江市におきましてもデジタル戦略課というものを新設し、デジタル技術を活用した住民サービスのさらなる向上を図っていくことにしているところであります。

いずれにいたしましても、マイナンバーカードを活用した利便性の向上に向けまして、国の動向なども十分注視しながら、どのようなサービスを付加することが可能か、そして交付率を上げられるか、引き続き検討していきたいと考

えております。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** タブレット端末を申請用として1台予算化することのことで、活用していただきたいと思ひます。

米沢市でも、利用率を上げていくために、企業で10名以上申請がある場合、会社に伺って申請手続等の説明をしているそうです。また、休日もマイナンバーカード申請をする窓口を開けていると聞きました。このような工夫も必要なのだと思います。

アメリカでは、コロナウイルス感染症の影響で特別給付金を全国民に給付するに当たり、社会保障番号と銀行口座がリンクされているため、実施決定から即座に給付金が振り込まれたようであります。政府も銀行口座とマイナンバーのひもづけを義務化しようとしていたようですが、あくまで利用者の任意とすることに方針転換しました。ですが、今後、メリットを説明した上で進めていきたいようです。

このデジタル化推進は加速していくと思われ、各自治体もその対応に追われるのではないかと思います。市民の中には、なかなか新しいものを取り入れることに一歩踏み出さない方もおります。ですが、利便性を説明した上で、高齢者でも簡単に使える、トライできるシステムを考えていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

通告番号2番、寒河江市市民浴場の建設について質問させていただきます。

寒河江市市民浴場は、昭和58年に開業しました。当時、利用者数は1日100名程度で、市民の憩いの場になればと建設されたと聞いております。

ところが、予想をはるかに上回り、1日1,000人を超える利用者数となり、わずか1年9か月で50万人が入浴しました。3年5か月後には100万人を達成し、平成26年には1,000万人

達成しました。まさに温泉ブームの火つけ役だったのではないかと思います。

その後、近隣の自治体でも温泉施設が次々と建設されました。ゆびあ、テルメ、ゆ．ら．ら、ひなの湯などができ、現在は温泉激戦地となりました。

令和元年の利用者数が21万6,617名、1か月平均1万8,051名、1日平均が約600名のようです。同年の市民浴場入場収入は3,205万8,400円です。

新しく建設される施設は、P P P事業の導入により、公共が資金調達を負担し、設計、建設、管理運営を民間に委託する方式とのことです。民間経営となれば、施設の維持費、人件費などを生み出さなければなりません。近隣の民間事業を圧迫しないよう配慮する整備方針とのことです。利益を生み出すためにも、寒河江市内外から多くの来場者が訪れる施設にしなければならないと思いますが、その点に関しての見解を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在の寒河江市の市民浴場、先ほど鈴木議員からもありましたが、付近に活断層、山形盆地断層帯が存在し、この活断層が動いた場合、大きな被害をもたらすということで、そういうことが懸念されること、そして、先ほど来ありましたが、昭和58年1月に供用を開始して以来、38年を経過して、施設の老朽化が進行していることから、移転新築することとしたわけであります。

新たな寒河江市市民浴場を整備するに当たり、今年度、公共施設としての浴場の機能や市の財政負担の軽減及び民間活力の導入による整備の可能性を検討するため、P F I (Private Finance Initiative)、民間の資金と経営能力、技術力を活用した公共施設等の設計、改修、更新や維持管理、運営を行う公共事業の手法でありますけれども、P F I事業の導入可能性調査

を行ったところでございます。

この調査の結果を受けて、市の財政負担がより少ないP P P (Public Private Partnership)、横文字ばかりで大変恐縮ですが、官民連携と呼ばれておりまして、先ほど来ありましたが、民間資本や民間ノウハウを活用して、効率化や公共サービスの向上を目指すこのP P P事業の中でD B O方式 (Design Build Operate) ということではありますが、公共施設の設計、建設、維持管理、運営などを民間に一括して委託する方式を採用することとして、島南地区内に令和5年4月の開場を目指して整備を進めているところであります。

新しい市民浴場については、先ほどありましたが、市民の皆さんの安全安心を確保しながら、より市民の方々が利用しやすく、また、より一層、健康増進機能の強化を図るとともに、地域の交流活動の拠点として交流人口の拡大に資するため、周辺施設、グリバーさがえ、ふるさと総合公園などとも十分連携をしながら地域の魅力を発信し、地域づくりの拠点として市民の方々をはじめ多くの来場者に来ていただけるような、そういう施設にしていきたいと考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 地域づくりの拠点として、いわゆる公共の施設ということで、あまり大規模ではない。ですが、一般市民、そして観光客が一時滞在し、リフレッシュできるような施設ということですね。

次に、新しい施設の運営会社が決まり、施行させる段階で民間の運営会社の意向も出てくるのではないかと思います。どの程度生かされるのでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** これから令和3年度に民間事業者を決定していくということになりますが、公募によりまして設計、建設、運営について事業

者の方々より御提案をいただいて、その内容について審査委員会で審査をして、優先交渉権者を選定していくということになるわけでありませぬ。

整備プランの中でもお示しをしておりますとおり、今回は民間事業者の方が自由に利用できるように、提案スペース70平米ですかね——を設けているというのが特徴となっております。民間事業者の方の創意工夫によって、ノウハウを生かした柔軟な発想を出していただいて、最大の効果を上げていただきたいというふうに期待をしております。

民間の事業者の方の意向がどの程度反映されるのかということについては、先ほどお話ししましたけれども、DBO方式を採用しておりますから、審査会をクリアした民間事業者の方が提案した内容に基づいて建設がされ、運営をしていただくということになっているわけでありませぬ。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 来年度のプロポーザル、提案、公募、募集ということで、その時点でぜひ民間の工夫やアイデアなどを取り入れていっていただきたいと思ひます。そして、できれば近隣の温泉施設もまねのできない、市民のための健康増進を目的とした機能を検討していっていただきたいなと思ひます。

次に、新しい施設の入場料が試算では250円となるようですが、1日何人入場する計画なのか、経営が成り立つには何人の入場者が必要になると考えているのか、伺ひます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 想定の入場者数ということですが、先ほど冒頭に鈴木議員からもありましたが、今の市民浴場も発足当時は最大1日1,000人ですから、年間にするると36万人ぐらい入っていたという時期もあるわけでありませぬ。直近の1年間の入場者数、令和元年度は21万

6,000人ということでありませぬ。今回は移転して新築ですから、やっぱりそれなりの効果というんですか——が出てくると思ひますので、期待も込めて入場者数が年間30万人ぐらいと想定をしております。

年間30万人の入場者数ということを見込んだ場合、入場料250円と仮定しますと、民間事業者の方が行う自主事業収入などをきちっと確保していただくということになれば、経営的にもほぼ成り立つのではないかと考えているところでありませぬ。しかし、これはあくまでも試算でありませぬから、実際は変動する可能性も多々ありますので、その辺は御理解をいただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、運営については入場料収入や指定管理料のほかに、運営事業者が行う自主事業、例えば飲食とか物販など、創意工夫をしていただいて、より収入増を図っていただくことを最大限に生かして運営をしていただきたいと考えているところでありませぬ。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 年間30万人目標ということですが、そして、ぜひ民間の自主事業も期待したいと思ひます。ぜひ、市の財政負担が少なくなりますよう、お願い申しあげませぬ。

続きまして、整備プランの平面図を拝見いたしました。トイレの場所が奥に1か所です。最近の施設ではサウナもあり、脱衣所にトイレがあるのが普通だと思ひます。トイレの充実も必要と考えますが、見解を伺ひます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃるとおりでありまして、これまでお示ししている整備プラン、案ですけれども、平面図はあくまでも現段階での基本イメージでありますから、もちろん決定したものではありません。

それから、これまで実施いたしましたパブリ

ックコメントの御意見、それから地元の方々からも御意見をいろいろいただいておりますので、そうした内容も十分考慮しながら、利用者の方々から喜ばれる施設にしていきたいと考えております。

今後、具体的な基本設計などを進めていくことになるわけでありますけれども、トイレの配置など、施設機能につきましては、利用される方々に優しく安全で快適に、そして安心して利用していただける施設になるように配慮してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** あくまで基本イメージということでございますけれども、やはりお年寄りにはトイレが近いほうが助かります。また、女性風呂の前を通らないとトイレに行けないというのも大変違和感がありますので、ぜひお客様の行動の動線を考えて、市長がおっしゃったように人に優しい設計にしていっていただきたいと思っております。

次に、温泉の湯量について通告しましたが、源泉に関する資料を頂き、湯量が毎分1,061リットルであることが分かりましたので、次の質問に移ります。

その毎分1,061リットルの湯量の中から、市民浴場で使っているのが毎分350リットルです。それ以外を市内の施設に分湯しています。ゆ〜チェリーに毎分300リットル、シンフォニーアネックスに毎分150リットル、そのほか、チェリーパークホテルや自動車学校、JAさがえ西村山など様々で、合計すると毎分1,011リットルを使用しています。

将来的に拡張可能なプランとして露天風呂の用地を挙げていますが、今回の建設に当たり、湯量の確保のためにも源泉をもう1本掘っておくべきではないかと思っておりますが、見解を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新市民浴場の規模につきましては、類似している公共施設の状況でありますとか、周辺の民間の温浴施設への影響なども十分勘案しつつ、公共サービスとしての観点から、現在の市民浴場の1.5倍程度の床面積930平米といたしました。大変要望の高いサウナ施設を付加した施設というふうに考えているわけであります。

露天風呂については、先ほどありましたけれども、将来拡張スペースとして確保はしているわけでありますけれども、設置に伴う配湯量の増加などによりまして、現在民間施設等に配湯している湯量等に影響が出る可能性がある、また、設置した場合の維持管理費が新たに発生するなどを考慮して、基本設計の段階では設置しないということにしているところであります。しかしながら、利用していただく市民の皆さんなどから露天風呂設置というものを強く望まれていく場合などについては、新たな源泉採掘調査などについて検討していく必要が生じてくると理解しているところでございます。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ぜひ検討していただきたいと思っております。源泉を掘るとなりますと、コスト面もかかると思っております。ただ、それにより露天風呂建設時に余裕ができますし、違う使い方もあるのではないかと思います。温泉施設の中に温水を使った健康増進のためのウォーキングプール等の設置や農業用ハウスが雪で倒壊しないように、雪を解かすために農業のために温泉を使うなど、市民のために利用することができると思っております。

先月、泉町の住宅が火事になりました。90代のおじいさんが亡くなられ、大変痛ましい火事でありました。消防団の方々は近くの防火水槽から水を引き、消火に当たっていました。その防火水槽は、個人の農地の一角にあります。市民の土地を無償で借りて防火水槽を設けている

とのことですが、最近では代替わりをし、防火水槽をなくしてほしいと要望する人もいます。

そこで、新しい施設は広大な用地もあり、盛土をして最上川の洪水にも耐えるような防災機能を踏まえた施設であってほしいことに加えて、防火水槽を設置してはどうかと思いますが、お考えを伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新しい市民浴場の設備用地に関しては、御案内のとおり、浸水想定区域になっております。最大で2メートルの浸水が想定されているということでもありますから、建物などの施設部分についてはそれ以上の盛土を行って浸水被害が及ばないようにしていくことになっております。また、非常電源なども確保して、避難所などの防災機能も備えた施設にしたいと考えております。

そして、御質問がありました。新しい市民浴場の整備に当たっては、周辺の防火水槽や消火栓の消防水利が配置基準に基づいて適切な配置になっているということがもちろん必要であります。そういったことで、このたび、西村山広域行政事務組合消防本部と協議をさせていただいて、結果的には消火栓を設置することにより基準を満たしていくということになりましたので、その方向で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** 消火栓を設置するような検討をしていただけるということで、よろしく願いいたします。特に冬場は積雪のため、消火が困難な状況にありましたので、ぜひ設置していただきたいと思います。

やはり地震のときなども断水してしまったり、消火栓が使えなくなったりなど、そういったこともあるかもしれませんが、近隣に整備された

消火栓、防火水槽等があれば賄えると思います。防災意識を高めていけるような施設、そして市民ファーストの施設であってほしいと思います。

最後に、大江町では半年分の入浴券を3万3,000円ぐらいで発行しているようです。毎日のように利用する住民や高齢者にとりましても、とてもよい企画であると思います。そういったサービスも企画してはいかがでしょうか。

令和5年度開場予定の寒河江市市民浴場が地域住民に愛され、観光客がまた行きたいと思えるような魅力ある温泉施設になっていただきたいと思います。

これにて一般質問を終わります。ありがとうございました。

## 國井輝明議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号3番について、14番國井輝明議員。

○**國井輝明議員** 遅ればせながら、佐藤市長におかれましては、4期目の当選、誠におめでとうございます。

佐藤市長におかれましては、コロナ禍で市民の生活を守るという強い意志の下、手厚い緊急経済支援対策を講じながらも、ふるさと納税では東北一の寄附額を頂く成果を上げられました。また、学校教育ではタブレット端末をいち早く取り入れるなど、先進的な取組も進められるなど、継続して市民サービスの向上を図られていることに市民からも高い評価を得ているところであります。

私も議員という立場で佐藤市長の応援の意味を込め、これからも議論を重ねてまいりたいと考えているところでありますので、今後ともよろしく願いいたします。

このたびは、項目を1つに絞り、質問させていただきます。

通告番号3番、きめ細やかな除雪体制の構築

について質問いたします。

雪が全くなかった昨シーズンと比べ、今シーズンは昨年12月末からまとまった雪が降り続けました。寒河江市では、除雪作業の効率化や改善を図るため、平成29年度より除雪情報管理システムを導入しております。これは、各除雪車両に搭載したスマートフォンのGPS機能を活用し、車両の現在位置や軌跡を確認することができるもので、要介護者宅のきめ細やかな除雪にも役立っているとあり、お年寄りに優しい、そして住みよいまちづくりを進めてくださっていることに感謝申し上げます。

冒頭で申しあげましたが、雪が全くなかった昨シーズンと比べ、今シーズンは12月末からまとまった多くの雪が降り続けました。こうしたこともあってか、私へこれまでになく15件もの多くの要望等が寄せられました。積雪が多かったことで見つかる課題も多かったと感じます。

まずは、市民から寄せられた声の一部を述べさせていただきます。

町会長より、小中学生の通学路に多くの雪が残され、車1台が通るのがやっとという状況であるため、事故が起きないように排雪していただきたいとの要望。宝地内、西根北町地内ほかでありました。

町会長より、西根小学校前の道路の幅が狭過ぎるため、排雪をお願いしたい。

寒河江市PTA連合会会長より、本楯地内においては、小中学生の通学路は道幅が狭い上、すり鉢状になっており、大変危険な状態であるため、きれいに除雪してほしい。また、この箇所に限らず、児童生徒が安全に通学できるよう、丁寧な除雪をお願いしたいとの要望であります。

市内七日町にお住まいの方より、天候がよくなり、車の運転が難しいほど道路の雪が緩んでいるため、除雪してほしいとの要望。

駅前商店街の方より、県道の除雪はしっかりと路面が見えるように除雪するのはよいが、店

舗入り口に大量の氷の塊を置いていかれる。改善してほしいとの要望。

寒河江八幡宮より、坂道が急勾配であり、積雪、凍結すると車が上れないため、改善してほしいとの要望。

今年1月、弁天沼付近を通った際に、車が立ち往生しておりました。たまたま通りがかった私が運転、阿部議員、佐藤議員、伊藤議員、3人から押ししてもらい、何とか脱出させました。聞きますと、この箇所では毎年このように立ち往生する車が多いとのこと。

子育て中の独り親世帯の方より、自宅の間口へ大量の雪が残されることで大変苦勞している。しかし、対面にお住まいしている方の間口には全く雪が残されないよう除雪していく。不平等であるとの苦情。

南部小学校前の道路は、児童が歩くには雪も多く残され、ひどい状況であるため、きれいに除雪してほしい。毎年このような状況であるので、改善してほしいとの要望。

寒河江中央工業団地から平塩にかけての路線では、降雪時に毎回狭くなり、車の擦れ違いができないため改善してほしい等々、多くの声を伺いますと、寒河江市ではこれまで以上に丁寧な除雪が必要であると感じます。

私は、この一般質問を通じ、よりよい除雪体制を構築するための新たな取組等を御提案させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、市に寄せられた御意見等について、初めに今シーズン、除排雪に対する市民からの要望等はどの程度あったのか、その内容と対応も含め、お伺いをいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員から、除雪体制の構築について御質問がございます。

まず、今年度の除雪作業の状況であります。今定例会初日の市政報告の中でも申しあげまし

たが、2月26日現在で一斉除雪が19回、自主出動が最も多い田代地区で一斉除雪を除き16回ということで、大変な大雪であります。9年ぶりの豪雪対策本部を設置したということでもありますので、市の総合窓口寄せられた御意見についても、全体で443件ということで、一昨年は117件でありましたから、約3.8倍というふうに多くなっております。

内訳としては、市道、県道、国道、私道の除雪依頼が161件、それから間口への押し雪等、除雪に関する苦情が127件、雪下ろし業者や補助金など、助成の問合せなどが68件、それから雪捨て場の問合せが21件、その他、破損の報告とかお礼とか市民トラブルなどのその他が66件となっております。

問合せに対する対応でございますけれども、市道や私道の除雪依頼に対しては、市の除雪車で対応させていただいております。そして、国道、県道の除雪依頼については、国や県に対して御意見の内容などを連絡しているということでございます。

それから、間口等への押し雪等に対する苦情127件がございましたが、その内容について除雪業者に必要なものは伝えて、今後改善に向けて検討していただくよう要請しているところでございます。

一方、市民の皆さんには状況などを市のほうで説明をさせていただいて、御理解をいただくようお願いしているケースなども多々あるというのが実情でございます。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 答弁ありがとうございます。やはり雪が多かったということで、昨シーズンに比べて3.8倍の御意見等が寄せられたということで、その声にもしっかりと対応いただいているということで感謝を申しあげたいと思っております。

続きまして、現在の除雪作業の進め方につい

てお尋ねをさせていただきたいと思っております。

村山市では、除雪作業の人件費や機械経費を含む除雪に係る100時間までを前金として支払う最低補償制度というものを設けて、丁寧な除雪を実施していると伺っております。

寒河江市では、現在どのような除排雪作業に取り組んでおられるのかをお尋ねさせていただきます。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどの御質問の中でもございましたが、寒河江市では除雪情報管理システムというものを導入させていただいて、除雪作業の見える化を図るとともに、要介護者宅の負担軽減を図るなど、きめ細かな除雪を進めているところであります。

寒河江市の除雪排雪作業については、除雪計画書に基づいて行っております。市の所有機械が9台、委託機械が63台、計72台、それと消雪パイプ、無散水融雪施設などで、合わせて全長343.89キロメートルの市道について除雪作業を実施しているということでございます。

そして、委託契約については、除雪機械ごとに単価及び待機補償料の契約を行って、出動回数が少ない場合でも一定の収入が確保され、きめ細かな除雪体制が実施できるよう取り組んでいるところでございます。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** ありがとうございます。

市全体では72台で対応に当たっているということで、待機費ということで支払いながら進めているということでございますので、その辺は後ほど確認をさせていただきたいと思っております。でも、やはり寒河江市では見える化を図って除雪に当たっているということで、大変先進的な取組を進めているというふうに認識をさせていただいているところであります。

先ほどの要望等々でも出ましたけれども、県道との除雪の協力関係についてちょっと質問さ

せていただきます。

駅前商店街の方より、県道では道路すれすれまで除雪することはとてもよいのですが、店舗の入り口に大量の雪や氷の塊を置いていかれる、排雪場所もないため、改善してほしいとの要望をいただきました。また、フローラ・SAGA E正面には毎年とっていいほど大量の雪が残され、道幅が狭くなるため、改善してほしいとの要望もいただいているところであります。

県道と市道の交差する箇所や県道に付随する歩道等には多くの雪が残されることが多々あり、こうしたことがないよう改善を求める声があります。県と改善するための協議をされた経過はあると思いますが、改善に向けた取組をどのように考えるのか、お伺いをいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この件については、毎年、除雪作業のシーズンを迎えるその前、11月に西村山地区、県と1市4町でありますけれども、除雪会議というものが開催されて、懸案事項でありますとか、代替路線、市道であるけれども県が掃く、県道であるけれども市が掃く、要するに効率という意味で、そういう観点から代替路線なども調整をさせていただくなどという意味で、意見交換を毎年行っているところであります。

その中で、県道と市道、町道で除雪作業に伴う交差点箇所の段差についても意見が出されておまして、段差解消に向けての調整を行っているところでございます。

先ほど御指摘がありました箇所などについては、お聞きをすると県道のようにありますから、この場で具体的なことは私のほうから申しあげられませんが、間口の雪の除雪については、市道でも同じような案件があるわけであり、何とか解消してほしいという要望が市民の皆さんから多々あるわけでありまして、全ての間口の雪をなくす除雪というのは大変であろうかと思っています。実施しようとする、

除雪車の後ろにロータリー除雪車や小型の除雪車をつけて間口の雪を取り除く作業が必要でありまして、現状ではなかなか難しいわけでありましようから、市民の皆様には御理解と御協力をお願いするしかないという面があるかと思っております。ただ、先ほどありました箇所などについては、改めて道路管理者である県のほうにしっかりと伝えて、改善をしていただくようお願いをしていきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。意見交換しながら除雪会議を進めて、進めているということで、やはり雪が多かったから今シーズンは大変だったのかなというふうに私も認識しております。

先ほど15件ほど私に意見が寄せられたと冒頭で言いましたが、実は除排雪に関して昨日も1件排雪をお願いしたいということで御依頼が来ました。具体的には駅前商店街の方で、県道を排雪した多くの雪がまだ残っていて、市道を半分塞ぐほどの雪が残っていたため、それを排雪してほしいんだということで、昨日、市の担当者に御相談をさせていただきましたところ、議会が始まったときに、大変ちょっと申し訳ございませんが、私のほうにLINE連絡が入りまして、除雪作業に当たっていますと、ありがとうございますと、私に御礼が来ましたので、この場をお借りしまして、即時対応して下さったことに御礼申しあげます。誠にありがとうございます。

ちょっとここから私の思いといいますか、きめ細やかな除雪という意味で、除雪業者との町会との意見の共有についてということで質問させていただきたいと思っております。

冒頭で申しあげましたが、降雪量が増えることにより道幅が狭くなり、車が擦れ違えなくなることが多々あります。私に寄せられた市民の

声を聞きますと、毎年同じ箇所であるなということが分かります。毎年同じ箇所の除排雪の依頼がされないよう、丁寧な除雪作業がされるよう心がける必要があるのかなと思っております。

改善策として、町会長が町内会の意見をまとめ、除雪業者と事前に打合せを行い、その情報を共有することにより、これまでよりも改善された除雪が行えるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国井議員から御提案がありましたが、丁寧な除雪作業を行う上で、町会長の皆さんと除雪業者の方が事前に打合せや調整を行って、地域の情報を共有しながら除雪作業を進めるということになれば、市民の皆さんの御理解、御協力をいただきながらでありますけれども、市としては大変ありがたいことだと思っております。

これからいろいろ課題などもあろうかと思っておりますので、その課題を解決しながら進めていきたいと思っておりますが、町会長さんのほうから町内会の除雪作業に関しての情報提供、あるいは先ほど申しあげましたが、町内にお住まいの方の協力というものも事前に必要かなと思っておりますし、また、除雪の業者の方においても、各町会の情報を基に課題解決を図るための対応というのが必要になってくると考えております。

例えば除雪の完了の時間を早めてくださいという地元の要望があった場合にどうするのかということになると、例えば除雪機械を増やすことができるのか、あるいは作業開始時間を早めることができるのかなどということが考えられるわけでありましてけれども、実際、業者の方それぞれの状況、事情などもお聞きをしながら調整をしていくということが必要かと思っております。

地域地域でもいろいろな課題が、共通している部分もありますけれども、それぞれ特別な事情なんかもあるわけでありましようから、

そういった意味で調整を図っていく、そのためには、各町会ごとにもそうですけれども、全体の町会長連合会と除雪協力会などにもお話を通して課題解決に当たっていただけるように取組を進めていければと考えております。

○**柏倉信一議長** 国井議員。

○**国井輝明議員** ありがとうございます。やはり地域によってのいろんな課題もありますし、先ほど答弁いただきましたが、時間をいろいろずらすとか、いろんな対応があるかと思っておりますが、いろんな課題があるかと思っておりますが、これまでよりも丁寧な除雪につながるような取組ということで、調査研究をいただきたいと思っております。

今、きれいに除雪はしてほしいと私は申しあげておりますが、やはり全ての路線をとすることは時間的に、除雪を完了するには影響が出るため、少なからず児童生徒が通学する路線は常に幅を持たせた丁寧な除排雪をお願いしたいわけでありまして、この辺につきましては後ほど質問させていただきたいと思っております。

次に、除雪業者またはオペレーター個人によって除雪作業の優劣があると感じますので、除雪作業に関わる方の技術向上が必要と考えます。除雪作業の方向によるものなのか、左右で残される雪の量が全く違うことに不平等感を抱いている市民も多いようであります。

例といたしまして、子育て中の独り親世帯の方から連絡があり、間口に大量の重い雪が残されることが多々あった。除雪機を持たない方からしてみれば、人力ではどうしようもないときがあります。さらに申しあげれば、向かい側のお宅には全くといっていいほど除雪された雪が残されていないことに同じ市民として不平等であるという連絡がありまして、私も現場を確認させていただいたところでありました。

こうしたことについても、町会と除雪業者との意思疎通を図ることで改善されるものとは考

えます。除雪作業の技術向上と平等な除雪の実現に向け、どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内かと思いますが、寒河江市内の除雪業者の方には経験豊富なオペレーターの方も多数おられるわけでありましたが、高齢のために若いオペレーターに替わってもらっているなどという方もおられると聞いております。

議員のお話を伺いますと、除雪作業を行うに当たって経験による技術の差が出ている箇所もあるのかなと考えてしまいますけれども、間口の押し雪の撤去作業を考えれば、市民の皆さんに対して公平公正でなければならないと思っております。こうした御意見などについては、直接業者の方に指導を行うとともに、先ほどお話がありましたけれども、除雪協力会——全体の組織であります——を通じて改めて公平公正な除雪作業に取り組んでいただくように指導していくことも必要だと考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ぜひ対応をよろしく願いいたします。

今シーズンのような大雪時、特に町なかの除雪では雪を押し場所が少ないわけですが、きめ細やかな除雪を行うことを目標と考えますと、課題もあると考えますが、その対応についてお伺いをいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回は、先ほど来申しあげておりますが、9年ぶりの大雪ということで、多数の御意見やら苦情などもいただいて、そういう意味で、今日いらっしゃる議員の方、國井議員だけでなく各議員の皆さんのところにも多数の苦情が寄せられているのではないかと思います。そういう意味では大変申し訳なく思っているところではありますが、そういったことでいろんな苦情に対して、できるだけ対応していくこ

とにしておりますけれども、先ほど来ありましたけれども、公平公正な作業というのは根底になければならないと思いますから、そこら辺の見極めというんですかね、姿勢というものを改めて事業者の方にも御理解をいただいて、市民のために頑張っていたきたいと考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

それでは、子供たちの安全確保について質問をさせていただきます。

子供たちの安全確保のため、通学路の除雪について質問いたします。これまでも子供たちが安全に通学できるよう丁寧な除雪を心がけてこられたわけではありますが、今シーズンのような大雪時には、歩道のない道においてはさらに丁寧な除雪を実施しなければ十分な道幅の確保ができません。除雪の際には、子供たちの通学路となるところは、二、三度かけても道幅を広げる丁寧な除雪を行ってほしいと考えます。

同僚の古沢清志議員へも、除雪について一般質問で取り上げていただき、改善してほしいとの連絡が入ったそうです。その内容は、平塩橋についてであります。この箇所は、除雪を行っているものの、残された雪でとても狭くなり、子供たちが通学するにはとても危険で見られない、幅出しをお願いしたいというものであります。

このように、除雪だけでは対応できないということであれば、ロータリー車による幅出し作業を必ず行うなど、対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 通学路の安全確保、これは大変大事なことであります。今年は大雪もありまして、また、気温がなかなか上がらないということで、道路あるいは歩道の積雪量が増えて、特に車道については道幅が狭い箇所が多くなった

というのが事実でございます。

除雪作業を行う上で、子供たちの登下校時の安全確保のために、早朝の除雪作業だけでなく、子供たちが通る学校周辺の通学する前の幅出しというものも大変重要なので、そこら辺も頑張らせていただいているというふうに今年はしておりますけれども、なかなか実施できないという御指摘のような狭い箇所が多数見られるのも事実であります。

そういったことから考えますと、このような大雪の場合などについては、幅出ししていくと同時に排雪作業というものを連係しながら対応していく体制というものを今回の大雪の教訓として来年度の計画を立てる際の課題にしていく必要があるのかと思います。どうしても、特に前の質問の中でもありましたが、町なかですと、除雪しようにも雪を片づけられない、置く場所がないというところが多々あるわけですので、そういうところはどうしても除雪だけではなくて排雪ということも一緒にしていかないと、そういう通行に不便を来すということが見受けられますので、そういった意味では、来年度に向けてでありますけれども、そこは対応を検討していきたいと思っています。

それから、通学路の話に戻りますけれども、学校側とも十分連携を取りながら、いろんな要望とか御意見をいただくような連携を密にする対応なども必要かと思っておりますので、そういった意味でこれからPTA、町内会の皆さんとも連携して、子供たちのために安全確保を図っていきたくて考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ぜひ、町会またPTAとの連携を密にして、少しでも幅のある、そして安全な道幅の確保ということでお願いをしたいと思っております。

続きまして、除雪機の貸出し制度についてお尋ねをさせていただきます。

日中ある程度時間に余裕をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、こうした方からも除雪に協力いただくことはできないものかというふうに考えます。

こうしたことを考えますと、寒河江市として小型除雪機や普通免許でも運転、操作できるタイヤショベル等を配備し、町会へ貸出しを促し、きめ細やかな除雪への協力をいただくことを目的とした除雪車の貸出し制度を創設してみたいかがかと考えます。

こうした取組を実施する場合に課題となることはないのか、お伺いをいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 除雪機の貸出しについて、一般の御家庭にあるような手押しの小型除雪機の貸出しについては、平成18年12月から5か年間、地域のボランティア団体などの方が高齢者や身障者のみの世帯等の除雪を行う場合に貸し出す事業というものを実施した経過があります。5年間実施しましたが、利用件数は1件だけということでありました。なかなか利用していただけなかったということでもあります。

議員からは乗用の小型除雪機ということでありましたが、ロータリー除雪車、タイヤショベルというふうに考えられるわけでありまして、課題はどうかということではありますが、いずれの機械も一般の市民の方に機械を操作できる人がどの程度いるのかとか、あるいは事故があった場合の対応をどうしているのかなどという課題があるかと思えますし、また、市道上を移動するとなれば、普通免許のほかに作業用の免許が必要だとなっておりますので、御提案の件については今後の検討課題とさせていただければと思います。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。少し時間のある方、余裕のある方にも協力いただければ、うまく一斉除雪以外でもきれいになるのか

など思っておりましたので、ちょっと御提案なんですけれども、やはりいろんな課題もあるんだなということで、検討いただくということがありますので、ぜひ検討いただき、実施できるようなのであればしていただければと思っていますところでもあります。

次に、除雪業者の実名公表についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

現在、寒河江市で行っている除雪作業は、路線ごとに担当していただいていると伺っております。先ほども申しあげましたが、除雪業者またはオペレーター個人によって除雪作業の優劣があるのは事実であります。私は、除雪技術向上はもちろんですが、市民お一人お一人の気持ちになった丁寧な除雪に心がけてもらいたいと考えております。

現在、要望、苦情等については、市の担当者に寄せられたその声を除雪業者へ届けていると思います。しかし、ワンクッション置くことで、オペレーターにその声が届いたときには、市民のお気持ちの半分も伝わっていないと思っていますのです。市民が望む除雪の実現には、除雪作業を行っている方本人へ声を届ける必要があると私は考えます。プロフェッショナルであることから、責任を持って作業に当たってもらいたいと思っております。

そのためにも、市報や市のホームページ、さらには町内会の回覧板等を通じて、除雪に係る要望、苦情等は直接除雪業者へ届けるよう、事業所名と連絡先の公表をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 業者の方の実名公表という御提案でありますけれども、先ほど来ありましたけれども、除雪作業に対して市に寄せられた御意見とか苦情などについては、市の職員がまず現地を確認して対応しているという状況でござい

ます。また、苦情などの内容については、除雪業者に対して改善をするよう指導しているという状況であります。

除雪業者の氏名等の公表ということで、事業所名と連絡先の公表ということでもありますけれども、現在、市のホームページに除雪計画書というのを掲載しているわけでありまして、その中に事業者の方の名簿は紹介をさせていただいておりますので、公表することについては大きな問題はないのではないかとというふうにも考えているところではありますが、一方で、市民の皆さんの苦情などが直接除雪業者の方に届くということで、オペレーターの方が萎縮をしてなかなか作業が進まないとか、できなくなったなどということがありはしないか、あるいは、個人で経営している業者の方もいらっしゃいますので、そういった方が御家族の方々までにも矢面に立たされるなどということが生じてはならないとも思いますので、公表を拡大するというについては除雪協力会などとも十分相談をさせていただいていく必要があるというふうに認識をしているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 懸念するような材料が大変多いと私も思っておりますが、連絡が来ないようにするためにしっかりと除雪に当たってくださるのかなと私は思っておりますので、そういった心構えを持っていただければ私はそこまでなくてもよいとは思っておりますので、ぜひ市民一人一人、皆さんの気持ちといいますか、市民の気持ちに立った除雪を行っていただけるよう指導をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問をさせていただきたいと思えます。

最低補償制度についてということですが、冒頭で佐藤市長からも答弁いただきましたが、現在、村山市では除雪委託料の最低

補償制度を創設し、除雪作業に当たる業者と契約締結していると伺っております。契約期間は11月1日から3月31日のうち、補償期間を12月1日から3月10日の100日間として算出、人件費の補償として53万、機械経費の補償として21万、合わせて74万円の補償をするものであります。これにより、積雪の有無によって収入が大きく左右されることもなくなることから、機械経費も安心して考えることができるとのことです。

昨シーズンは全くといっていいほど降雪がなかったため、除雪作業もほとんどなく、業者の方からはお金にならなくて大変なんだと聞かされました。また、市民からは、除雪には全くお金がかからないから随分と余っているのではないかというような声も伺ったところでありました。

除雪作業に当たる方は重機を維持管理するにもお金がかかることから、その補償として寒河江市は待機補償費というものを既に実施してこられました。

ここでお尋ねしたいことは、村山市が実施している最低補償制度と比べ、寒河江市が長らく実施してきた最低補償費とはどのような違いがあるのか、その内容について伺いをいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市の除雪作業、委託しているわけでありましてけれども、委託の期間というのは12月1日から翌年の3月5日と、今日までですかね、例年そういう形になっております。

委託料については、作業時間単位ごとの1時間当たりの単価契約ということになります。そのほかに、委託期間中の除雪機械と人件費について、待機補償料をお支払いしているということでございます。

この待機補償料については、委託期間内の一斉除雪回数を想定して、想定回数の6割につい

て除雪機械損料と人件費をお支払いしているということでありまして。今年度の待機補償料については、1台当たり約76万円となっております。

村山市における最低補償料と寒河江市の制度の違いでありますけれども、村山市では、最低補償制度の稼働時間を超えた場合、100日間ということですかね、稼働時間を超えた場合、除雪機械の稼働時間に応じて委託料の補償分が減少いたしますけれども、寒河江市の場合においては、出勤回数や稼働時間にかかわらず、待機補償料を全額お支払いしているということになっておりますので、寒河江市から委託された業者の皆さんには安定した収入が確保されているということで、きめ細かな除雪に取り組んでいただけるものと期待しているところでございます。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** ありがとうございます。除雪の有無にかかわらず、補償費として支払って、除雪で動いたらその分も支払うということで、寒河江市は大変手厚い支援をしているんだなというふうに認識をいたしました。そういった意味では、寒河江市で除雪作業に当たる方には大変助かることだなというふうに改めて認識をいたしました。

ぜひとも丁寧な除雪ということで、これからも心がけてほしいなと思っておりますが、このたび質問させていただいた課題について、少しでも解決して、除雪作業でお困りの方が減ることを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○**柏倉信一議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

○**柏倉信一議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 月光裕晶議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号4番、5番について、5番月光裕晶議員。

○月光裕晶議員 月光裕晶と申します。よろしくお願ひいたします。

通告番号4番、小中学生へのタブレット1人1台配付について質問させていただきたいと思ひます。

まず、佐藤市長におきましては、4期目の当選、誠におめでとうござひます。今期も今まででどおり、市民第一の政治で頑張つていただきたいと思つております。

特に子育て世代にはとても手厚くフォローしてくださつており、そのことを知つた私の友人も子供2人を連れて寒河江に戻つてくることを視野に入れているところござひます。しかし、それもコロナウイルスが落ち着いたらとのことで、世の中はまだコロナウイルスが猛威を振つており、ワクチンの効果に期待が高まるところでござひます。

振り返つてみますと、この1年はコロナウイルスに振り回された1年だったかのように思ひます。医療関係、飲食店、旅行業界、様々な人が様々なところで、よくも悪くもコロナウイルスの影響を受けておりますが、子供たちや学生の皆さんにとつても大きな影響があつたのではないのでしょうか。入学式などの行事の中止、突然の休校、部活動の大会の中止、大学1年生の中にはまだ一度もキャンパスに行つていないという子もいるそうです。

そんなコロナ禍で、政府はG I G Aスクール構想を前倒しで推し進めてきました。今年度内に学校内のW i - F i環境を整え、子供1人に1台のタブレットを配付するとしており、本市でも配付はほぼ完了したとお聞きしました。

私は、この1人に1台のタブレットを持たせるという取組は、学校教育の大きな転換期では

ないかと考えます。多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質や能力をより一層確実に育成できる教育の実現への一歩ではないでしょうか。

さらには、教員の校務による負担の軽減にも大きな効果が期待できます。1人1台のタブレットを配り終わつたらがスタートです。このI C Tを生かすことができるか、それとも配つただけで埋もれさせてしまうか、それだけでこれからの教育現場が大きく変わるでしょう。

そこでお聞きします。まず、来年度はどのように活用する予定なのか、学校内と家庭内では使い方が変わつてくるかと思ひます。そのあたりも踏まえてお聞かせいただきたいと思ひます。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 1人1台タブレットの来年度の活用計画ということでござひますけれども、まず、平成30年に実施されております生徒の学習到達度調査、いわゆるP I S Aと言つておりますけれども、我が国はデジタル機器の利用が他のO E C D加盟国と比較して低調であるということが明らかになっているということもあつて、御案内のとおり、文部科学省が令和元年12月に児童生徒向けの1人1台端末、そして高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想を打ち出してあります。

また、昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための一斉休校時においても、遠隔授業が可能となるような環境整備が必要であるという要請もござひまして、当初、このG I G Aスクール構想は令和5年度までの整備を計画してはりましたが、今年度に前倒しをして実施しているところであります。

御質問の児童生徒用タブレットの来年度からの活用ということでござひますが、本市におきましては全ての小中学校に2月3日から10日の間にタブレットを配付しており、学校での活用

だけにとどめず、他の自治体に先駆ける形で家庭に持ち帰っての活用も既に行っているところでございます。そういったことから、来年度につきましても現在のような活用を継続していくということになっております。

タブレットの整備に当たって、本市では学校や家庭での学習にタブレットを効果的に活用できるよう、クラウド型の総合学習支援ソフトウェア、ミライシードというものを併せて導入しております。このソフトを活用することで、授業においては一人一人が思考、表現したことを互いに交流し、発表するということを支援できるソフトでございますし、協働的な学びがより一層推進できる有効な手段の一つになっているところでございます。

また、学校だけではなくて、家庭でもそれぞれの子供たちの習熟、それから学習のペースに応じてドリル学習にも取り組むことができるようになってございます。

このような活用を通して、これまで以上にICT機器を活用することで確かな知識の定着、思考力、判断力、表現力、そして主体的に学ぶ意欲の育成というものを図るとともに、家庭の学習と学校での授業と有機的に連動させて、よりよい学びのサイクルを構築してまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

今、教育長から、2月10日までに配り終わりました、もう既に家庭のほうでお使いになっているということでしたが、具体的にはどういったことを家庭内で使われているのか、お聞かせいただければと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今申しあげたことの繰り返しになりますけれども、まず、家庭にはWi-Fi環境がある家庭、ないところにはモバイルルーターを貸出しなどしておりますので、家庭で

もインターネットにつながるような環境になってございますので、学習に必要なインターネットのサイトを見たり、あるいは先ほど申しあげたミライシードによって学習ということで、1人で個別学習、家庭学習に取り組んでいるという状況でございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

もう既に家庭ではお子様たちが一人一人タブレットを持って個人で学習をしているということで、おうちの方もその辺はかなりうれしく思っていていらっしゃるのではないかと思います。

もちろん、先ほどおっしゃいました学習のサイトなどもたくさんいろいろあるとは思いますが、その辺、サイトといいますが、いろんなものがたくさんあるわけでございますが、学習のためのサイトというのは線引きはできないわけでしょうけれども、そういったサイトの閲覧というのは自由にできるような状態になっているのでしょうか。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市で導入しているタブレットにつきましては、安全性への配慮ということで、フィルタリングソフトも導入してございます。このフィルタリングソフトによってインターネットに接続した際に、ゲームサイトや有害情報を含むサイトにアクセスできないように制限しているところでございます。

また、このフィルタリングソフトによってインターネットにアクセスできる時間も発達段階に応じて制御することができており、小学生は夜9時まで、中学生は夜11時までというふうに制御しておりますので、生活リズムを崩して睡眠不足にならないような配慮もしているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。保護者にはとても心強いシステムかなと思っております。

す。

それでは、次に教員の負担減についてお聞きしたいと思います。

I C Tを活用することにより、教員の業務効率化や負担削減、生徒情報の管理、授業で使う資料作成の簡易化なども可能だと思います。そういったことを踏まえまして、教員の負担軽減のために今後どのように活用していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員御指摘のように、I C T機器を活用することによって、教員の様々な業務の効率化、負担軽減ということが図られるなと考えているところであります。

本市でも、これまで教育委員会と各学校をつなぐサーバーを設置いたしまして、学校内外の文書、データを保存、蓄積、共有して、教員が必要に応じていつでも取り出して活用できる環境を整備してまいりました。

また、令和元年度には校務支援ソフトというものを導入しまして、児童生徒の学籍、出席状況、成績等を管理して、校内での名簿や通知表、指導要録の作成等に活用しており、導入前に比べて大幅な業務軽減が図られているところでございます。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。

教員の方が使われるということで、いろんなデータも入ると思いますので、今後セキュリティーの問題とかも出てくるかもしれませんが、そのあたりもしっかりとやっていただけるとありがたいなと思っております。

次に、今後、学校と保護者の連絡アプリを導入予定となっておりますが、そういったI C T活用は保護者にもメリットがあり、とてもありがたいと、そして必ず必要になってくるものだと私は考えます。

それでは、そのほかに将来的にはどのように

活用していくお考えなのでしょうか。

少し例を挙げさせていただきますと、ある学校では健康状態の確認に使っているようです。朝、家で検温をして、その結果を送信してから通学している。そのほかにも、かさばる長期休暇の宿題のペーパーレス化に使う。コロナの影響やそのほかの都合などで保護者が行事に参加できない際の動画配信に使う。遠隔地や海外の学校と通信を使って交流したり、クラウドを利用して学校に来られない生徒が家で学習したりする仕組みも考えられます。

このように有効な活用法は無限にたくさんあると思いますが、当局ではどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 月光議員からは、学校、保護者の連絡アプリ、それからタブレットの今後の活用ということでの御質問かと思っておりますので、まず最初に、本市で導入を予定している学校、保護者間の連絡アプリでは、学校から必要な連絡を保護者や児童生徒にメール機能を使って一斉に配信するということが可能になってきます。このアプリは、コロナ禍の中、児童生徒の登校前の体温、それから健康状態を学校に報告するということも可能でございます。このアプリを使って保護者が情報を受信する端末といたしましては、保護者の携帯電話を想定しておりますが、一斉配信先としては児童生徒の1人1台タブレット、これも選択することができることになっております。

そのようなことから、タブレットの活用につきましては、冒頭申しあげたことに加えまして、学校が臨時休校となり、子供たちが登校できなくなった場合にはビデオ会議機能を活用して遠隔でのリモート授業というものも可能となりますし、オンラインによって教員が課題を配信したり、または回収するということが可能になってきます。

加えまして、子供たち同士の教室内での意見交換、発表はもちろんのこと、議員からございましたが、他の地域や海外の学校との交流学习などにも活用できますので、協働的な学習がより推進されることになってくると考えております。

一方、教員にとっては、一人一人の学習履歴を把握することができますので、児童生徒の理解や関心の程度に応じた、個に応じた指導が可能となってきます。

いずれにしましても、タブレットが日常的にある環境、そしてICT機器の持つ可能性を最大限に生かして、教育現場における効果的な活用方法を考えて、子供たちの学びの充実に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ぜひ、生徒一人一人にきめ細かい指導ができるようによろしく願いいたします。それからまた、時勢が変わりますと、対応の仕方が変わってくるかと思しますので、柔軟な対応をよろしく願いいたします。

しかし、ICTにばかり頼ってしまいますと、いろんなデメリットが出てくるかと思えます。そういったタブレット端末、スマホもそうなのですが、ICTを活用するということはもちろんデメリットもあるわけでありまして、よく言われていますのが何でも検索してすぐ調べられてしまうため思考力が落ちる、変換予測がありますので単語が簡単に表示されてしまうため漢字が分からなくなったりですとか書く能力の低下、暗いところでの使用や悪い姿勢での使用により目が悪くなるなどの体への影響、それと、もう既にタブレット端末を家庭学習で導入している高校の状況からいいますと、タブレットを使った家での自主学習はほとんどしないということで、やはり違うサイトを見てしまったりとか、そういったことも、違うことに使い始めた

りもするかもしれません。

そういった勉強以外での使用による学力の低下、そういったものをデメリットに対してどのようにお考えか、お聞きします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 本市におけるタブレット活用の基本的なスタンスでございますが、全ての学習をタブレットを使って行うというものではなくて、授業の中でタブレットを活用したほうが効果的であると考えられる場面において適切に活用していくということを想定しているところでございます。

このことから、タブレットを使用する上でのデメリットにつきましては、議員からも御指摘がありました。例えば検索が便利のために思考力が落ちるということや書く能力の低下などについて懸念されているわけでございますが、自分の考えを持つ場面や鉛筆を使って書く表現の場面も学習の中にしっかり位置づけるとともに、発想を広げたり考えを深めたり、新たな情報を得たりするような場面でタブレットを適切かつ効果的に活用することで懸念は払拭もしくは低減できるのではないかなと考えているところでございます。

市としましては、これまで学校で大切にされてきたこれまでの教育実践にICT機器活用のメリットを組み込みながら、子供たちの力を最大限に引き出して、よりよい学びを創造していきたいと考えているところでございます。

また、視力の低下を防ぐためには、学校では児童生徒が30分に一度は遠くを見るということなど、画面を長時間見続けることがないように配慮し、正しい姿勢で使用するということも指導してまいりたいと考えているところであります。

また、学習に関係ないサイトを見て学力低下ということがございましたが、先ほど申しあげたようにフィルタリングソフトを導入しており

ますので、そういった配慮をしているところでございます。

これからの時代を生きる子供たちには情報を必要なときに自分で取捨選択して、ICT機器をツールとして適切に活用するという力が求められているわけでございますので、今回のタブレット導入を契機に、家庭ともしっかり連携を図りながら、単に制限をかけるということではなくて、これからの子供たちに求められる情報活用能力、そして自分をコントロールできる自己管理能力、そういったものも育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。

この頃、スマホを使い過ぎたりですとか、そういったことでの体に来す影響、そこから始まる病気というのかなり増えてきていると聞きますので、ぜひ正しい姿勢で使ったりですとか、明るい場所で使ったりとか、そういったものの意識づけもしっかりとやっていただけるとありがたいですし、やはりそれもケース・バイ・ケースで、今までの学習とタブレットを使った学習を両立させていただいて、よりよい、より内容の濃い教育をお子さんたちにさせていただきたいと思えます。

次に、故障時などの対応をお聞きします。

今、私たちが持っているスマホなどは故障してしまったら大変なパニックになってしまうところでございますが、もし子供たちに配られているタブレット、こちらが故障してしまったときにも多くのトラブルが出てくるかと思えます。

例えばリモート授業のときに端末が故障してしまい、1人だけ授業が受けられなかった、連絡アプリに不具合が出て保護者との連絡が正確に行われなかった、天候などで通信環境が悪くなり、使用が困難になってしまった、それと故障し、修理に時間がかかり、タブレットが手元にない状況が続いたなど、このように故障や通

信環境の不具合で多くのトラブルが想定できません。

こういったトラブルへの対応はどうお考えか、お聞きします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 リモートの授業につきましては、基本的には感染症拡大防止とか災害時などで登校による授業ができない場合というものを想定しております。タブレットが故障したり、通信環境が不具合によって一部の子供たちが授業を受けられなかった場合においては、教員がその未履修の状況をしっかり把握するとともに、その後の学習支援に努めてまいりたいと考えております。

また、物理的な故障につきましては、タブレットに3年間の動産保険を掛けております。また、各学校に予備機も準備しておりますので、学習に支障のないように対応したいと考えております。

さらに、機器の不具合やソフトウェアのトラブル等に対しては、保守点検業務を業者に委託し、迅速にサポートしていく体制を整えてまいりたいと考えております。

また、学校保護者間連絡アプリにつきましては、送信先である保護者が既読したかどうかということを確認できますので、個別の不具合につきましては、それを見ながら適切に対応していきたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。やはり故障してしまうとパニックに陥られる方もいらっしゃると思いますので、その辺の対応もお願いしたいと思います。

それと、例えばなんですけれども、紛失してしまったりですとか、盗難に遭ってしまったというときに、保険に入っているといろいろおっしゃっていましたが、それに遠隔ロックができるシステムなど、そういったものは入っており

ますでしょうか。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 その機能の詳細につきましては、今後、検討、対応していきたいと思っております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 では、よろしく願いいたします。

それでは、次に相談窓口の設置についてお聞きします。

保護者の不安の解消、担当教員の負担軽減のためにも、使用法の説明や故障などに対応する専門窓口の設置が必要かと思われませんが、当局ではどのようにお考えでしょうか。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 保護者あるいは子供たちからの問合せにつきましては、その内容は機器に関わるもの、あるいはソフトウェアに関わるものといったように個別に関わるものという可能性があると思いますので、基本的には各学校で対応していただくこととなりますけれども、教育委員会としましても適切に指導助言をしていきたいと考えています。

また、学校で対応できないような専門的な知識、技術が必要となる問合せ、突発的な不具合、トラブルなどにつきましては、令和3年度の当初予算にも計上して、当定例会でも御審議をいただくことになってございますけれども、保守点検の業務委託での対応を考えているところでございます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ぜひ保護者ですとかのフォロー、教員のフォローもお願いしたいと思っております。

ICT活用については、導入して終わりではなく、導入後の効果や使い勝手の確認も含めて、自治体による活用計画やフォローアップなど、継続的に改善を続けていくことが大切であると

思いますので、子供たち、保護者、それに教員、関係する全ての方がよりよく活用していけるように御尽力いただければと思います。

それでは、次に通告番号5番、大雪時の雪下ろしについて質問させていただきます。

今年度はまれに見る大雪で、積雪も多く、連日、新聞では雪の事故が報じられております。当局には、2月5日に寒河江市豪雪対策本部を設置、迅速な対応を取っていただき、感謝申し上げます。

ここまで積雪が多くなってしまうと、どうしても屋根の雪下ろしが必要になってくるかと思えます。事実、今年度は多くの家で雪下ろしを業者や知人に頼んでやってもらっていたようです。近所の方で毎日のように屋根に上っていらっしゃる方もいました。そして、今回、それに伴い、雪下ろしへの費用を助成する回数を増やしていただきました。

そこで、今年度、この大雪の影響により、高齢者世帯などへの助成の件数にどのような変化があったか、お聞かせいただきたいと思えます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 雪下ろしや除排雪に係る費用の助成の一つとして、ひとり暮らし高齢者等除雪費支給事業というのがございます。これは、ひとり暮らし高齢者の方などで自力で除排雪が困難な方で、同一世帯に属する全員の市民税所得割が非課税の世帯の方を対象にして助成しているところであります。具体的には65歳以上の単身者の方、あるいは65歳以上のみで構成される世帯の方、あるいは障がい者のみで構成される世帯の方、あるいは障がい者と65歳以上のみで構成される世帯の方が助成対象となっております。

今年度は、豪雪対策本部というのが設置されたことによりまして、通常ですと支給回数は2回であります。3回に増やさせていただいて対応させていただいているというところでございます。

申請の件数、実際は3月にまとめて申請される方もこれからいっしょということになりますので、途中の2月末までに申請された件数ということでお答えをしたいと思います、1回申請された方が99件、2回申請された方が37件、3回が12件ということで、合計で148件となっております。今までの比較ということで、一昨年の件数を申しあげますと、1回が81件、2回が54件、合わせて135件ということで、既に一昨年度よりも増えているところでありますが、先ほど申しあげましたとおり、今後さらにその件数は増えてくるものと我々は考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 月光議員。

○**月光裕晶議員** ありがとうございます。この時点でもう3回目の申請をされた方が12人もいっしょ、そしてこれからまた増える見込みがあるというのは、すごく今回の対応がとてもいいほうに向かったあかしではないかなと思っております。

そういった雪下ろしなどの費用の助成はとてもありがたいもので、今までも多くの方が活用させてもらっていると思います。現時点では、助成を受けられるのは先ほど市長がおっしゃった方たちになっているようですが、その中で、業者に依頼をしたらすぐにできないと断られ、仕方なく助成の対象外である家族や親戚に雪下ろしをお願いしてしまった。そのほかにも、公民館の雪下ろしを業者に頼むととても高額なため、3日間かけて地区民で行ったところもあるようです。

それと、雪下ろし費用の節約のために、平日は仕事でできないので休日を待って雪下ろしをしたという子育て中の若いお父さんもいっしょいます。同じ小さい子を持つ親として、できれば休日ぐらいは、ふだん保育所に行っている子供のためにも家族団らんの時間を取ってあげてほしいものだなと思っております。それと、

独り親世帯などもとても大変だったというお話をお聞きしました。

こういったことを考えますと、例年のような積雪量であれば今の助成の対象の範囲でもとてもありがたいと思っておりますが、今年度のような豪雪対策本部を設置しなければならないような大雪の場合に限ってでありますとか、そういった条件つきで、地区で管理している公民館の雪下ろしや現行の対象者プラス独り親世帯など、助成の範囲を拡大できないものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 豪雪時の雪下ろしの助成ということで御提案がありました、大雪のときに公民館の雪下ろしに対する助成ということについては、まず、各地域の公民館については地区公民館の分館という位置づけでありまして、基本的には自治公民館としてその管理運営は使用する地域の皆さんから行っていただいているところであります。市のほうでもいろんな形で助成をしておりますけれども、公民館整備事業費補助金ということで、建設する場合、600万円限度とか、それから耐震補強あるいはエアコン設置などの修繕など、一般的にハード面の整備に対して支援を行っているというふうになっております。

公民館の雪下ろしとか排雪などについては、地域の皆さんの公民活動の中で対応していただく通常の維持管理作業の一環だと考えられますが、今年のような豪雪の場合には、地域の住民の皆さんも自宅の雪下ろしとか除雪などで大変忙しいし、くたびれる、また高齢化しておりますので公民館活動の担い手が不足しているというのも大変実情としては理解できる、苦勞されていると思っております。また、公民館の立地条件によって、下ろした雪を排雪しなければならない、置くところがないというようなところで、費用も高額になっているというケ

ースもお聞きをしております。

そういった意味で、今年度の豪雪に関しまして、各公民館分館におけるいろんな課題というのがあるのではないかと思いますから、その辺のところ、逆に工夫していろんな対応をしてうまくいったというような事例もあるかもしれませんが、そういったところを情報収集させていただきながら、豪雪の場合の有効な支援策などについて研究していきたいと考えているところでもあります。

それから、公民館だけでなく、一般市民の皆さんに対する支援の拡大についてでありますけれども、今回のような大雪については大変皆さん苦勞していらっしゃるわけですが、それぞれ市民の皆さん、自助努力という形で努力をされているわけでありまして、先ほど申しましたけれども、市としては体力的、経済的な面から自力で行うことが困難な方に対して助成を行っているというのが現状であります。

ただ、御指摘のように、災害の発生のおそれが懸念されるような豪雪対策本部を設置している場合などについては、御指摘の独り親世帯などへ助成を広げていくという御提案でありますけれども、確かに家庭と仕事を1人で担って体力的にも経済的にも大変親御さんの負担が大きいわけでありますので、児童扶養手当を受給している低所得の独り親世帯などについては、その対象としてできないか、今後検討してまいりたいと考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 市長にはとてもありがたい答弁をいただいて、本当に感謝申し上げます。ぜひ御検討していただきたいと思います。

それと、今おっしゃってくださった雪下ろしの効率のいいやり方ですとかを市民の皆様に教えてくだされば、またそういったので負担も軽減になるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

今年7月の豪雨もあって、自然の力は強大でいつ何が起こるか分かりません。自然災害や人的な災害ももちろんですが、そういったことを想定して柔軟な対応ができるのがとても難しいことではあります、理想であると感じました。

今回は助成回数を柔軟に対応していただきました。そういったことの積み重ねが市民の幸福度にもつながるのではないかと考えます。ぜひ、当局にはこれからも状況に応じた対策をお願いしたいと思います。

これで一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

### 伊藤正彦議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号6番、7番について、7番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議員 寒政・公明クラブの伊藤正彦でございます。本日最後の一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染者が全国では43万人を超え、県内でも500人台半ばという状況になっております。緊急事態宣言の効果かどうか分かりませんが、最近では首都圏でもかなり感染者数が減ってきておりますけれども、現状を見ると下げ止まりという状況で、今日、1都3県の緊急事態宣言の再延長が決まる見込みという状況であります。

一方、ワクチン接種が2月17日から医療従事者に先行接種という形で始まって、県内でも来週ぐらいから医療従事者への接種が始まるという報道がなされております。さらには、4月17日からは高齢者への接種、これは供給量によってちょっと変動するという話ですけれども、始まるということで、新型コロナ収束への切り札となることが期待されております。

そして、今年も保育所の修了式、入所式、小

中学校の卒業式、入学式を関係者を限定してやるという通知をいただきました。非常に私個人的にも寂しいですし、子供たちはかわいそうだなと思います。一日も早く当たり前の生活が送れるようになることを祈ってやみません。

さらには、昨年豪雨、豪雪、地震と、自然も猛威を振るっており、被災された方々には心よりお見舞いを申しあげたいと思います。

気持ち的には春の来ない冬はないということで、暖かく明るい春が来ることを期待しております。

では、通告番号6番、地域おこし協力隊について質問させていただきます。

地域おこし協力隊は、その制度として都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱、隊員は一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図るという取組です。実施主体は地方公共団体、活動期間はおおむね1年以上3年以下ということで、総務省が特別交付税措置をして支援をするということになっております。

全国的に見てみますと、この地域おこし協力隊という制度が始まった平成21年度、2009年には隊員数は89人、31団体でありました。それが平成30年度には5,530人、1,061団体にまでなっています。令和元年度までに活動した元隊員は4,848人と、総務省が言っております。

地域おこし協力隊員になるには、地方自治体による募集情報を確認し、募集している地方自治体へ申し込み、それを受けた地方自治体による書類選考とか面接等による選考、地方自治体からの委嘱状等の交付、現住所から採用先の自治体に住民票を異動して活動を開始するという流れになります。

本市では、平成25年度、2013年度から活動しており、同一時期に活動した隊員は多いときで5人、現在は1名という状況になっております。これまでの延べ隊員数は9名となっております。

そこで、まず伺いますが、本市での地域おこし協力隊員の活動実績、すなわち活動内容とその成果について、概要で結構ですのでお願いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 伊藤議員から、地域おこし協力隊の活動実績ということで御質問がありました。御指摘のとおり、本市では平成25年以降9名の方を地域おこし協力隊員として委嘱をして、NPO法人の支援を通じた環境保全活動をはじめ、フローラ・SAGAEや寒河江駅前などにおけるにぎわい創出事業、さらに観光物産協会の支援を通じた観光振興、田代地区の地域づくり、そして草履などの伝統産業、特産品のブランド化など、様々な分野で地域おこしに取り組んでいただきました。特に田代地区においては、これまで2名の方から地域に居住しながら活動を展開していただいて、学びの里TASSHOの開設、運営に大変御尽力をいただいて感謝しているところであります。

なお、現在活動していただいている地域おこし協力隊の方は、市の教育委員会スポーツ振興課に所属をして、RUN MEETING さがえでありますとかトライアスロンフェスティバルなどのスポーツイベントを企画し、スポーツ振興による地域活性化に取り組んでいただいているところでございます。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 今、市長から答弁いただきましたけれども、今現在、本市では1名のみという状況です。ネットで見たところでは、今現在、募集はかけていないというように私は見たんですけれども、今後募集する予定、お考えはおありでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 実は、昨年12月末に3か年活動をしていただいた地域おこし協力隊の方1名が離任されましたので、その後任として活動していただく、具体的にはNPO法人グラウンドワーク寒河江を拠点として、寒河江地区のホタルの里プロジェクト、それから町なかでのにぎわい創出、公園、河川等の環境整備などを目的に活動していただくということで募集を行って、終わりましたが、2名の方から応募いただいたところであります。面接などによって1名の方を選考して、この4月から活動していただくということで、現在、居住地の選定でありますとか業務内容などについて調整をしているところでございます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 1名、今度の4月から内定ということで、内容的には12月に離任された方の業務を基本的に引き継ぐということで、4月以降は2名体制で活動していただくということになると認識いたしました。

山形県内の募集状況をネットで見てみましたところ、募集しているのは新庄、朝日、大江がありました。新庄市では4名、活動内容は違いますけれども、4名。朝日町で1名、大江町で3名という募集内容でした。県内でも三、四町だけという状況なんですけれども、先ほど市長の答弁で1名内定ということで、寒河江は2名になりますけれども、今後さらに増員する予定はあるのでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまで9名の方、現在1名いらっしゃるんですが、様々な分野で活動していただきました。この地域おこし協力隊の活動の重要性というんですか、役割、効果などについて、受入先の地域でありますとか団体の皆さんとそれをこれまでの皆さんの活動について検証していくということも必要ではないかとい

うふうにも考えています。そういったことから、さらに次の展開を考えていくということが必要だというふうにも思います。

それから、御案内のとおり、寒河江市は令和3年度から新第6次振興計画というものをスタートする大事な年であります。その計画の第4章、一人ひとりが力を発揮するまちにおいて、住民が主役の地域づくりを掲げているわけでありまして、その中で地域おこし協力隊による地域の活性化に取り組むということも明記をしているところであります。

そういった意味で、結論から申しますと、これからも地域おこし協力隊の活動に期待するところは大変大であると思っております。具体的に地域おこし協力隊に参加される方は若い方が多いという状況になっておりますので、若い人たちが組織する団体等の支援などを目的に活動していただく、そして地域や団体に刺激を与えるような取組をしていただくなどということも可能ではないかと考えてもおります。

また、一方で、状況によりますが、子育てとか高齢者支援などに精通している人材の活用などもあるのではないかとということで検討していきたいと考えております。

いずれにしても、市といたしましては、今後も引き続き必要に応じて募集を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今、市長の答弁にもありましたけれども、その年代とかによって期待する効果というか、活動内容というのはやっぱりあると思いますので、若い人には若い人なり、あるいはそれなりの熟練した人は熟練した人なりということで、新第6次振興計画にも明記しているということですので、ぜひ前向きに活用していく方向で考えていただければと思います。

先月の21日の山形新聞には、総務省が地域プロジェクトマネージャーという制度を来年度か

ら始めるとい記事が載っておりました。これは、地方に移住して活性化のリーダーになれる人材を市町村が採用し、国が財政面で後押しする制度で、人口減少や経済停滞に悩む自治体から、地域おこしの経験と人脈が豊富な人材を迎えたいという要望を受けてのものだということです。特産品を生かした商品開発や空き家の活用など、幅広い分野での活躍を期待しており、市町村が活性化に必要なノウハウや人脈を持った人材を募集し、採用定員は1市町村当たり1人で、任期は最大3年、国は年650万円を上限に特別交付税で人件費を支援するという制度です。

募集する人材は地域づくり活動に携わった実績のあるコンサルタントやNPOのメンバー、地域おこし協力隊の経験者などを想定しており、経験豊富な人材を登用することで、関係者間の調整や橋渡しに指導力を発揮してもらうことを狙いとしているというものです。

現時点で、この新制度に対するお考えがあればお願いいたします。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 伊藤議員から、地域プロジェクトマネージャーという新しい制度に対する考え方ということで御質問がありましたが、この新しい制度、要するにブリッジ人材の役割を果たすということではありますが、これまで地域おこし協力隊と地域の方々あるいは関係団体とをつなぐ役割というのは市のほうで担ってきたと思っております。協力隊として移住してきた方が活動する地域の実情とか課題を把握していくのに時間を要したり、また、目的に沿った活動を

円滑に進めていくため、いろんな面で御苦労されているということも事実であろうと認識をしております。

御紹介のありました国の制度、詳細については、今後、国のほうから示されると思いますけれども、この制度を活用して、その地域おこし協力隊の皆さんの活動がさらに地域の方々に理解されて、その目的を達成するための有効な後押しを果たしていければ大変いい制度ではないかと考えているところであります。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 ありがとうございます。

こういった制度をしっかりと活用するということは、本市の活性化にとってもいい、プラスになるんじゃないかと考えます。いろいろな面で県内のトップランナーとも言える寒河江市です。ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

さて、総務省の令和元年度の地域おこし協力隊員への調査結果についてちょっと申しあげますけれども、隊員の約4割は女性、隊員の約7割が20代と30代となっています。また、任期終了後、活動地と同一市町村内に定住した方が48%、活動地の近隣市町村内に定住した方が14%、合わせて約62%が同じ地域に定住しています。

この制度は、地方への人の流れの創出施策の一環であり、総務省は地域おこし協力隊について、令和6年度には8,000人まで増員するとともに、起業や事業継承などを支援し、任期満了後の定住、定着を推進するとしていることからすれば、62%の定住実績というのはおおむね目的を果たしていると言えるかと思っております。

他方、先ほど市長もいろんな御苦労がございましたと言われましたけれども、弘前大学の平井准教授の調査では、半年以内に退任した隊員が7%、半年から1年以内に辞めた隊員が18%、計25%、4名に1人は着任から1年以内に辞めているということも分かっています。半数近く

の方は、住民や行政との関係での悩みであり、次いで収入の少なさが25%ということです。また、地域に定住した人のうち、3から4年後には25%、7から8年後には43%がその市町村を離れているということです。自営業や非正規雇用で生計を立てている人が多く、所得が安定しないため、結婚や子育てを機に地域を離れる人が多いということです。

平井准教授は、複数の仕事の掛け持ちなどで所得を安定させることが大切だと述べています。これは、2018年8月までに任期を終えたか、途中で辞めた隊員4,170人の回答であり、18年度までに活動を終えた元隊員が4,848人ということからすると、86%以上の回答率ということになり、現実的な数字だと言えます。

総務省の資料でも、地域おこし協力隊活動を円滑に進めていくためには、協力隊員、自治体職員双方の理解、協力が必要不可欠であるとあります。また、報酬月額も多くて20万円ぐらいのようです。最初に申しあげました、今募集している新庄とか朝日あたりも大体このような金額になっています。本市の協力隊員の報酬月額も同程度かと思いますが、生活するには楽ではないと思います。住宅等の提供や社会保険等を考えれば、報酬だけでは判断できないでしょうし、お金ではなく、やりがいだという考えもあるでしょう。

さて、先ほど1年以内に25%の隊員が離任しているという調査結果を申しあげました。本市でも9名中2名の方が1年前後で離任しているかと思いますが、その離任理由についてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 着任から短期間で離任された方、2名いらっしゃるわけでありましてけれども、その2名の理由については、お一人は起業、業を起こしたということで、仕事を起こす起業によって離任されたという方が1名、それから御家

族の事情で離任された方1名と聞いています。

我々としては、募集に当たりまして、活動の目的、内容、報酬などについてはホームページなどに掲載をして、採用に当たっては面接をして、実際に活動を行う現地などでも御説明をしているところでもあります。特に、都市部というんですか、都会のほうから移住された方については、先ほどから話題になっていますが、雪、降雪、雪の中での生活、活動などについても十分理解した上で着任していただくということが大変重要でありますので、その辺の説明も丁寧にさせていただいているというふうに考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 やはり雪とかの状況で想定外というか、そういう現実とのギャップということで離れる方もいらっしゃるかとは思いますが。

先ほど地域おこし協力隊として活動した自治体、地域、近隣市町も含めて、定住が62%と申しあげましたけれども、本市の近隣市町村を含めた定住状況についてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 8名の方が寒河江市では協力隊を離任されているわけでありましてけれども、そのうち1名の方は寒河江市に定住をして業を起こしている方でありまして。もう1名の方は、寒河江市内の団体に就業している方がいらっしゃいます。そして、もう1名の方が村山地域に業を起こして定住しているという方がいらっしゃいます。残りの5名の方については、家庭の事情などによって、やむを得ず、県外の実家などに戻られたと聞いております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 全国平均の62%と比べますと、9人中3名が近隣市町村を含めて定住ということで、33%ということになるかと思いますが、全国平均に比べると低いという印象を受けますけれども、定住定着率向上のための課題と対策

についてどのようにお考えか、お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 任期を終えた方が引き続き地元にと申しましょうか、地域に定住していただくためには、先ほど来お話がありますが、その後の就労の場の確保というのが大変大事だと認識をしております。そういった点から、市といたしましても、着任した時点から、本人の考えとか人生設計などをお聞きしつつ、計画的に支援していくというふうにしていかなければならないと改めて思っているところでございます。

それから、先ほどお話がありました、短期間で離任される方などもいらっしゃるわけで、協力隊員として定着していただくということも大事でありますけれども、一般的には本人が考えている活動目的とか内容と実際の活動あるいは環境の相違というのが挙げられております。そういう意味で、先ほども申しあげましたが、募集あるいは面接時などにおいて様々丁寧な状況などを説明させていただいているわけでありまして、応募される方は全国区で募集をします、出身地、年齢、経歴なども様々でありますので、着任前に実際活動をする拠点的な地域に、あるいは拠点の団体などに実際に入って確認をしていただくということも重要ではないかと思っているところであります。

そういったことからすれば、定住、定着のためには協力隊の方が活動していくための関わりのある団体でありますとか地域の方々の協力、理解というもの何とでも欠かせないと思っております。

市といたしましても、離任後も引き続き協力隊としての活動あるいは経験などを生かして就業できるよう、これからも定住につながるように、そして引き続き寒河江市のことを応援してもらえるように支援をしていくことが大事だろうと考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 この人口減少という状況からすれば、1名でも2名でも寒河江市に定住、定着してもらおうということは非常に大きなことだと思いますので、今、市長が言われましたとおり、市のほうでもしっかりとその辺のバックアップ、支援をしていただければと思います。

このたび任期を終えて離任された辻隊員という方の報告書にもありましたけれども、必ずしも定住しなくても寒河江の情報、魅力発信はできるのであり、むしろ首都圏出身者が地方に行き帰って来てから魅力を語るほうが実は説得力があるというふうにも言えると報告をしております。そうは申しましても、やはり期待すべきは地方への人の流れ、定住だと先ほど申しあげましたと思いますので、なおかつ今、このコロナ禍で首都圏からの転出の流れも起こっております。人数は少ないとはいえ、積極的に情報を発信してもらって、この時流を生かすのも人口減少対策としてはいいのではないのでしょうか。

最後に、昨年12月2日に実施予定であった地域おこし協力隊員の活動報告会が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となり、自身の活動実績を報告予定であった協力隊員の方々は大変残念だったと思います。辻隊員に至っては、報告の機会を奪われたまま、約3年の任期を終え、離任されるということで、さぞかし残念だったのではないかと思います。

辻隊員は、最初に御答弁いただきましたが、グラウンドワーク寒河江等で幅広く活動されて、一身上の都合で地元、鎌倉市に帰られました、ぜひ神奈川のほうから寒河江市を応援していただきたいと思っております。内定されている、その辻隊員の業務を引き継ぐ方にはぜひ頑張ってもらいたい。

また、現在唯一の隊員である井上貴史さんは、スポーツ振興による地域づくりを内容として活動されています。コロナ禍という厳しい状況ではありますが、本市のために頑張ってください。

ことを御祈念申しあげ、この質問を終わります。

次に、通告番号7番、慈恩寺ガイダンス施設（慈恩寺テラス）について質問いたします。

史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設、いわゆる慈恩寺ガイダンス施設の愛称が慈恩寺テラスと決まり、少しずつ浸透してきているように感じます。この慈恩寺テラスは、昨年から工事が始まり、日を追うごとに建物が出来上がってきているのを見て、地元民をはじめ寒河江市民の方々のみならず、慈恩寺を訪れたことのある方々は期待に胸を膨らませていることと思います。

慈恩寺テラスの名称は、来訪される方々が慈恩寺について気楽に学び、集える広場、地域の方々を明るく照らす施設ということと寺をイメージした名称ということで、5点の応募があったということです。いい名前が見ついたなど、私自身も感激しております。

さて、慈恩寺テラスは5月1日オープンとなっておりますが、現時点での工事進捗状況、予定どおり進んでいるのかどうか、お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設、愛称慈恩寺テラスの建設工事につきましては、建物のほうはほぼ完成しておりますが、現在、内部の映像などの展示制作の作業が鋭意進められているところでございます。また、外構については、今年は大変な大雪ということでありましたので、1月中旬から除雪と排雪を繰り返して、完成に向けて作業を進めていただいております。

いずれにいたしましても、請負の業者の方、さらには関係者の皆様の御尽力によって順調に工事が進み、期日までの完成を見込んでおります。そして、5月1日のオープンに向けて、着々と準備を進めているところでございます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 予定どおり進んでいるというこ

とをお伺いして安心いたしました。

史跡慈恩寺の整備については、第1駐車場のトイレ改修や展望休憩所も併せて整備しており、誘客のための整備が着々と進められていることに対する当局の努力に敬意を表したいと思いません。

私も240度円形シアタールームやプロジェクションマッピングの展示室等、早くこの目で見てみたいというふうに心待ちにしている一人です。

今年も、本山では三重塔の特別拝観とか明王天部展ということで展示を予定していると伺っております。そのほか、このコロナ禍において、一切経会とか慈恩寺コンサート、野点、柴燈護摩、大みそかの花火、この辺が例年どおりできるのかどうかというのはまだ分かりませんが、慈恩寺ファンは一日も早く当たり前の日常に戻ることを願っていることと思います。

次の質問ですけれども、史跡慈恩寺の整備は史跡慈恩寺旧境内保存計画と整備基本計画を基本として整備をしていくと思いますが、令和3年度の全体的な事業計画についてお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 令和3年度の事業でありますけれども、史跡整備関連の事業については、熊野神社拝殿の修復工事、それから史跡地内の危険木及び修景のための樹木伐採などを予定しているところでございます。さらに、慈恩寺テラス関係については、シアタールームで放映する映像2本の制作を予定しております。令和2年度、今年度は慈恩寺の文化財をテーマにした映像1本を制作したところでありますけれども、来年度におきましては、四季折々の慈恩寺の姿を紹介する慈恩寺の一年というもの、小学生などの子供たちにもさらに理解しやすく構成した慈恩寺の歴史の2本の映像制作を計画しているところでございます。

それから、史跡整備事業以外では、慈恩寺と

チェリーランドなどの市内観光施設などの周遊促進とアフターコロナを見据えた外国人誘客のための事業として、マーケティング調査とAR (Augmented Reality) 拡張現実というのを活用したガイドシステムの制作を計画しているところでございます。

さらに、御案内のとおり、来年度はJRの東北デスティネーションキャンペーンが4月1日から9月30日まで開催されることになっておりますので、このキャンペーンを好機として慈恩寺の知名度向上と来訪者数の増加拡大を図るために、JR左沢線と連携した事業の展開や全国旅行情報誌及びインターネット広告などを活用した全国への情報発信を計画しているところでございます。

いずれにいたしましても、近々完成する慈恩寺テラスとチェリーランドなどの市内観光施設などが連携しながら広く情報発信していくことによって、慈恩寺を含む市内全体への誘客促進を図ってまいりたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 来年度もいろいろ整備をされていく予定と伺って、非常に期待しているのかなと思っております。特に、私、個人的にはARとかというのは早く見てみたいと思うんですけども、ぜひ計画どおり、あるいは前倒しで進めていただければと思います。

令和3年度から7年度までの計画である新第6次寒河江市振興計画では、基本政策第2章、活力と交流を創成するまち、第2節、新しい生活様式に沿った観光振興の中で、慈恩寺テラスの年間入館者数の目標を令和7年度には10万人とし、チェリーランド等の観光施設との連携による史跡慈恩寺旧境内ガイド交流拠点施設、いわゆる慈恩寺テラスを核とした慈恩寺周辺観光を推進するとしています。この目標を実現するために、しっかりと今後の整備を進めていた

だきたいと思えます。

関係4者、すなわち慈恩寺振興課、慈恩寺テラスの指定管理者となる観光物産協会、本山慈恩寺、悠久の里慈恩寺運営委員会での話し合いも実施されております。これは、慈恩寺振興を効果的に進めていくためには大変重要かつ不可欠であろうと思えます。そして、何度も申しあげておりますが、誘客には商業施設の整備も欠かせないと思えます。こちらのほうも念頭に置きながら、史跡慈恩寺の整備全体を引き続き進めていただきたい。慈恩寺テラスのオープンを機に、慈恩寺振興が着実に進められていくことを期待、要望いたします。

このコロナ禍、本市の新型コロナ感染者数は5名と少ないのも薬師如来の御加護かもしれません。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後1時26分

○**柏倉信一議長** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年3月9日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	阿 部 清	議員
13番	沖 津 一 博	議員	14番	國 井 輝 明	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	木 村 寿 太 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	設 楽 伸 子 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長
武 田 伸 一 企画創成課長	大 沼 利 子 財 政 課 長
高 林 清 美 市民生活課長	武 田 新 二 防 災 危 機 管 理 長 課
土 田 理 一 建設管理課長	門 口 隆 太 農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
後 藤 芳 和 商工推進課長	猪 倉 秀 行 さくらんぼ観光 課 長
鈴 木 隆 健康福祉課長	今 野 育 男 高 齢 者 支 援 課 長
佐 藤 肇 学校教育課長	

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第3号 第1回定例会  
 令和3年3月9日(火) 午前9時30分開議

再 開  
 日程第 1 一般質問  
 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一 般 質 問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和3年3月9日(火)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
8	新型ウイルスや異常気象、地震など自然災害を克服し、市民が安全で安心して快適に暮らせる笑顔あふれるまちづくりについて	(1) コロナ感染症対策について ア 新型コロナウイルス感染防止対策 宣言店舗の経営者及び従業員が行うPCR検査の緊急支援について イ 来寒するオリンピック・パラリンピック選手や関係者へのおもてなし対応について (2) 豪雪対策について ア 視界が狭く危険な通学路交差点の排雪について イ 独り暮らし高齢者等住宅玄関前の「救命排雪」について ウ 市内循環バス停留所の「思いやり	8番 渡 邊 賢 一	市 長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	東日本大震災とフクシマ原発事故の惨禍と教訓を風化させず、持続可能な循環型脱原発社会の実現について	除雪」について (3) 地震対策について ア 崩壊の危険がある特定空き家対策について (4) 防犯・事故防止対策について ア JR寒河江駅前からフローラ・SAGAEまでの道路照明が消える朝の時間帯の安全対策について (1) 公共施設の省エネ対策について (2) 故郷に帰還できない原発事故避難者への移住支援拡充について		市長
10	PCR検査の社会的役割について	新型コロナウイルス感染症のクラスターを防ぐため、高齢者施設等での定期的な検査への支援について	2番 太田陽子	市長
11	未就学児の国民健康保険税均等割の5割軽減について	令和4年実施の国の施策の前倒しを		市長
12	生活保護を権利として、充実を図ることについて	(1) 生活保護の実態について (2) 最後のセーフティーネットとして生活保護制度の周知について		市長
13	農業問題	(1) コロナ（高収益作物次期作支援）交付金の最終状況 (2) 経営継続補助金の利用現況 (3) 今夏の本市観光さくらんぼ園対応	15番 荒木春吉	市長
14	教育問題	(1) 小学校教員試験倍率が1.8倍になった現況の見解と対策 (2) 本市内非正規教員の人数と割合並びに今後の対策		教育長

○渡邊賢一議員 おはようございます。

### 渡邊賢一議員の質問

まず冒頭、改めて追悼のお言葉を申しあげます。

○柏倉信一議長 通告番号8番、9番について、8番渡邊賢一議員。

東日本大震災の未曾有の甚大な被害と東京電力福島第一原子力発電所の爆発事故から10年の

歳月が流れました。最愛の御家族や御親族、御友人を失われた方々、また、今なお行方が分からない御家族、そして原発事故という、言わば人災で命を落とされた方々の御遺族のお気持ちはいかばかりとお察しすると、哀惜の念に堪えません。ここに改めて衷心より御冥福をお祈りいたします。

あわせて、被災された方々、今なお避難生活を強いられている全ての方々に心からのお見舞いを申し上げます。

福島からの避難者は、県の発表では2月4日現在、県全体で1,441人、本市には47人、当時5歳で避難してきた子供たちも陵東中学校はじめ、県内各中学校を卒業します。大変な御苦勞をされた皆様の洋々たる未来が夢と希望で輝くことを心から願うばかりです。

このような状況の中、東北電力女川原子力発電所の来年予定の再稼働に向けて、宮城県や地元女川町、石巻市が容認を決定したことは、極めて問題だと思えます。危険と隣り合わせとなる多くの市民は、一日も早い廃炉、脱原発による持続可能な自然エネルギーへの転換を求めているからであります。

詳細については、後ほど質問項目の中で申し上げます。

さて、佐藤市長4期目のスタートに際し、一言粗辞ではありますが、御挨拶申し上げます。

私たちは、今新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大き過ぎる苦難に直面しています。市民と手を携えて、この困難な状況を乗り越え、コロナを克服し、地元地域経済の再生、活性化の両立を図りつつ、今後とも市民一人一人の夢と希望、安心と幸せを希求し続けていくこと、誰一人取り残されることのない市政を目指すことこそが私たちの役割、使命であると思っております。

吉村県知事と一蓮托生、そして、若松副知事ともしっかりと連携して、リーダーとしての手腕

をいかに発揮していただきたい。心からのエールを送らせていただきます。

市長は、御提案された新第6次振興計画後期アクションプラン及び新年度予算に学校給食の完全無料化、保育所、幼稚園副食費完全無料化、「さがえっこスマイル給付金」などが盛り込まれました。

子育て世代にとって非常にありがたい、市民にとって歴史的な格差と貧困、飢餓のない希望の光であります。

御案内のとおり、1889年、明治22年12月26日、当時本県鶴岡町、現在の鶴岡市私立忠愛小学校で仏教各宗派連合の慈愛により、日本初の学校給食が実施されました。

本市では不幸な歴史もあります。前市長時代、1986年、昭和61年4月、柴橋小学校の学校給食調理業務を柴橋地域住民や市職員労働組合の強い反対の声を無視し、民間業者への委託を強行したのです。当時、社会党国会調査団、先日亡くなった故佐藤誼代議員はじめ、県内外から何と2,000人がここ市役所駐車場に結集し、「学校給食も教育の一環、資本のもうけの場にするな。直営に戻せ」と集会アピールを採択、市内をデモ行進したと、当時の新聞に記録されております。

その後、質の低下が危惧され、全国的には直営に戻した自治体もありました。

また、10年前まで中学校給食について、県内で実施していない自治体となってしまいました。

先輩議員や多くの市民が住民運動で2003年に中学校給食をすすめる会を発足させ、母親である太田陽子議員などが代表となって、市民アンケートを基に、前市長へ強く要望しましたが、当局はもちろん、議会からも牛乳だけで十分、時期尚早とか、家庭の愛情不足になる、母親の家事放棄で怠慢などと反対され、議会請願も不採択、有志の皆さんの議会傍聴やチラシ配布行動、議員への公開質問状、市長選独自候補擁立

など、共産党の皆さんと私ども、旧社会党社民  
党議員の先輩方が市民運動を通して、血と汗と  
涙の非情な長い長い闘いをしてきたこと、そし  
て、このたび佐藤洋樹市長の1期目以降の公約  
どおり、鮭川村に次いで、ここはっきり分か  
りませんが、県内2番目となる、まさに歴史  
的悲願の学校給食完全無料化の御英断に至  
ったわけであります。

予算内示の夜、太田陽子議員はじめ、これ  
を聞いた市民が赤飯を炊いてお祝いしたとい  
うこともお伺いしました。駅伝で言えば、白  
たすきの繰上げスタートをした市長が全  
ての選手をごぼう抜きで区間トップに躍  
り出た大逆転劇です。

改めて市長の政治家としての本気の覚  
悟であると敬意を表する次第であります。

もう一つ、中学校給食のバランスの取  
れた栄養ある食事、食の教育のおかげ  
でしょうか、地元農家の皆さんの育て  
た農産物をたくさん取り入れていただ  
いて、学校給食職員の皆さん、業者  
の皆さんが丹精を込め、提供して  
いただいております。市政概況報告で  
最後に触れられておりましたが、さ  
がえっこが箱根の山を制した快挙に  
つながるのであります。

第97回東京箱根間往復大学駅伝競争大会、  
箱根駅伝の初日、アンカー、山登り区  
間第5区において寒河江小学校、陵東  
中学校卒業生である帝京大学3年の  
細谷翔馬君、競走馬が飛翔すると書  
いて翔馬、JAさがえ西村山に勤務  
するお父様が名づけたそうですが、  
1時間11分52秒で区間賞を取る  
快走を見せてくれました。

本市では50年前、第47回で西根出身、  
国士館大学、当時の2年の今野幸昭  
先輩が獲得して以来の快挙でござ  
います。

実況中継で、山形県寒河江市出身と  
アナウンスされ、ふるさと納税をい  
ただいている全国の皆様へ年賀メ  
ッセージとなり、寒河江のPRに大  
きく貢献してくれたものと思いま  
す。

県縦断駅伝、寒河江西村山チームの選  
手、ス

タッフ、佐藤市長が実行委員長、軽部  
教育長が総監督はじめ、小中学校の  
現役世代、スポーツ少年団、陸上競  
技協会関係者はもちろん、多くの  
市民に勇気と感動を届けてくれま  
した。

来年もすばらしい成績で活躍してく  
れること、そして、山の神になっ  
てくれることを期待しています。

本市の陸上競技場の早期整備も望  
まれます。

さて、今回は、12月と1月に2回選  
挙がありましたけれども、市民の多  
くの皆様から声を伺うために足を  
運んで、様々な御意見を拝聴して  
まいりました。これらをまとめて  
通告順に御質問をさせていただき  
たいと思います。

通告番号8番、新型コロナウイルス  
や異常気象、地震など、自然災害  
を克服し、市民が安全で安心して  
快適に暮らせる笑顔あふれるまち  
づくりについて。

(1) コロナ感染症対策について。

ア、新型コロナウイルス感染防止  
対策宣言店舗の経営者及び従業員  
が行うPCR検査の緊急支援につ  
いてでございます。

まずもって、新型コロナウイルス  
でお亡くなりになった方々へお悔  
やみ申しあげ、感染された皆様  
の一日も早い回復を祈念し、心か  
らのお見舞いを申しあげます。

県では県立河北病院において、症  
状の有無にかかわらず、誰でも  
5,000円程度の自己負担でPCR  
検査を今月下旬に運用開始、検  
査数は1日最大30件程度を予定  
していると発表がございました。  
地元河北町では、議会からの要  
望を受け、町民への支援も検討  
しているとの報道もございま  
す。

さて、本市において、これまで  
様々な支援策をスピーディーに  
講じてこられたことを踏まえ、  
今なお厳しい状況の中、何とか  
経営を続けておられる飲食店、  
新型コロナウイルス感染防止  
対策宣言店舗のPCR検査の補  
助、陰性証明発行

手数料など、本市独自の持続化支援となるような、さらなる緊急支援をしてはどうかというふうに質問しようと思ったんですが、昨日緊急事業継続給付金既決予算9,000万円というふうなメールなども頂きましたので、この点について、市長に御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

渡邊議員から新型コロナウイルス感染症の対策ということで御質問をいただきましたが、早いもので、昨年3月31日ですかね、県内で初めての感染者が確認をされて、ほぼ1年ということでもあります。

大分長くなってきました。景気の低迷も随分長引いているわけでありまして、特に飲食業関係の皆さんには、本当に団体による宴会の自粛、それから、各種イベントの中止などによって、大変売上げが大幅に減少して、苦しい経営を強いられているというお話を聞いております。

寒河江市でもこれまでも昨年からの飲食業の皆さんへの支援だけではありませんが、そこを中心にしなから、げんき応援券の発行でありますとか、緊急経営継続支援金、それから、さくらんぼプレミアム商品券の販売、そして、現在は緊急経営持続化給付金事業というのを実施をさせていただいております。これは、今議会冒頭の市政報告でも報告をさせていただきましたが、昨年の9月から今年1月にかけて、いずれかの1月対前年比30%以上減収した事業者の皆さんにということで、給付金を事業として実施をしているわけでありまして、2月末現在で334件、6,900万円ということで支給をさせていただいております。

334件で6,900万円ですから、1件当たり大体20万円ちょっとという形になるかというふうに思います。これは、昨年の9月から今年1月、期間ということでありましたが、御案内のとおり、そういうコロナ継続しているわけであ

りますね。経営も大変厳しくなっている。これから3月は謝恩会や送別会、そして4月は歓迎会とか、そういうことがあって、飲食業の皆さんに本当に1年間の中でも大変な書き入れどきということではありますが、それがなかなか思うように、自粛、中止ということで追い込まれているということで、さらに追加の支援が必要だということで、我々も商工関係の団体の皆さんとも十分相談をさせていただいて、追加の支援策ということを取り組まさせていただくことにしているところであります。

これについては、既決予算などを活用しながら実施をしていくということで、今日の新聞などにも載っておりますが、全体として9,000万円程度の事業費ということで、飲食業のみならず、少し対象事業者を幅を広げて対応していくということでさせていただいております。

1事業所当たり、飲食業関係ですと20万円から最大50万円までということになるかというふうに思いますし、また、ホテル、旅館関係でも30万円から250万円ということで、定員によってランクをつけさせていただいているということでもあります。

どの程度、できるだけ早く終息していければというふうに思いますが、これからもまだまだ不透明な状況でありますので、そういった支援を講じながら、何とか地域の活性化になるまで持続していただきたいと。事業を持続していただきたいという思いで取り組まさせていただいているところであります。

PCR検査のお話もありましたが、そういう意味で、今回の給付金これから第7弾として実施する給付金もそうですけれども、用途を限定しないで給付させていただくことにしておりますから、その中で必要な検査などに活用していただくということも十分それぞれ事業者の皆さんが考えていただいて、何とか終息するまで頑張っただけならばというふうに思っ

ています。

PCR検査については、県の対応、それから、国のほうでもいろいろ対応を考えているというような報道もありますから、そういう状況も我々も注視しながら、他の自治体の例などあれば、参考にさせていただいて検討していく必要があるというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。

ぜひこの事業、給付金事業については、周知を徹底していただいて、支援の手が皆さんの元に届きますように、特段の御配慮をお願いしたいと思います。

次に、来寒するオリンピック・パラリンピック選手や関係者のおもてなし対応についてでございます。

これは、昨日天童市の事前合宿断念などというニュースも入ったわけですが、東京オリンピック聖火リレーが間もなく福島をスタートしますが、本市ではさくらんぼがたわわに実る6月6日、8時59分に県西村山地域振興局をスタート、市役所前を通過し、JR寒河江駅9時27分までの約30分間の聖火リレーということで、聖火ランナー高砂 晃さん、大江町立本郷東小学校教頭で、陸上競技協会の理事が駆け抜ける予定になっています。

この夏、東京オリンピックアスリートに安心してホストタウンを訪問してもらう際、市民の不安を払拭し、安心してこのお迎えができるように、感染防止対策をまとめることになっています。

事前キャンプから事後交流までの移動、宿泊、食事の場所など、具体的な工程表の作成、国の指針に沿った受入れマニュアルの作成、そのマニュアルを遵守する合意文書を事前に締結することになっていますが、韓国側との事前準備について、本市の対応はどのようになっているか

お伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 東京オリンピック・パラリンピック大会の開催については、御案内のとおり、不確定な部分多いわけでありまして。今後の国の動向などは十分注視していかなきゃならないというふうに考えているところであります。

御案内のとおり、寒河江市では平成29年10月に韓国ローラースポーツ連盟とホストタウンの事業に係る基本合意書の締結を行っています。その合意書に基づいて、寒河江スケートボードフェスティバルでありますとか、小学校においてのスケートボード教室などということで交流事業をこれまでも実施をしてきました。

本番の年ということになるわけでありましてけれども、現在スケートボード競技全体について申し上げますと、コロナの関係によって、現時点においてはオリンピックの予選会というのが終了しておりません。これからというふうなところがあって、それも今後どういうスケジュールになっていくかということが示されていない状況であります。

ですから、これは注視していかなきゃならないということになるわけでありまして。

どういうことかということ、韓国の選手が予選会を勝ち抜いて本番のオリンピックに出場できるかどうかについてもこれからだというところがあるわけでありまして。

韓国の選手が勝ち抜いてオリンピックに出場ということになれば、合宿などで本県を訪れる可能性も多々あるわけでありましてから、そういった場合には、県が示しておりますホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引きというのが昨年の11月に策定をされておりますから、それに基づいて十分感染防止対策を取りながら対応するということになるわけでありまして。

もちろん、その関係の費用などについては、

新年度予算に我々としても計上、上程をさせていただいているということでもあります。

国のほうのマニュアルによりますと、どちらかという、交流事業などについては、本番の大会後に行っていただくことを推奨するというに記載なっているわけではありますが、引き続きそういう意味で今後不透明なところが多々あるわけなので、国やそれから県、そして、もちろん韓国ローラースポーツ連盟とも情報交換をしながら、情報共有しながら、選手の受入れ、それから交流事業などについては今後検討していくということでも今考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 変異型のウイルスの脅威によって開催自体に反対と、延期すべきだという多くの国民、多くの市民の声があることも事実であります。

先ほど市長からも、国の動向を注視しながら慎重に進めていくんだというふうなことでしたけれども、私も競技団体の役員などもさせていただいている立場上、非常に複雑なんです、57年ぶりとなる東京大会成功のため、感染対策などの準備をしっかりと進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

続いて、(2)の豪雪対策についてであります。

視界が狭く、危険な通学路交差点の排雪について。前回、2019年第1回定例会の一般質問で市長は、私が質問させていただいたんですが、特に交差点部の除排雪については、これからも先端技術の導入を研究したり、また、市民ボランティアの活動を助長したり、市民との協働によって模索しながら、安全安心な除雪を心がけてまいりたいという御答弁でありました。

先日の國井議員の質問にもありましたけれども、記録的な豪雪となった今シーズンの課題、認識についてお伺いしたいと思います。

車道幅員を確保し、歩道除雪をするため、大量の雪が積み上げられた交差点は、非常に危険でありまして、市民の要望もたくさんございました。交差点排雪をもっと重点的に行っていただき、通学路は児童生徒の皆さんが安心して登下校できるようにしていただきたいと。安全確保のために、例えばですけれども、交差点については、1メートル以上は積み上げないとか、排雪できるようにする規定などをつくってはどうかと。

除雪協力会との契約などをそうして結んでいけないかどうかも含めて、これまでの検討、研究結果などをお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市におきましては、例年になく大雪ということで、9年ぶりに豪雪対策本部を設置したということでありまして、市民の皆さんの安全確保、それから被害の防止などについて徹底を図ってきたところであります。

ただいま渡邊議員からもありましたが、大雪の影響によって、特に雪押し場の少ない市街地においては、市道と歩道の間に雪の壁が高く積み上げられるということで、子供たちの登下校にとっては大変視界が遮られるということで、歩きづらい思いをした日々が多々あったのではないかとこのように思っております。

特に、交差点においては、除雪作業によって雪が積み上げられるということで、大変見通しが悪く、我々大人でも見通しが悪いというふうなところで、車に乗っていても非常に不安なときがあったのではないかとこのように思っています。

市としても、見通しが悪く危険だというふうに判断した交差点については、例えば県道については県に対して排雪の依頼をお願いをいたしましたし、市道については、できる限り早い段階で排雪作業ができるよう、除雪の業者の方に

依頼して対応したところがございますけれども、十分とはいかなかった点もあったのではないかと、今反省をしているところでもあります。

議員の御指摘のように、今回、今年度の教訓というんですかね、豪雪時の対応などを検証していく必要があるというふうに思いますし、とりわけ、登下校の子供たちの安全安心を確保するため、御指摘のような、御提案のような交差点などの危険箇所については、雪の高さを一定程度の基準を設けて、それを超えないようにするマニュアルをつくっていく。その業者の方に、除雪する業者の方に徹底をしていくなどということが必要なのではないかと、今思っています。

来年の雪の時期までそういうことを十分検討して対応を講じていく必要があるというふうに考えているところであります。

また、2019年第1回定例会において議員から御質問いただきましたけれども、市民の皆さんとの協働による除排雪というのが非常に有効な手段ではないかという思いについては、今もちろん変わりはありません。ありませんが、交差点などのような場所の排雪作業ということになると、危険が伴いますので、どうしても機械による作業ということが中心になるかというふうに思いますから、そういったところは、市民の皆さんの協働によって行える部分というのは、大変限られてくるのではないかと、今思っています。

どういった点、市民の皆さんから協力していただく除排雪の範囲などについて、どのような方法が可能かどうか、今後引き続き検討していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ありがとうございます。今市長からもありましたけれども、ぜひ基準づくり、

マニュアルづくりと併せて、除雪協力会の皆さんのやっぱり理解をもっと深めていただければと思います。

先日も御答弁いただいたわけですが、やっぱり2時とか3時頃からも除雪されている、もう本当に頭が下がる思いです。名前の公表とかオペレーターの公表なんていうのは、私は反対です。やっぱり一生懸命されている方々の思いを考えれば、ぜひそうしたことじゃなくて、バックアップしていただきたいという思いがしますので、ぜひその辺も踏まえて御検討をお願いしたいというふうに思います。

続いて、独り暮らし高齢者等住宅玄関前の救命排雪についてでございます。

GPSを駆使した間口除雪、いわゆる思いやり除雪は、市民から大好評でありまして、5日の月光議員の御質問で、独り親家庭の拡大の検討も進めるとの御答弁でした。これは本当に大きな一歩であるというふうに思っています。

さて、鈴木議員の質問でも、先日、日中独りとなった足に障がいを持つ高齢者が火事で逃げ切れ、その貴い命が犠牲になったということでありまして、本当に御冥福をお祈り申し上げます。

今年の冬に火災で犠牲になる高齢者が増加していると思います。これに強い地震が襲ったら、避難所への誘導も困難を極め、万一の救急車も入れないため、救命救助が遅れてしまうと。それで、そこで防火水槽や消火栓の除雪のように、道路から玄関先まで何らかの救命排雪が必要ではないかというふうなことで御提言をしたいと思います。

現在活用していただいている屋根の雪下ろしや通路の除雪補助、1回当たり1万2,000円で2回まで、今シーズンは3回に。その規定の中で新たに融雪システムの通路融雪として、融雪マットなど、最新鋭の融雪システムを設置した場合に、何らかの補助対象事業とできないもの

か、御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まずもって、今年の2月1日の火事によって高齢者の方が犠牲になりました。改めて御冥福と御家族、御親族の方々にはお悔やみ申しあげたいというふうに思います。

確かに渡邊議員御指摘のとおり、テレビのニュースなんかで見ていると、火災があって、特に在宅の高齢者の方などが犠牲になるケースが多いというふうに感じるわけでありませけれども、雪があって、そして逃げ後れてけがや犠牲になられるということがあってはならないというふうに思っています。

そういった意味で、我々としてもそういう場合の方々に対して何らかの御支援をしていくということについて、検討していく必要があるかというふうに思っています。

この間の月光議員の御質問などもありましたが、そういう意味で、いわゆる生活弱者の方というんですかね、の方に対する支援の拡充という意味で、御提案ありました件なども検討させていただきたいというふうに思いますが、例えばコストの問題とか、維持管理をどうするのかとか、その補助になじむのかどうかなどということもあるというふうに思いますので、補助制度になじむかということもあると思いますので、その点も含めて情報収集しながら研究していきたいというふうに思っているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 前向きな御答弁ありがとうございます。

これは、介護保険の対象にはならない。やはり福祉事業として、障がい者や高齢者向けにしっかりとやっぱり検討していくべき課題であると思います。本当に貴い命が犠牲になってからでは遅いわけでありまして、そこにぜひ全集中というか、そこを市長にお願いしたいというふうに思います。

続いて、次の課題に入ります。

市内循環バス停留所の思いやり除雪についてであります。

これは、半ば要望になりますけれども、今年のように除雪が追いつかず、屋根のないバス停は雪に埋もれ、市民の足を守るどころか、一部雪置場にされて、乗降時の障害となってしまうておりました。市民からも何とか掃いてもらえないのかというふうな声も上がっておりました。

GPSを駆使した、この機能を応用していただいで、さらにオペレーターの仕事が増えるわけですけれども、循環バス停留所の丁寧な除雪を行っていただきたいと思いますが、御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市内循環バス停留所の除雪について御質問いただきましたが、循環バスの停留所というのは44か所ございますが、このうち屋根が設置されていない停留所、おかしな表現ですけれども、屋根が設置されていない停留所というのは17か所ございます。そこに雪がたまっていく場所があるということになるかというふうに思いますが、停留所付近の状況などについては、実際運行している事業者の方からその都度確認をしていただいで、その報告によって個別に対応しているというふうな状況であります。

停留所については、市が単独で設置をしている箇所ほかに、山交バスさんとか、天童市市営バス、それから、西川町の路線バスとの共用箇所などもありますので、引き続き循環バスの運行事業者、それから山交バス、天童市、西川町、それから、道路管理者のほうとも十分連携を密にしながら、今回のような雪が多いときに利用する方の乗降に不便が来さないように我々も注意をして、確認をこちらのほうから積極的に、改めて確認をするというようなことも含めて対応していく必要があるということをお返事を反省し

ているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひ共用バス停などは、対外的なコンセンサスを得る必要もありますので、ぜひそこもお願いしたいというふうに思います。

続いて、(3)の地震対策についてであります。

崩壊の危険がある特定空き家対策についてお伺いします。

2月13日深夜、東日本大震災の余震と見られる福島沖地震が発生し、本市も震度4を記録、一部で被害を受けました。翌日私も独自のパトロールをしていたところ、特定空き家のある地域の町会長から、雪下ろしもされていないので、道路や隣接地に倒壊してこないか非常に恐ろしいと、不安の声が出されたのであります。

本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法及び寒河江市空き家等の適正管理に関する条例により、所有者は空き家の適正な管理を行う責務があり、市は管理不良の空き家に対し適正な管理、解体などの助言指導を行うこととされ、老朽化し、危険な空き家の除却を行う方に対する除却費の一部(補助限度額が50万円)補助しているわけでありまして、これまでの事業実績について、また、この特定空き家のような危険な空き家に対する指導勧告の状況についてお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 空き家の状況をまず申しあげますと、寒河江市の2月現在の空き家の状況というのは307件というふうに把握をしております。そのうち、5件についてはかなり老朽化が進んだ空き家であるということも確認をしています。

空き家に関しては、先ほど渡邊議員御指摘のとおり、その所有者の方が適切に管理をしていくという責任があるかというふうに思っております。

先ほど来ありましたが、寒河江市は平成25年

の7月に寒河江市空き家等の適正管理に関する条例というものを施行し、また、平成30年3月には空き家等の対策計画というものを策定をしております。その計画に基づいて、山形県宅地建物取引業協会寒河江及び山形県司法書士会と合同でいろんな事業をしているのであります。相談会などもさせていただいて、連携をしながら、対策を講じているという状況であります。

除却事業の御紹介がありましたが、これまでの実績を申しあげますと、これは寒河江市老朽危険空き家解体事業補助金ということでありまして、補助限度額が50万円ということですが、平成30年度は3件でございました。令和元年度は9件、それから令和2年度、現在までの状況ですが、12件ということで、そういう状況で、増えてきているのではないかとというふうに、数字の上でなっております。

それからあわせて、指導監督などはどうなのかと、行われているのかというような御質問であります。指導監督を行うことができるというふうになるわけでありましてけれども、勧告については、まだ寒河江市では行ったことはありません。

勧告は行ったことはありませんが、令和2年度ではこれまで18件の指導助言というものをやっているところであります。

この指導助言を18件実施をしておりますが、この指導助言をするとすぐに解決していくということにはならないんですね。珍しいんですね。逆に少ない。そういうケースは少ないわけでありまして、多くの場合は、相談会に来ていただいたり、それから個別の通知をしたりしていくということで、粘り強く所有者の方と対話をしていく中で、そして、ようやく結果としてその解決に結びついていくという、時間と手間がかかるという作業があるというのも御理解をいただきたいというふうに思います。

そういう意味で、まだ勧告という事態までは

行っておりませんが、我々としてもできる限り指導助言などを通じて解決に結びつけていくように努力をしているところでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 町会長さん方は、独り暮らしの高齢者のところもそうなんですけれども、この無人の空き家の管理については、非常に火災が起きたらどうするとか、事件事故などが起きないかということで非常に不安だということでありまして、特に、今ほど市長からありました令和2年度で18件の指導助言も行われているわけなんですけれども、ぜひこの切れ目のない指導勧告を行っていただいて、地元の要望を踏まえ、やむなしとなれば、市民の安全のために解体、除却の代執行などもあるいはすべきだというふうな御意見もございまして、そういったところも踏まえて御検討をいただければというふうに思います。

それでは、時間がありませんので、(4)防犯・事故防止対策について御質問させていただきます。

J R寒河江駅前からフローラ・SAGAEまでの道路照明が消える朝の時間帯の安全対策についてであります。

駅前空洞化の象徴ではないかと市民から言われていますが、通勤通学はじめ、この区間を通行する皆さんが真っ暗なため非常に危険だと、不安だという声が上がっています。

特に、冬期間は、道路が凍結し、車がスリップ、歩行者は転倒する危険にさらされています。

駅前に交番がありますが、防犯上も問題、女性ランナーもそこは走りたくないと言われていきます。

駅前商店街の歩道照明、県道管理者の車道照明の点灯しない現状について、担当課のほうにも申しあげたんですけれども、ここを通行する市民は非常に危険であって、早急な対応をすべ

きだと思いますが、御所見をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** J R寒河江駅前からフローラまでの道路に設置されている照明の状況はということではありますが、確認させていただいたところ、駅前交番付近の交差点に設置されている道路照明以外は、午前1時頃に消えるという状況になっているところでもあります。

道路管理者の県のほうに問合せしたところ、道路照明はセンサーで暗くなれば点灯し、タイマーで消えるというシステムだそうであります。センサーとタイマーについて、状態を確認して、そういう話があったということをお知らせしておりますので、対応するというのを返答をいただいております。

また、歩道照明については、タイマーで午前1時に消灯するという設定になっているわけがあります。これについては、点灯時間を延長した場合、その間の電気料金などについては、地元の町内会あるいは店舗の方のほうで負担しているということになっておりますので、相談していく必要があるというふうに考えておりますので、駅前地区の街路灯維持会というのがあるようでありますから、そちらのほうとも十分相談をさせていただいて、そういう防犯上あるいは安全対策などについて御理解をいただきながら、点灯時間の延長などについて検討していきたいというふうに考えているところでもあります。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 日が長くなりましたので、朝明るくなってきました。ただ、やっぱり11月頃から3月上旬、ちょうど先月末ぐらいまでは本当に暗くて、電車に乗る、左沢線に乗る方々も非常に大変な思いでありまして、ぜひそこは対処をお願いしたいというふうに思います。

さて、続いて、通告番号9番、東日本大震災とフクシマ原発事故の惨禍と教訓を風化させず、持続可能な循環型脱原発社会の実現について御

質問させていただきます。

(1) 公共施設の省エネ対策について。

2014年の第2回定例会、私が議員になる前ですけれども、沖津議員もこの件について御質問されているようです。私も何度か御提言をさせていただいた点であります。

県は、昨年8月、ゼロカーボン山形2050を宣言し、2050年までの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量の均衡を達成しながら、二酸化炭素排出の実質ゼロを目指すとしておりまして、現在県内の4市5町がその宣言を行っているのであります。

本市において、寒河江市役所地球温暖化対策実行計画推進委員会、これは菅野副市長が委員長でありますけれども、第2期計画の実施状況、点検評価結果、直近年度の温室効果ガス排出量などについて毎年ホームページで公表されているわけです。

公共施設の省エネ対策というものが本市ではどのように進めてきておられるのか、主なものをお聞きしたいと思います。

また、関連しますので、ゼロカーボン宣言をする予定なのかどうかも併せてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 現在の寒河江市の地球温暖化対策実行計画については、平成24年4月に策定した第1期計画を見直して、平成30年の5月に第2期計画として策定をしております。

この計画では、寒河江市役所の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの総排出量を基準年度、これは平成25年度、2013年度であります。9,313二酸化炭素トンと比較して、令和12年度、2030年度において5,691二酸化炭素トン、38.9%削減するという目標になってございます。

御指摘のとおり、計画の実施を市のホームページで毎年公表させていただいております。最新の実績ですと、令和元年度、2019年度の温室

効果ガスの総排出量7,809二酸化炭素トンということで、基準年度比較で16.15%の減、前年度比で6.3%の減というふうになってございます。

目標を達成するために、市役所におきましても、節電、節水などの取組はもちろんでありますけれども、様々な取組をさせていただいております。

市役所内の蛍光灯については、LED化を進めて、電気使用料の抑制を図っておりますし、エアコンについても集中管理をするということで、冷暖房の適正かつ効率的な使用を実施することにしております。

それから、クールビズはもちろんでありますけれども、寒河江市独特でスーパークールビズというようなことで、職員としても協力してもらって、その環境を整えているということでもあります。

それから、紙、用紙とかトナーの使用を削減するというので、文書管理システムにより、電子決裁の活用、それから、ペーパーレス会議システムを使用している会議なども推進をしているという状況にあります。

また、新エネルギーの設備導入ということでは、市内の4小学校、寒河江小、南部小、柴橋小、白岩小に太陽光発電の設備を導入をしておりますし、また、地下水熱を利用した無散水消雪設備、なか保育所など、新築したときに整備をしておりますし、ハートフルセンターなんかは前からあるということになりましょうが、こういう取組をさせていただいておりますし、新たな施設の整備及び大規模改修に当たっては、設計、施工、運営に至るまで環境への影響というものを総合的に検証して、可能な限り省エネルギー対策を講じていくことになっております。

市役所も1事業所として、国の目標に則した形で今後とも計画を常に見直しを進めながら省エネ対策を講じていくということにしていると

ころであります。

それから、ゼロカーボン宣言はするののかということですが、これについては、端的に申し上げますと、市のほうでも令和3年度には市民生活課に地球温暖化対策室というものを新設をいたしまして、さらには、新第6次振興計画の重点目標にも掲げているわけですので、その取組を進めていくということでありまして、令和3年度には小学校を対象にした「こどもエコチャレンジ」など、環境の教育などにも取りかかっていくことにしております。

それから、引き続き再生可能エネルギー設備の導入事業補助金などを充実をしながら、支援の推進を図っていききたいというふうに考えております。

実質的なゼロカーボンに向けた取組というのは進めているわけでありましてけれども、できるだけ早くその宣言ができるように、今準備を進めているということでもあります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 御答弁ありがとうございました。ハード面の整備については大体分かりましたけれども、ソフト面でまた多くの取組なども必要だと思いますので、そういった面もぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

故郷に帰還できない原発事故避難者への移住支援拡充についてでございます。

冒頭にも申しあげましたけれども、帰還できない福島県の避難されている方々は、こちらに移住を決めたという時点で、ぜひ従来の移住支援事業に加えて、さらに補助金のかさ上げなどで拡充してはどうかというふうなことで、御所見をお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 明後日で東日本大震災から10年、発生から10年ということでもあります。

寒河江市のほうに避難されている方も全体で

57名ですね。福島県からは47名という形になっておりますが、避難生活も長期に及んでいるということで、我々としても早期に帰還可能な環境が整うということを強く願っているところであります。

避難されている方々については、避難元の自治体に住民票登録をされている方もいらっしゃいますし、寒河江市に住民票を移動された方もございます。そういう意味で、それぞれ御事情が違ってきているところであります。

寒河江市では今も継続して交流会の開催などを、なかなかコロナの状況でできませんけれども、いろんな相談に乗らせていただいたり、あるいは市民浴場の使用料を、無料券を交付したり、ゴミ袋を支給したりというような、細かいことですが、支援をさせていただいているわけでもあります。

移住されるということになれば、今市のほうで実施しているいろんな住宅建築とか住宅購入、リフォーム補助金、家賃補助などの補助制度は活用できるというふうにはなりますが、さらなる支援を必要だというふうに御提案でありますから、国のほうも復興庁をさらに10年延長したというようなことでなっているわけでありましてけれども、我々も避難者の皆さんと寄り添いながら、いろんな御意見を頂戴しながら、ハード、ソフト両面において必要な支援をさらに続けていきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひ温かい市政をここにも注いでいただければというふうに思います。

最後になります。結びに、ちょうど100年前にスペイン風邪が大流行し、本市でも多くの方が亡くなったと聞いております。

左沢線全線開通から100年、母校の県立寒河江高校創立100周年という、記念すべき節目の年でもあります。

先日市報にも掲載されましたが、2022年のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」に本市ゆかりの大江広元公が登場することの発表がございました。慈恩寺の最上院との関わりから、慈恩寺テラスのオープニングにふさわしい、大変喜ばしいニュースであります。

大江広元公は今から約800年前の鎌倉幕府前期の政治家で、幕府の役職は公文所の別当でありました。これは、幕府の文書作成や財政を担当する機関の長官でありますので、今で言う総務大臣や財務大臣の役職と言われているのであります。

しかし、残念ながら、今の国政はどうでしょうか。広元公が驚くどころか、号泣するのではないかと私は思います。

菅政権となって相次ぐ高級官僚の接待問題が報道されていますが、非常に深刻な腐敗ぶりを露呈してきています。安倍政権以来、忖度長期政権が続き、公務員倫理も相当破壊されてきているのではないかと市民から言われているのであります。総務省、農林水産省と続けて事案が出てきたことを考えますと、霞が関全省庁での調査を進めなければいけない。これが市民の大きな声であります。

希望の春に平安の世界を祈念するとともに、一刻も早くコロナが終息するように祈念しまして、私の一般質問をこれで終わります。御答弁ありがとうございました。

## 太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号10番から12番までについて、2番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。日本共産党の太田陽子でございます。

2月13日に発生した福島沖地震で被害に遭われた方にお見舞いを申しあげます。

東日本大震災から10年目を迎え、区切りをつ

けるなどとの声もありますが、まだまだ余震が続いています。防潮堤や復興住宅などのハード面での復興は進んでも、被災した方の健康や心の問題など、ソフト面の復興はまだまだのようです。引き続きの支援が必要です。

その中での福島沖地震は、被災者の方にとってどれほどの精神的な負担だったかと思うと、心が痛みます。より被災者に寄り添った復興を望みたいと思います。

さて、本市では昨年12月に独り親世帯へプレミアム商品券などの支援がありました。よいクリスマスプレゼントになったのではないのでしょうか。また、1月28日には多くの職種を対象とした持続化給付金、これは、私も昨年12月に発表があったので、待ちわびておりました。すぐに申請用紙を印刷し、知り合いなど事業主を訪問したところ、事業主の方は20万円は大変ありがたいなどと声を寄せてくれました。ある訪問先では、もう28日の段階でホームページを見て申請したと話されている方もおりました。景気の落ち込みがひどく、仕事もなく、本当に助かると語っていただきました。

また、先ほども渡邊議員のほうからいろいろありましたが、令和3年度予算内示で小中学校の給食費を無料にすること、県内では鮭川村が実施しておりますが、県内13市としては初めてのことです。全国的には、2017年度の文科省の調査でございますが、1,740自治体のうち76の自治体、4.4%の実施率とのことでした。

3月3日付新聞赤旗で全国で紹介されたところ、県内外からの問合せが多くありました。

市民の方は、出産を控えている孫さんに寒河江市は子育て支援がすごいよ、寒河江市に引っ越してきたらとすぐ電話をかけたと話しておられました。

中学校の給食実現までの道のりを考えると、無料化の早かったこと、市長の政治家としての姿勢に敬意を表したいと思います。

中学校給食の実現のため、声を上げ続けてきた先輩議員、多くのお母さん、お父さん、署名を寄せていただいた1万5,290名の市民の皆さんと一緒に祝いしたいと思い、内示のあった日は我が家の夕飯は赤飯でした。先ほど渡邊議員に言われてしまったので、しまった、鯛も焼けばよかったと、今思っております。

コロナ禍の困難な中での子育てに対して、大きな応援になると思います。子育て世代の方の声を聞くと、給食の無料化は本当に助かる、さらに幼稚園や保育所の副食費も無料だと話すと、本当にうれしいと答えてくれました。4月に高校に上がる子供の保護者の方にも支援金があることを話すと、大変喜んでいただきました。

その中、連日報道されている菅首相の身内の総務省官僚との会食の問題、誰が考えても買収ではないでしょうか。一般市民はそう思うのではないのでしょうか。1人1食で3万円でもびっくりするのに、最高額が7万4,003円、あきれ物が言えません。

ある新聞の報道で、独り親世帯は生活が大変で、子供のお菓子だけでなくお米も買えない。母親の食事は1日2食にしているなど、声が寄せられていました。また、大学生も大変困窮しています。昨年の8月から山形大学の近隣でフードバンクを始めた団体に寄せられる声は、生活が大変だ、フードバンクは助かると感謝の声のみです。

この格差の拡大など、本当に怒りが湧いてきます。

私は、日本共産党とこの質問に関心を寄せる市民を代表して質問を行います。

通告番号10番です。PCR検査の社会的役割についてであります。

先日、大江町の高齢者のグループで新型コロナウイルス感染症によるクラスターが発生しました。多くの入所者や介護ワーカーの方が感染し、寒河江市内でも男女2名の方が感染しまし

た。

寒河江市民の方は、人権を守る姿勢があり、犯人捜しのようなうわさを聞くことはありませんでした。このことは、やはり以前議会でも出ましたので、市や学校からなどの働きかけも大きく影響していたのではないかと思います。

しかし、依然として福祉現場で働くケアワーカーなどの心的なストレスは改善されないのが現状のようです。職場の利用者や家族をも守らなければならない重圧はいかばかりかと推察します。

私が福祉施設で働いていた頃は、ノロウイルス、インフルエンザとの闘いでした。買物に行くときは、マスクをして、子供のせきなどが聞こえたら、その場を素早く離れるなど、自分できちんとルールを決めておりました。入所型の施設へ転勤してからは、二枚貝がノロウイルスの原因と考えられるため、食べないと決め、好きなカキなどは焼いても揚げても食べないようにしてきました。これも最近まで続けておりました。今年になり解禁し、カキフライを食べました。カキはおいしいと思いました。

インフルエンザやノロウイルスと違い、新型コロナウイルスはまだ未知の部分が多く、不安やストレスで押し潰されるのではと思います。

このような不安の解消の一助として、定期的なPCR検査が有効であり、陰性であれば働き続けられ、無症状の陽性であれば、自己隔離やホテル療養などを行うなど、公的な支援を行うことが重要になってきます。

ワクチンの接種についてもいつ山形、寒河江に来るのか分からない現状など、コロナにおびえ、不安な日々を送るケアワーカーなどにとって、PCR検査は重要であると思います。

昨日、一昨日の山形の報道では、4月5日の週で973名分のワクチンしか来ないという報道がありました。これではいつ回ってくるのか分か

りません。各事業所で定期的にPCR検査を実施するための財源は、その事業所にとってかなりの負担になります。

この質問の通告後、国は3万か所の高齢者施設で3月末までPCR検査の実施を決めました。まだ検査の頻度や実施要綱など、分からないようです。国の動向を見ている間にも不安な思いをしているケアワーカーがいます。安心して利用する方へのケアができるように、事業所で行うPCR検査に対して、寒河江市で助成を行うことはできないか、市長の見解をお伺いします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員から高齢者施設等での定期的なPCR検査への支援ということで御質問いただきましたが、先日の大江町で発生したグループホームにおける新型コロナウイルス感染症のクラスターでは、市民の方の感染も確認されておりました。大変憂慮したところでありましたが、ようやく落ち着いてきたのかなというふうに感じております。

こういった高齢者施設で働いている従業員の方々に関しては、先ほど御指摘もありましたが、新型コロナウイルスのみならず、多くの感染症の対策について日頃から対応していただいているということでもありますので、ただただ感謝申しあげる次第でございます。

そういう意味で、今回は特にコロナの感染予防対策ということで、日頃の行動なども大分制限されている従業員の方は、ストレスというんですかね、重圧、心的ストレスというのは相当計り知れないものがあるんだろうというふうに思います。

そういった施設で働いている従業員の皆さんへPCR検査などをして、少しでもそういうストレスを和らげる中で勤務していただくということは大変重要なことだというふうに思います。

ただ、寒河江市内、これは寒河江市内の施設で実施をしようとする、市民の人が働いてい

るんですけども、市外の人も働いている。それはそれで結構なんですけど、逆に、今回大江町の施設のように、寒河江市外で働いていらっしゃる市民の方をどういうふうにカバーしていくのかなどということも少し悩ましいところがあるわけでありまして、できれば市、各自治体単位でなくて、もう少し幅広く、できれば各市町村が足並みをそろえて対応していくということが必要なのではないかとこのように思っています。

全国的に見ると、県が主導して、そういう高齢者施設の従業員の方へのPCR検査を実施しているというところも県によってはあるというふうに聞いているところであります。

我々もできるだけ早くこういうのを助成をしていかなきゃならないというふうに思っております。

それから、御案内のとおり、県のほうでは河北病院にPCR自主検査センターというのを3月中に運用を始めるということでもありますから、検査費用は5,000円ということで、1日これ30人程度ということでもありますから、ある程度限定的になっていくのかもしれませんが、そういったところで可能になっているということでもあります。

それから、状況としては、ワクチンの接種、確かに遅れごみだというような御指摘もありますが、現在寒河江市でも準備を進めているわけでありまして、高齢者入所施設におきましては、入所者の方と一緒に施設の従業員の方もワクチン接種ができるというような調整をしているということでもありますので、そういった意味では、若い従業員の方でもそういう対応をしていくことになれば、少し安心感も出てくるのではないかとこのように思います。

先ほど太田議員からありました、3月5日の緊急事態宣言の1都3県の延長についての記者会見の中で、総理のほうから、高齢者施設など

における感染を早期に発見をしてクラスターの発生を防ぐため、3月末までに約3万の施設、この3万の施設というと全国の施設という意味ですよね、で検査を行うというふうな発言があったわけですが、具体的にはまだ国や県から内容の提示などは示されておりませんが、ただ、総理大臣の発言でありますから、これは必ず示されるというふうに思います。

ですから、そういう意味で、これが今の状況からすれば一番そういう御提案の御意見の問題の解決に一番近い状況なのかなというふうに思いますので、こういった状況を踏まえながら、我々も国あるいは県の動向なども十分注視して、最善の方法について検討していきたいというふうに考えているところであります。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 ワクチンが全員に行き渡るまではまだまだ時間がかかると思われます。PCR検査は、やっぱり無症状の陽性者をいち早く発見できる唯一の方法であると思います。ぜひ、3万か所に漏れてしまった小規模の宅老所とか、そういうこともまだまだ出てくるのではないかと思われますので、引き続き国県に対して要望をして、求めていきたいと思えます。

次に、未就学児の国民健康保険税の均等割の5割軽減についてであります。

国民健康保険税の負担は大きく、昨年生まれた赤ちゃんがおられる方のお話をお伺いしました。国保税が倍になったような感じがするというのが実感だということでありました。私も私の先輩議員も長年、国民健康保険税の軽減について何度も議会で取り上げてきました。全国市長会の要望などもあり、令和4年度には国が未就学児の均等割を5割軽減するというを示しております。

2019年6月議会において市長より、国の動向を見て対応していくという答弁をいただきました。

コロナ禍の中、もっと支援が必要な方が多いのではと思います。

最終的には高校卒業までの子供の均等割の軽減を求めていきたいと思いますが、当面子育て支援を重視する寒河江市として、令和3年度から前倒しで未就学児の均等割の5割軽減を求めます。

1人も取り残さないという、市長の政治家としての考えをお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 未就学児の国民健康保険税均等割の削減については、これまでも太田議員から何度も御要望いただいているわけであります。

ただいま御指摘のとおり、令和4年度から均等割の5割軽減ということで実施される運びとなっております。大変喜ばしいことだというふうに思います。

御指摘のとおり、全国市長会でも国に対する重点提言ということでさせていただいておりますが、地方からの提言も踏まえて、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国で決定をされたということでございます。

太田議員から、令和4年度といわず、3年度から前倒しでどうかと、こういうことでありますが、これも前と同じような答弁になって恐縮ですが、国民健康保険については、都道府県単位の広域化で今事業展開しております。そういった意味で、他の市町村と歩調を合わせていく、県全体のレベルというんですかね、で歩調を合わせていくという必要があるというふうに思いますので、令和4年度からの実施ということで御理解をいただきたいなというふうに思います。

ただ、寒河江市としては、先ほど来御指摘がありますが、子育て世代の負担軽減、経済的負担の軽減ということについては、他の自治体に負けることがないように、いろんな様々な支援をさせていただいているところであります。

そういう意味で、令和3年度においてもそう

いう施策、子育て世代への支援という施策をさらに前に進める施策を展開していく予定しておりますので、そういう意味で、国民健康保険税の対象の世帯以外の児童、子育て、子供たちのための支援、引き続き充実をしているところでもありますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 寒河江市の現在の未就学児は163人だそうです。均等割3万4,900円の半額1万7,450円です。総額で284万4,350円になります。来年度よりということもありましたが、ぜひ再度検討していただきたいなど要望いたします。

通告番号12番です。

コロナ禍の中、生活が困窮し、社会福祉協議会が窓口の特例緊急小口資金、総合支援資金などの制度の利用者が増えているという現状があります。

コロナによる特例措置で緊急小口支援は20万円、総合支援資金は1人世帯は15万円、2人以上は20万円で、3か月の貸付けを行う制度で、コロナ禍により生活が苦しく、生活費を補うための資金の貸付けです。無利子無担保で貸付けをしてもらえるという制度です。

緊急小口支援も総合支援資金の貸付けも今までも制度としてありましたが、寒河江市の社会福祉協議会の取扱いは年間で八、九件くらいだったそうです。

しかし、令和2年度はコロナ禍の特例措置の中ではありますが、令和3年2月現在、緊急小口は127件、総合支援資金は56件、延長が8件、2月19日からの再貸付け、総合支援資金3か月借りて延長3か月で、その再貸付け3か月、9か月ということですが、この情報が流れると、電話での問合せが多くあったということです。

3月までの経過措置で、これが終わったらど

うなるのか。借りに来る年代としては、若い働き盛りの方も多いということでした。

社会福祉協議会の職員の方は、相談者への聞き取りなどにも時間をかけ、相談者に寄り添い、丁寧に聞き取りをしてくださり、利用された方からは安心して相談できたという声もいただいております。

この状況を見ても、市民の暮らしは大きく変化しています。

今国会で菅首相は、最後は生活保護があると答弁しました。寒河江市における生活保護の実態について。

首都圏のNPO法人など、生活保護の申請を勧めても親族に行く扶養照会がネックで、保護申請を取り下げるケースが多いということですが、本市での保護申請の状況や扶養照会も加え、実態はどうなっているのかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江市におきます生活保護の実態ということで、お答えを申しあげたいと思いますが、申請件数については、今年度、令和2年度は2月末現在で9件になっております。元年度は11件、平成30年度は10件ということで、年間平均10件程度という申請数になっております。

また、受給世帯については、令和3年2月末現在で77世帯、89名の方が受給しておられます。

直近の推移を見ても、令和元年度末で80世帯、96名の方が受給しています。平成30年度末で81世帯、96名の方が受給している状況であります。

高齢者世帯の方が多いということもあって、実は亡くなられる方もいらっしゃるということで、毎年10件程度保護廃止ということになっておりますので、受給世帯としては、ほぼ横ばいといった状況かというふうに思います。

先ほど保護、親族に対する扶養照会についてのお話でしたが、民法に定める扶養義

務者の扶養が生活保護より優先されると定められているわけでありませけれども、扶養義務者全員に対して機械的に照会を行っているわけではなくて、申請者の状況に応じて判断をし、行っているという状況であります。

今年の2月ですが、扶養照会を行わない対象は、20年間音信不通の親族としていたものを、10年程度に改めるなど、国により制度の一部改正通知がありました。より弾力的な運用というものを進めていくことになるというふうに思っております。

なお、他の自治体などの例などがあるわけでありませけれども、私どものほうでは、承知している限りでは、扶養照会がネックになって申請を見送ったという事例はないというふうになっております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 1月、参議院の予算委員会で日本共産党の小池 晃議員の質問に対して、田村厚労大臣は、扶養照会は義務でないという答弁をなされました。

今後多くの市民が権利として生活保護を受けられるような制度の充実が必要です。

先ほど市長からもあったとおり、2月28日、扶養照会について国より緩和する通知が出されていますが、要件を少し緩和しただけでありませ。権利としての生活保護にするため、制度の充実がもっとも必要状況であると思われませ。

寒河江市の、前申しあげましたとおり、社協に来る件数が20倍になっている状況です。今後の生活、まだ立て直しができない人、どうするかと不安があります。

市としてもっと柔軟に対応し、基本的に扶養照会をなくすように、国に求めていくように要望したいと思われませ。

最後のセーフティーネットと言われる生活保護について、厚生労働省は権利ですとホームペ

ージに掲示していますが、全ての人がホームページを見られるわけではありませ。生活保護については、長い歴史の中でネガティブキャンペーンが行われ、保護を受けるのは恥のような考えや親兄弟を扶養するのが当たり前などの考えが中心で、苦しい生活を送っている方も今おられるのではないでせうか。

この国民に浸透している考えを憲法25条にうたわれている生存権の行使であること、困ったときは最後のセーフティーネットになることなど、市民の皆さんに周知徹底していくことが大事なことではないでせうか。

寒河江市として、周知徹底する手段など、今後の取組についてお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 生活保護制度の周知というんですかね、その意義、役割などについて周知をしていく、これまでもしてきたわけでありませけれども、さらに徹底をしていかなきゃならないというふうに思っています。

具体的には、市庁舎でありますとか、ハートフルの中で生活困窮者に対する支援に関するチラシなどについて、多くの方々手に取れるように配置をしてきたところでありませますが、先ほどありましたけれども、ホームページや市報などにもより周知を進めていくという観点で掲載することにさせていただいて、また窓口の相談に当たっても、丁寧に生活歴などをお聞きをして、相談者に寄り添った対応となるよう、引き続き配慮してまいりたいというふうに思っています。

この周知に関して、他の自治体などにもよい例などがなかうかどうかなども参考にさせていただいて、そういった取組を一層充実をして周知を図っていきたいというふうと考えているところでありませ。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 権利としての生活保護を周知徹

底してくださるといふことで、市報などの掲載もということでありましたが、近くの鶴岡市の手引です。あと、小田原市、「なめんなよ、生活保護」というジャンパーを作った小田原市なんです、反省してこのようによいパンフレットを作成しております。

ぜひ、そのほか先進的な地域のものを参考にして、こういうのも作成してはいかがかと思ひます。

ぜひ、厚労省のホームページの制度の案内にある「生活保護の申請は、国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体まで御相談ください」と文言があります。それをパンフレット作成の折、きちんとここに書いていただき、そういうことで生活保護を利用できるんだということを知徹底していきたくと思ひます。

市報にも入れてくださるといふことなので、市民の皆さんの生活保護に対しての意識改革を重点に行っていただきたいと思ひます。

緊急小口資金で社会福祉協議会に相談された方がおります。職員の聞き取りや言葉かけ、また、市の自立支援センターの職員の親身な相談姿勢など、本当に困っていることを理解してもらったことなどうれしかったと、涙ながらにお話をしてくださいました。このように、誰にも相談できずに困っている方がまだまだいっぱいおられます。ぜひ市としても広報、パンフレット、市報、ホームページも全て刷新し、このような困っている人に手を差し伸べる体制をつくっていただきたいと思ひます。

生活保護に関しても申請時に申請書を渡さないという、水際作戦はしないということをして市の職員の方からお伺いしました。寒河江市の姿勢は、私も申請者と同行したことがあります、本当に親しい聞き取りなど、職員の姿勢も大変よく、安心して相談できる体制があると感じております。

今後とも申請者に寄り添った対応の継続を希望し、質問を終わります。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。  
再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 荒木春吉議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号13番、14番について、15番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 今日最後の一般質問をします。

東日本大震災後10年に当たり、死者の鎮魂と行方不明者の一刻も早い発見を願っています。

通告13番の(1)コロナ(高収益作物次期作支援)交付金の最終状況について伺います。

昨秋11月議会の答弁の最終締切りが12月25日と聞いての質問です。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員から昨年11月の令和2年第4回定例会において高収益作物次期作支援交付金について、その利用現況及び運用見直し等の状況について質問をいただいたわけであり、

その時点では、59名の方から約8,464万円分の申請をいただいているということで、運用見直しや追加措置に係る手続をお願いしている旨の答弁をしたところでございます。

その後の手続の結果、減収がなく追加措置の対象となる投資等がなかった20名、約970万円分については、申請の取下げとなっております。

また、減収額及び追加措置の対象金額が当初申請額に満たなかったことなどにより、約2,040万円が減額となっております。

一方、一部交付対象の範囲が拡大したことによって、約168万円分を追加し、最終的には39

名の方、約5,622万円として、昨年12月11日に山形県農業再生協議会に対し、計画変更申請を行っているところであります。

そして、今年の2月24日には交付決定を受け、現在交付金の支払いに向けて各申請農家の皆さんから実績報告書の提出をお願いしている状況でございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 最初の6,000万円とか7,000万円近くが減って、2,000万円近く減ったということですが、2月に申請が認められたということなので、申請認めた分はしっかりと支援していただきたいと思えます。

続いて、(2)の本市管内の経営継続補助金の利用状況について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今御質問ありました経営継続補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復、開拓、事業の継続、転換のための機械設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農業者の経営の継続を図ることを目的に創設された国の補助制度でございます。

補助対象者は、農業を営む個人または法人でございます。

補助対象となる取組や補助率については、農協などの国から指定を受けた支援機関による計画の作成、そして、申請から実施までの伴走支援を受けた経営の継続に向けた取組に要する経費の4分の3、上限が100万円ではありますが、補助するものでございます。

あわせて、感染拡大防止の取組に要する経費について、定額、補助上限額が50万円を補助するというもので、2通りのラインナップになっておりまして、合わせて最大150万円の補助を受けることができるというものでございます。

先ほど申しあげました支援機関であり、取り

まとめを行っているさがえ西村山農協によりますと、寒河江市の場合、一次募集、二次募集、これも既に終わっておりますが、合わせて申請数は120件ありまして、うち、採択数は113件、採択率は94%となっているところであります。

採択を受けた総事業費については、約1億4,994万円でございます。その中で補助金は約8,945万円となっております。

採択されたもの、採択者については、農林水産省のホームページに公表されているわけですが、補助対象経費の6分の1以上を接触機会を減らす生産、販売への転換などに充てる必要があるということから、ほとんどの採択者が人との接触機会を減らす省力化機械などの導入を行っているようでございます。以上であります。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 コロナ交付金より多いので、多分今年のコロナ禍で使うんだろうなと想像しますが、しっかりその辺は農協とも協力してしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

次に、(3)の今夏の本市観光さくらんぼ園対策について伺います。

昨夏7月の豪雨、今冬の35年ぶり、例年の3.5倍の豪雪と地震等々の、農家ばかりでなく、全市民が天変地異に襲われました。日本農業新聞によると、西村山管内のさくらんぼ販売高は前年よりもプラス4%だったそうです。コロナ禍にもかかわらず売上げを増加させたのは、農家の皆さんの知恵と工夫、そして、心身共々の獅子奮迅のたまものだと思っています。

昨年本市は、コロナ禍、コロナ発生県となって、神経細かな対応になりましたが、今年はどうするのか伺いたいと思えます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この夏の観光さくらんぼ園の対応ということで御質問をいただきました。

寒河江市の周年観光農業推進協議会では、今

シーズンの観光さくらんぼ園の開園に向けて、入園受付や決済方法、園内での感染防止対策など、新しい生活様式に即した受入れ体制づくりのための「寒河江市くだもの狩りガイドライン」というものを作成をし、寒河江市、それから関係機関、団体と最終調整を図っているところでございます。

これは、観光農園を開園しても大丈夫なような感染者の発生状況であることを前提としつつ、各会員の意思決定により、開園をしていこうというものでございます。

主には、来園者の連絡先把握と感染防止策への協力依頼、それから、新生活様式に沿った農園内管理の徹底、農園スタッフの健康管理と感染防止策など、安全対策を十分に取って、安心して観光客の皆さんがさくらんぼ狩りを楽しんでいただけるよう、足並みをそろえて受入れを目指そうというものでございます。

市といたしましても、これらの取組に対する支援と誘客に向けてのキャンペーン事業なども併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、周年観光農業推進協議会非加入の観光農園に対しても、このガイドラインに準じた受入れ体制、感染防止対策について御協力をいただけるように示していきたいというふうに考えているところでございます。

国内でのワクチン接種の開始、それから、県内での新規感染者の、若干減っているわけでありましてけれども、減少傾向にあるわけでありましてけれども、また不透明な部分がございます。どうなるか分かりませんが、既に旅行会社からも予約、問合せが入っているというふうにも聞いております。

何とか今シーズン、2年ぶりの観光さくらんぼ園の開園、そして来園者によるにぎわいを期待したいというふうに思っているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 観光さくらんぼ園は、2年ぶりに開いていくと。私も昨年経験したんですが、じゃんじゃん来るんですね。もぐってというか、せっかく来ていただいた人にもいだけないのは大変残念だったなと思っています。

というのは、あれは農家にとっては省力化になるわけですし、去年は確かに販売なんかはプラス4%になったんですが、農家の方はすごく大変だったなと思っています。観光客がもぐやつを全部もいだけですから、もう省力化どころか、その逆を行ったわけですね。いろんな知恵や工夫のせいもあって、何とか販売額はプラスになったということで、よかったなと思っています。

県外のお客さんが来て、寒河江市にお金を落として、ふるさと納税もどンドン伸びてもらって、財政にも寄与すると。財政の規模は、入りを量ってはずるを制するという精神ですから、それにもかなっていると思いますので、今年は買う方は厳しいかもしれませんが、そこら辺はねっぐぐやっていたいただきたいなと思います。

次、最後の教育問題について質問します。

次、通告14番の教育問題について伺います。

3月3日の毎日と日経新聞を見ると、「小学校教員試験2.7倍、79年以降で最低、前年度比0.1ポイント減、質の確保急務」との見出しがありました。現場負担が重く、多忙な職場が敬遠されたのとの懸念も。2倍を切る自治体は、前年度より1つ増えて、我が山形県を含めて13縣市となった。そこで、小学校教員試験倍率が1.8に至った現況の本市教委の見解を伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 小学校教員採用試験倍率が1.8倍になった現状の見解と対策というお尋ねでございますけれども、小学校教員採用試験の倍率につきましては、年々低下傾向にございまして、議員がおっしゃるとおり、山形県の昨年

行われました令和2年度採用の試験で初めて2倍を切る状況になり、今年度行われた令和3年度採用の試験においては、さらに前年度を下回り1.5倍というふうな結果となっております。

中学校の倍率につきましても、年々低下傾向にあり、令和3年度採用の試験では2.7倍というような現状でございます。

教員採用の倍率が3倍を下回ると、教員の質の低下につながるのではないかと、こういうふうなことも言われるわけですが、これは確かなデータを基にきちんと検証されたものではないようでございます。

倍率が低くても優秀な人も応募している可能性もございますし、倍率の低下がそのまま質の低下を示すものでもないというふうに考えております。

また、採用後も1年目の教員につきましては、初任者研修というのがございます。2年目、3年目につきましても、フォローアップ研修というのがございまして、教員としての資質能力の向上に努めているというところでございます。

さて、倍率の低下の要因ということでございますが、教員になりたいという若者の減少もその要因の1つではありますが、要因はそれだけではなくて、採用数にも関係しているようでございます。

小学校の平成23年度採用の倍率は4.5倍でございました。令和3年度採用は、先ほど申しあげました1.5倍でありますので、倍率は10年間でおおよそ3分の1になっているというところでございます。一方、受験者数でございますが、10年前が406名、そして現在が304名というふうには、おおよそ100名の減少というふうになっております。合格者数につきましては、91名から200名というふうには、逆におおよそ100名増加となっておりますので、分子となる受験者数が減って、分母である合格者数が増えているということで、今回のような倍率の低下につながったというふ

うに考えているところであります。

これは、30年ほど前の大量採用時代に就職した教員が今年退職を迎えることによって、採用数が増加したために生じた現象ではないかというふうに考えております。

とはいいいながら、教員を目指す若者が少しずつ減っているということも事実でございます。この状況は、小学校よりも中学校のほうが顕著であり、10年前と比較しますと、中学校の倍率は9.5倍あったのが2.7倍と、倍率の低下が小学校と同程度でございますが、受験者数が475名から229名というふうに半減しております。しかも、約250名の減少というふうになっております。

このことから、倍率だけ見ますと、2倍を切った小学校の倍率が危機的に見えてしまうわけですが、むしろ、中学校の教員離れのほうが問題は深刻であると言えるのかもしれない。

議員が御指摘のように、未来の子供を育てる教員という職業が力ある若者から敬遠されず、夢と希望を持って教員を目指していただけるよう、市としましても任命権者である県教育委員会と連携しながら、長時間の勤務の解消、それから子供と向き合う時間の確保など、学校における働き方改革を一層推進してまいりたいというふうに考えております。

さらに、教員が働きやすい教育環境を整備するとともに、市内の教員が働きがいを持って生き生きと子供たちの教育に携わっている姿を広く発信してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私も前日も言いましたが、昨秋、陵南中学校見学というか、視察、授業参観行っただんですが、やっぱりあれは見た感じでは並みの力ではとても授業成り立たせられないと感じました。いろんな試みをやっているわけです

ね。教室に入るとすぐ分かるんですが、生徒の配置がいろんな、クラスによって全部違うんですね。いろんな取組をしているんだなと思ってきました。

それは、やっぱり普通の人ではちょっとなかなか対応できるような仕事ではないなと。やっぱり今教育長が言ったように、働きがい生きがいになるような仕組みをつくっていかないと大変なんだなと。これからますますいろんなプラス、足し算は一生懸命やっていますね。道徳とか英語とかプログラミングとか何とかかんとかと横文字のがいっぱいつくのが増えてきます。それで土曜日は休みだと。足し算だけやってできるのかと、こういう感じが私はします。

そろそろ引き算もしないと、人間に無理がかかって、生徒と先生がぶち壊れるのではないかという危惧も懸念されると思います。

そこら辺をよく考えないと、さっき教育長が言ったように、倍率が下がったからといってでもしか教師が増えるわけではないという、その気概は全くそのとおりだと思います。

それに向かってやっぱり基盤整備というか、あれをしないととてもじゃないけれども、大変な仕事を支える人の切磋琢磨がなされないということでは大変困るので、そこら辺は市教委としての権限外だと言われればそれまでですが、そこら辺のことも含めて対応してもらえればと思います。

最後の質問をします。

1月26日水曜日の毎日新聞3面のクローズアップで非正規及び臨時教員のことが取り上げられていました。

まず、需要が読めず、非正規採用を手控えて、各自治体教委は、教育の質低下を懸念しているとのこと。非常勤講師や独自加算をも含めれば非正規教員は全国で十数万人とも言われています。

そこで、本市内非正規教員数とその割合及び

対策について伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 議員から御質問のありました正規以外に採用されている県費負担の臨時教員でございますが、大きく2つございます。1つは、一般教諭と同等の職務内容あるいは勤務時間である講師と呼ばれている職、もう一つは、職務内容が限定されて、勤務時間も短い非常勤講師、この2つでございます。

臨時教員を配置しなければならない場合については、3つあるというふうを考えてございます。

1つは、学級数に応じて配置される教員定数を全て正規の教員で配置できない場合で、それを補うために配置されるというのが欠員補充の講師と言っております。任命権者である県教育委員会が今後の児童生徒数の推移や学校の統廃合、退職者数の推移を踏まえて、教員の採用計画を立てているわけでございますが、欠員補充の講師は、採用した正規教員が将来過員、過員というのはつまり余ることが決まっていないように、調整弁として単年度限定で配置されているものでございます。

また、欠員補充の講師は、数人の児童生徒が転校することで学級数が減ってしまうおそれがあるような場合にも配置されることになっております。

2つ目は、正規教員が病気や出産、長期の研修に関わって学校に勤務できない状況になった場合に、その正規教員の代わりに配置される代替教員、代替の教員として特休代とか休職代、産休代、育休代、研修代と呼ばれる講師が正規教員が休む期間、もしくは研修に出ている期間だけ採用されることとなります。

3つ目は、少人数指導の充実とか初任者研修への支援、生徒指導上の問題等、学校の教育課題の解決のために学級数に応じて配置される教員に加えて配置される場合で、配置される臨時

教員には欠員補充の講師と非常勤講師というのがございます。

現在、市内の小中学校に欠員補充として配置されている講師は13名でございます。校長、養護教諭、事務職員、栄養教諭を除いた県費負担教員の5.8%というふうになっております。

また、産育休代、病代などの代替教員として配置されている講師につきましては、市内小中学校で9名、加配措置されている非常勤講師は15名と、こういうふうになっております。

このように、臨時教員につきましては、学校運営上や人事管理上あるいは学校の課題解決のためには欠くことのできない存在、大切な存在でございます。

配置される講師や非常勤講師は、長年講師として勤務してきたベテランの方から、今後教員採用試験を受けようとしている方で、学校に勤務するのが初めての方まで、経験年数はまちまちでございます。臨時教員に対しては、県教育委員会も研修の機会を設けておりますし、各学校においてもOJTを機能させながら、研修体制を組んでおりますが、市の教育委員会としましても、講師、非常勤講師が各学校において働きがいを感じながら、安心して勤務し、また、学校の重要な戦力となれるよう支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 じゃ、非正規職員も温かい待遇をお願いして、私の質問を終わりたいと。

議長、ちょっと不規則質問でいいですか。通告していませんが、2つほど。質問じゃなくて、報告と確認です。いいですか。

○柏倉信一議長 どうぞ。

○荒木春吉議員 先ほど渡邊議員から質問あった駅前の照明のことですが、私、今日4時、暗いうちから仕事しておりますが、電気ついておりました。多分渡邊議員が質問ということがあつ

て、素早く対応していただいたのであろうと思います。あまりにも明る過ぎて、まぶしいくらいでありました。これは、私から答弁できませんので、市長のほうから渡邊議員に報告していただければと思います。

もう一つ、あと今朝市民浴場で市民の方から聞いたんですが、今まで学校体育館の使用は、各学校に提出していたということですが、来年度から何か教育委員会に申し込まなきゃならなくなったんだ、どうなんだという話がありまして、これ確認の意味で教育長に聞きたいんですが、これ本当ですか。

○柏倉信一議長 荒木議員、これ通告外なので、それは直接お聞きください。

○荒木春吉議員 分かりました。後で聞きます。

私あまり時間が短いので、余計なことを言いました。すみませんでした。これで終わります。

散 会 午前11時47分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和3年3月10日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	阿 部 清	議員
13番	沖 津 一 博	議員	14番	國 井 輝 明	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	木 村 寿 太 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	設 楽 伸 子 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
武 田 伸 一 企画創成課長	大 沼 利 子 財 政 課 長
高 林 清 美 市民生活課長	土 田 理 一 建 設 管 理 課 長
門 口 隆 太 農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	後 藤 芳 和 商 工 推 進 課 長
鈴 木 隆 健康福祉課長	小 林 博 之 子 育 て 推 進 課 長
佐 藤 肇 学 校 教 育 課 長	

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第4号 第1回定例会  
令和3年3月10日(水) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第6号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)  
" 2 議第7号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
" 3 質疑  
" 4 予算特別委員会設置  
" 5 委員会付託  
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

- 柏倉信一議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

### 議案上程

- 柏倉信一議長 日程第1、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)及び日程第2、議第7号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の2案件を一括議題といたします。

### 質疑

- 柏倉信一議長 日程第3、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第7号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

### 予算特別委員会設置

- 柏倉信一議長 日程第4、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、

これに付託の上、審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委 員 会 付 託

○**柏倉信一議長** 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
厚生文教常任委員会	議第7号
予算特別委員会	議第6号

散 会 午前9時32分

○**柏倉信一議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。



令和3年3月12日（金曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	阿 部 清	議員
13番	沖 津 一 博	議員	14番	國 井 輝 明	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	木 村 寿 太 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久保田 洋 子	病院事業管理者
設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長	武 田 伸 一	企画創成課長
大 沼 利 子	財 政 課 長	高 林 清 美	市民生活課長
土 田 理 一	建設管理課長	渡 辺 智 昭	上下水道課 経営企画主幹
鈴 木 隆	健康福祉課長	今 野 育 男	高齢者支援課長
小 林 博 之	子育て推進課長	小 林 弘 之	病院事務長
佐 藤 肇	学校教育課長	柏 倉 信 一	生涯学習課長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第5号 第1回定例会  
令和3年3月12日(金) 予算特別委員会終了後開議

再開  
(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第 6号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)  
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 3 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第 4 議第 7号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
〃 5 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
〃 6 質疑・討論・採決

- 日程第 7 議第 8号 令和3年度寒河江市一般会計予算  
〃 8 議第 9号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
〃 9 議第10号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
〃 10 議第11号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算  
〃 11 議第12号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
〃 12 議第13号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
〃 13 議第14号 令和3年度寒河江市下水道事業会計予算  
〃 14 議第15号 令和3年度寒河江市立病院事業会計予算  
〃 15 議第16号 令和3年度寒河江市水道事業会計予算  
〃 16 議第17号 寒河江市課制条例の一部改正について  
〃 17 議第18号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
〃 18 議第19号 寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正について  
〃 19 議第20号 寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理について  
〃 20 議第21号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について  
〃 21 議第22号 寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止について  
〃 22 議第23号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について  
〃 23 議第24号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について  
〃 24 議第25号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について  
〃 25 議第26号 寒河江市介護保険条例の一部改正について  
〃 26 議第27号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

- 日程第 27 議第 28 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 28 議第 29 号 市道路線の認定について
- 〃 29 議第 30 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 〃 30 請願第 1 号 「消費税 5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願
- 〃 31 請願第 2 号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる 30 人学級」の実現を  
求めることに関する請願
- 〃 32 質疑
- 〃 33 予算特別委員会設置
- 〃 34 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

**再 開** 午前 9 時 50 分

- 柏倉信一議長** おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

### 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第 1、議第 6 号令和 2 年度寒河江市一般会計補正予算（第 16 号）を議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第 2、予算特別委員会の審

査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

〔渡邊賢一予算特別委員長 登壇〕

- 渡邊賢一予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第 6 号令和 2 年度寒河江市一般会計補正予算（第 16 号）であります。

3 月 10 日、委員 15 名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第 6 号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

た。

議第6号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第4、議第7号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第5、厚生文教常任委員会

の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

[古沢清志厚生文教常任委員長 登壇]

○古沢清志厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第7号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第7号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告すべき質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第6、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第7号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第7、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算から日程第31、請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願までの25案件を一括議題といたします。

## 質 疑

- 柏倉信一議長 日程第32、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

初めに、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第19号寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第20号寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第22号寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第26号寒河江市介護保険条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第28号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第29号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第33、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算から議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算から議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

○柏倉信一議長 日程第34、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております委員会付託案件表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務産業常任委員会	議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第28号、議第29号、議第30号、請願第1号
厚生文教常任委員会	議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、請願第2号

予算特別委員会	議第 8号、議第 9号、 議第 10号、議第 11号、 議第 12号、議第 13号、 議第 14号、議第 15号、 議第 16号
---------	--

散 会 午前10時04分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。



令和3年3月23日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	阿 部 清	議員
13番	沖 津 一 博	議員	14番	國 井 輝 明	議員
15番	荒 木 春 吉	議員	16番	木 村 寿 太 郎	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
武 田 伸 一	企画創成課長	大 沼 利 子	財 政 課 長
高 林 清 美	市民生活課長	土 田 理 一	建 設 管 理 課 長
門 口 隆 太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	佐 藤 肇	学 校 教 育 課 長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第 6 号

第 1 回定例会

令和 3 年 3 月 23 日 (火)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 議第 31 号 寒河江市副市長の選任について  
" 2 議案説明  
" 3 委員会付託  
" 4 質疑・討論・採決  
" 5 議第 32 号 寒河江市教育委員会教育長の任命について  
" 6 議案説明  
" 7 委員会付託  
" 8 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 9 議第 8 号 令和 3 年度寒河江市一般会計予算  
" 10 議第 9 号 令和 3 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 11 議第 10 号 令和 3 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 12 議第 11 号 令和 3 年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 13 議第 12 号 令和 3 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 14 議第 13 号 令和 3 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 予算  
" 15 議第 14 号 令和 3 年度寒河江市下水道事業会計予算  
" 16 議第 15 号 令和 3 年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 17 議第 16 号 令和 3 年度寒河江市水道事業会計予算  
" 18 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 19 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 20 議第 17 号 寒河江市課制条例の一部改正について  
" 21 議第 18 号 寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
" 22 議第 19 号 寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正について  
" 23 議第 20 号 寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理について  
" 24 議第 28 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について  
" 25 議第 29 号 市道路線の認定について  
" 26 議第 30 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
" 27 請願第 1 号 「消費税 5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願

日程第 2 8 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 2 9 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 3 0 議第 2 1 号 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について

〃 3 1 議第 2 2 号 寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止について

〃 3 2 議第 2 3 号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について

〃 3 3 議第 2 4 号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について

〃 3 4 議第 2 5 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

〃 3 5 議第 2 6 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について

〃 3 6 議第 2 7 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

〃 3 7 請願第 2 号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる 3 0 人学級」の実現を求めることに関する請願

〃 3 8 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 9 質疑・討論・採決

日程第 4 0 議第 3 3 号 損害賠償の額を定めることについて

〃 4 1 議第 3 4 号 土地の取得について

〃 4 2 議案説明

〃 4 3 委員会付託

〃 4 4 質疑・討論・採決

〃 4 5 議会案第 2 号 寒河江市議会基本条例の一部改正について

〃 4 6 議会案第 3 号 寒河江市議会会議規則の一部改正について

〃 4 7 議会案第 4 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

〃 4 8 議会案第 5 号 安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に 3 0 人学級実現を求める意見書の提出について

〃 4 9 議会案第 6 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

〃 5 0 議案説明

〃 5 1 質疑・討論・採決

〃 5 2 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号と同じ

再 開 午前10時20分

- 柏倉信一議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。  
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。沖津議会運営委員長。  
〔沖津一博議会運営委員長 登壇〕
- 沖津一博議会運営委員長 おはようございます。  
本日の会議運営につきましては、3月22日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。  
初めに、本日追加されます案件について申し上げます。  
追加案件は、議第31号寒河江市副市長の選任について、議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第33号損害賠償の額を定めることについて、議第34号土地の取得について、議会案第2号寒河江市議会基本条例の一部改正について、議会案第3号寒河江市議会会議規則の一部改正について、議会案第4号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議会案第5号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について、議会案第6号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について、及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての10案件であります。  
このことにより、議事日程の一部変更が必要

となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告いたします。

- 柏倉信一議長 お諮りいたします。  
本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
御異議なしと認めます。  
よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。  
本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、議第31号寒河江市副市長の選任についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第2、議案説明であります。  
市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。  
〔佐藤洋樹市長 登壇〕
- 佐藤洋樹市長 おはようございます。  
それでは、私から議第31号寒河江市副市長の選任についてを御説明申し上げます。  
本年3月31日をもって菅野英行副市長が任期満了となりますので、寒河江市副市長に新たに菅原隆平氏を選任いたしたく、御提案するものでございます。  
御同意くださいますよう、よろしくようお願い申しあげる次第でございます。

## 委 員 会 付 託

- 柏倉信一議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第31号寒河江市副市長の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第31号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第31号についてはこれに同意することに決しました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第5、議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

この際、軽部 賢教育長の退席を求めます。

[軽部 賢教育長 退席]

## 議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申しあげます。

本年3月31日をもって軽部 賢教育委員会教育長が任期満了となりますので、引き続き同氏を寒河江市教育委員会教育長に任命いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

## 委 員 会 付 託

- 柏倉信一議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第32号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第8、これより質疑・討

論・採決に入ります。

議第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第32号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第32号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第32号についてはこれに同意することに決しました。

軽部 賢教育長の着席を求めます。

[軽部 賢教育長 着席]

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第9、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算から日程第17、議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第18、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

[渡邊賢一予算特別委員長 登壇]

- 渡邊賢一予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月12日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第19、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田陽子議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「8号議案に対する討論です」の声あり)賛成ですか、反対ですか。(「賛成です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、議第8号賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

[太田陽子議員 登壇]

○太田陽子議員 私は、日本共産党を代表し、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算に対して賛成討論を行います。

山形県内でも、新型コロナウイルスの急激な感染の拡大や、多発するクラスター、市中感染の疑いも報告がありました。自粛せざるを得ず、ますます経済の落ち込みが懸念されます。検査の拡充など、これ以上の感染の拡大を抑え込むためにも必要です。河北病院のPCR検査センターの有効な活用が急がれます。

コロナ禍の中、今まで普通に生活できた中間層の方が、残業の減少、収入が激減して困窮している世帯が多くあります。このような国難とも言える中、令和3年度寒河江市一般会計予算は、学校給食の完全無料化、3歳児から5歳児までの副食費の完全無料化、さがえっこスマイル応援事業など、子育て世帯への大きな応援になります。全ての子供に平等で、私たちが望む施策であり、地方自治体の責務と考えます。

この寒河江市の学校給食の完全無料化は、3月3日付の新聞赤旗の全国版で報道されました。県内外で中学校給食の実現や無料化の運動に取り組んでいる方々に大きな勇気を与えることができました。

このような観点からも、令和3年度寒河江市一般会計予算は市民の要望を実現させていく予

算編成となっており、総じて賛同できるものがあります。保育所の民設民営化の下で働く労働者の賃金の問題など課題はあります。私は、これからも是々非々の立場で問題点を指摘し、提言もしながら、寒河江市の発展や市民の皆さんの幸せの追求のため力を尽くしていくことを表明し、賛成討論といたします。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の9案件は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第20、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第27、

請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願までの8案件を一括議題といたします。

## 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第28、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第17号から議第20号まで、並びに議第28号から議第30号まで、及び請願第1号の8案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第29号の審査を行い、次に議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第28号、議第30号、請願第1号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第29号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「平塩11号線については、県管理の国道が本市へ移管されるものだとのことだが、当該路線の現在の路線状況は、亀裂などが随所に見受けられる状況にある。県に対して、移管の際には補修工事を行うことなどの条件をつけられないものか」との問いがあり、当局より「その件については、県側と協議を重ねており、

移管となる場合には全ての補修を行った上で移管することになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「デジタル戦略課設置について、職員の配属予定数及び業務内容はどうか」との問いがあり、当局より「職員数については専任職員4名で検討しています。業務内容は、市民サービスの向上や行政事務の効率化を目的に、AIやRPA導入等による全庁的なデジタル化を促進するとともに、デジタル化に関する計画の作成を行うということで考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「グラウンドのキャンプ宿泊料に対応するための改正ということだが、連泊等の利用料割引の規定は設けなかったのか」との問いがあり、当局より「連泊料金の割引規定については、このたびは設けていませんが、今後必要に応じて検討してまいりたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「職員の失職に関する特例について、これまでは公務執行中の交通事故に限定しているものを、改正後は事故ということで対象を広げるとのことだが、具体的にどういう事故を想定しているのか」との問いがあり、当局より「これまで、本市ではこの条例に該当するような事例は起きておりません。この改正により今後想定しているのは、例えば市のイベントでテントを設営し、それが飛ばされて死傷者が出た場合など、公務執行中の突発的な事故などで」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後に審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、委員の申出により自由討議に入りました。

主な内容を申しあげます。

委員より「コロナ禍で、定額給付金10万円などが支給されたが、それでも失業者や自殺者が

増え、企業が倒産に追い込まれている。この状況下で、逆進性の高い消費税が生活苦に及んでいることは間違いない。追加の給付金対策等が行われない限りは、一時的にでも税制改正を行っていくことが必要だということで、この請願は願意妥当と考える」との意見がありました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申しあげます。

委員より「消費税は、医療給付を含む社会保障費の重要な財源となっており、超高齢化日本における公共政策上の工夫の一つである。減税や廃止をすれば、その役割が失われることとなり、社会保障に対する改革を後退させるおそれがある。現在の税込総額に占める消費税の割合は約4分の1を占めるまでになっており、消費税の割合を高めることで、地方自治体も安定的な財政運営が行うことができるようになっていく。さらに、事業者の立場に立てば、消費税が変わるといことは、レジの更新、システムの改修等大きな負担になることは明らかである。したがって、この請願に反対する」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田陽子議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第1号についてです」

の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。  
(「賛成討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。古沢議員。  
(「請願第1号に対して」の声あり) 賛成ですか、反対ですか。(「反対です」の声あり)

ほかにありませんか。渡邊議員。(「請願第1号に対して」の声あり) 賛成ですか、反対ですか。(「賛成討論です」の声あり)

それでは、初めに請願第1号賛成討論について、太田陽子議員の発言を許します。太田議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○**太田陽子議員** 私は、日本共産党を代表し、請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願についての賛成討論を行います。

寒河江市は、第7弾の支援策を実施しています。ホテルや観光業、飲食店、その他関連する業種の事業者への給付金を支援するものです。その中で、寒河江でも既に廃業したり倒産したりする業者が増えています。事業所が大変であれば、関連して働く労働者など次々と困窮が広がっていきます。今まで普通に生活できた中間層の方も、残業がなくなり、収入の激減など、貧困層に転落していくこととなります。コロナ禍の中、生活が苦しくなった市民、国民が大多数ではないでしょうか。

世界に目を向けると、56の国や地域が消費税と同じような税の軽減策を行っています。財源確保のため、半世紀ぶりに法人税を増税しています。日本共産党は、コロナ禍の下、空前の資産を増やしている富裕層や大企業に応分の負担を求める税制改革を提案しています。北欧の国々などは、食料品や日用品へはほとんど税をかけていないのに、日本では車から食料品まで同じ税率はひど過ぎます。消費税の増税は社会保障のためと言いながら、このコロナ禍の中、来年度の年金は引き下げると決めました。75歳以上の後期高齢者の370万人を対象に、窓口負

担を2割に上げようとしています。社会保障はどうなっているのでしょうか。不思議です。

この請願は、中小零細業者だけの問題ではなく、全ての国民を救うための意見書の提出を求める請願です。コロナがいつ終息するのかめどは立ちません。ワクチンの接種も4月から始まりますが、働く世代の65歳以下は7月以降です。19日以降の山形県の感染者数の急激な増加を見ると、市中感染もあるようです。昨日22日、山形県と山形市が緊急事態宣言を発出しました。好きなときに好きなお店でお酒を楽しむなどというのは、夢のまた夢のようです。支援や給付金も、一自治体の努力にも限界があります。全ての国民が恩恵にあずかる消費税の軽減が、コロナ禍でも歯を食いしばって頑張る市民の応援になるのではないのでしょうか。

総務産業常任委員会での採決は不採択ということでした。市民の生活を守るという観点から、この請願の趣旨に賛同し、意見書の提出を求め、賛成討論を終わります。

○**柏倉信一議長** 次に、請願第1号反対討論について、古沢清志議員の発言を許します。古沢議員。

〔古沢清志議員 登壇〕

○**古沢清志議員** 請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願について、反対討論いたします。

消費税は、平成元年4月に3%で導入されて以降、平成26年に8%、そして一昨年令和元年10月に引き上げられました。この引上げの目的は、社会保障制度を子や孫の世代に引き継いでいくためには、社会保障の費用について、借金に頼らずあらゆる世代で負担を分かち合いながら賄っていく必要があること、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうためには、社会保障制度を全世代型に転換していかなければならないということです。

消費税を引き上げることによる増収分は、子

ども・子育て、介護、年金など全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われております。消費税は、その全額を社会保障に充てることと規定されています。大まかに言うと、社会保障給付の3分の2は保険料、3分の1は公費、税金が財源となっています。消費税の社会保障目的税化は、超高齢日本における公共政策上の工夫の一つと言え、消費税が持つその役割を失わせることになり、社会保障に対する改革を後退させるおそれがあります。

国と地方自治体の合計ベースで、税込総額に占める消費税の割合は、税率3%のときは5%前後、5%のときは15%、税率10%になると約25%を占めるようになってきており、消費税の役割を高めることで、国も地方自治体もより安定的な財政運営が行えるようになっていきます。

新型コロナウイルス感染症対策のための政策が多数ある中、時間とコストをかけて税率10%、食品等に関しては軽減税率の8%で定着しようとしている昨今、消費税を減税することはよほど慎重であるべきであると考えている経済学者もおります。消費税を減税すれば、困っていない人を利することになりかねません。

また、事業者側に立って考えてみても、レジの更新やシステムの改修、プライスの変更と多大な費用と労力の負担になることは明らかです。確かに、コロナによって多くの企業は売上げが低迷しておりますが、反面伸びている業態もあることは事実です。財政基盤の弱い企業には持続化給付金、雇用調整助成金や各自自治体が提供するサービス等により、倒産件数は増えるどころか2000年以降では2番目の低水準であり、負債総額では最少になっています。

新型コロナウイルス感染も下げ止まりの傾向にあり、あえて今この税率には手を出さず、困っている人には当面生活費として1世帯当たり最大10万円を貸し出す制度、緊急小口資金や生活再建資金を貸し付ける総合支援資金も特例で

対象を拡大して貸し出す制度など、本来は3月で終了でしたが、6月末まで延長になりました。このようないろんな優遇策を利用し、この難局を乗り切っていただきたいと思います。

この請願の中身について申し上げますと、税の集め方、使い方を見直すべきとの文言が記載されておりますが、具体的にどうするのが書かれていません。この一番大切な部分が抜けているようでは、到底理解と納得ができません。また、減税する期間も記されておられません。このことから見ても、請願の内容に乏しく、実現性に欠けています。

以上のような観点から、請願第1号に対して反対討論といたします。

○**柏倉信一議長** それでは、請願第1号賛成討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○**渡邊賢一議員** 無党派議員連合、市民クラブの渡邊賢一でございます。

このたび、不運にもコロナ感染された市民の方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い回復を御祈念いたします。

それでは、請願第1号に賛成の立場で討論させていただきます。

私の賛成理由は3点、1つは生活困窮による精神疾患、自殺者増大の異常事態、2つ目は地域経済再生、家計蘇生の鍵であること、そして3つ目は消費税本来の用途について、の以上3点であります。

まず、1つ目はコロナ失業による非正規雇用労働者やシングルマザー、女性の自殺者が増大していることです。特に、若者が自ら命を絶たなければならないところまで深刻になっています。文部科学省の発表では、昨年の統計で小中高生は479人で過去最多、女子高校生が突出し138人、前年度対比で倍増とのこと。大学進学を断念、あるいは中途退学も増えています

が、心身の健康をむしばむ、命まで奪われる、まさに緊急事態宣言ならぬ特別警戒の異常事態であるからです。

私たちが最優先に考えなければならないのは、コロナ禍で感染拡大により犠牲になることを止め、命を守ることと同時に、コロナ関連死をストップさせなければならないことです。それは、ワクチン接種とか抗体検査、PCR検査とか、医療による救命措置のようなものがないからです。

緊急小口資金の増額や延長、生活保護等については、残念ながらピンポイントの救済策で、生活困窮者全体に行き渡らないと思います。本市の新年度予算において、さがえっこスマイル給付金はすばらしいわけですが、支給対象は新生児の出生時と高校等の入学時のみであり、残念ながら限定的であります。これは、自治体の予算では限界があるからです。苦しんでおられる全ての市民誰一人取り残されることのないよう、子育て真っただ中である保護者の家計を助け、さがえっこの笑顔を取り戻すことが喫緊の課題であります。大人が夢と希望を語れなければ、子供たちが夢と希望を持って未来を語れるはずがありません。幸せを実感できる社会、笑顔で暮らせる社会は自助・共助の社会ではありません。そのため、救済の公平・公正を期す公助として消費税減税は早急に実施すべきであります。

2つ目は、経済再生政策として最も効果的であるからです。世界の常識ともなっています。あわせて、ここにバッジをつけておられる多くの議員もいらっしゃいますが、飢餓や貧困をなくすための持続可能な循環型社会のSDGs、経済政策の視点であります。この目標を達成していくためでもあります。望ましい財政支出の規模は、コロナ対策でどれくらい家計や企業が傷んでいるのかという計測が難しいのですが、一番の大きなステップは消費税を下げることで

と、多くの経済学者が指摘しております。消費税を下げれば、苦しんでいる方々がより救われるということです。

消費税は、どちらかというと所得の低い方の負担が大きい逆進性の高い税制ですから、消費税を引き下げることによって、そういう方々の支出を抑制できるということになります。そして、裕福な方々の消費の刺激にもなります。さらに、将来に対するコストも引き下げるという見方が増えれば、将来の不安も減ってくるのであります。例えば、消費税1%引き下げるのであれば、2兆円から3兆円の財源が必要だとよく言われます。ところが、下げるとなると、教育無償化をやめる、年金を下げるなどの話になりますが、そうではありません。消費税も税の一部ですので、国家財政の大枠で考えれば、消費税を下げたからといって教育や福祉を下げるというのは問題があると思います。

また、先ほどの討論の反対理由として、消費税は目的税として結びついているから下げられないとのことですが、これは完全に間違っていると思います。それは、消費税は当然ながら、その半分は社会保障の充実に使うという目的で引き上げられましたが、他の半分は財政赤字の削減、借金を返すために引き上げているからです。今借金を返す必要があるかということ、コロナ禍の不要不急のために返す必要はないわけです。つまり、財政支出で経済を支えるという状況であれば、その半分を使うというのが筋ではないでしょうか。下げられる理由がここにあると思います。

最後に、3点目です。安倍政権、アベノミクスで失敗したこの経済政策を引き継ぐ菅政権の進めている悪政そのものであるからです。まず、お友達の付度や接待に私たちの血税が使われていることは公私混同であり、即やめていただきたい。これが市民の怒りであります。ちなみに、1月22日、立憲民主党、国民民主党、共産党、

社民党の4党は、コロナ禍で困窮する子育て世帯への支援のために、子どもの貧困給付金法案、正式名称は児童の属する低所得世帯に対する緊急の支援に関する法律案を衆議院に提出しました。しかし、いかがでしょうか、皆さん。これが動いたのはやっと先日であります。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（仮称）として予備費から5,000億円超、住民税非課税世帯、児童1人当たり一律5万円というものですが、市民からはスズメの涙、焼け石に水と言われています。食費ですぐに消費されてしまうとも言われています。

本請願にもあるとおり、見えない敵である未曾有の感染症、新型肺炎、コロナウイルス対策で疲弊する地域経済を何とか再生するため、待ったなしでその対応が迫られています。大幅減税によって、地域で働く勤労市民、特に一番弱い立場である若者、女性、高齢者、そのほとんどであるパートタイマー、アルバイト、派遣社員など非正規労働者の生活を守り、ひいては中小零細企業、個人事業主を支援することを求め、政府に実現を求める意見書提出であります。本市は、県内の自治体に先駆け、小中学校給食費完全無料化を実現させた誇るべき佐藤洋樹市政、及び再任されました軽部 賢教育長の教育行政であるからこそ、私たちも議会も全国に誇れる先駆的な議決を行うべきではないでしょうか。

消費税が本来の目的である社会保障に使われず、軍備増強や菅総理の長男のお友達や接待に使われることは、目的外の不正ではありませんか。また、困っていない一部の人を利することになるなんていう先ほどの理由ですが、多くの市民に対しさらに我慢を強いることはできないのであります。さらに、レジスターやシステム更新などのコストを理由になされるのであれば、食料品などの複数税率を導入し、キャッシュレス決済やポイント還元でコストを増大させたのはいかがなものかと思えます。特に、アベノマス

クの260億円は無駄の象徴ではないでしょうか。また、厳しい状況に置かれた世帯に一律30万円支給の自民党案を方針転換し、一律10万円給付に補正予算の閣議決定をやり直しさせた、結果として30万円が10万円になったという厳しさを助長させたことになった責任はどうお考えなのではないでしょうか。今こそ、平和の党と豪語される御党のポスターにもありますが、小さな声を聞く力こそ必要とされるべきであります。繰り返しになりますが、弱肉強食の新自由主義と決別し、弱い立場の声をしっかりと受け止め、会派を超えて議会全体として改善を求め、国に伝えていくことこそが私たちの責務ではないでしょうか。

どうか議員各位の御理解をいただきまして、願意妥当として御賛同賜りますよう心からお願いを申しあげ、私の賛成討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く議第17号寒河江市課制条例の一部改正について、議第18号寒河江市田代地区多目的交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第19号寒河江市職員の分限に関する事由、手続及び効果に関する条例の一部改正について、議第20号寒河江市条例で定める押印を求める手続の見直し等に伴う関係条例の整理について、議第28号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第29号市道路線の認定について及び議第30号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第28号、議第29号及び議第30号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号「消費税5%以下への引き下げを求める意見書」の提出を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第30、議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてから日程第37、請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願までの8案件を一括議題といたします。

### 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第38、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

- 古沢清志厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号及び議第27号並びに請願第2号の8案件であります。また、議会運営委員会から付託された陳情第1号についても審査を行いました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の改正は、東日本大震災の避難者等に対する市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するものであるが、これまでも繰り返し延長が行われ、今年で10年目となっている。どこかで一つ区切りが必要だと思うが、その点についてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「国においては第2期復

興・創生期間ということで、避難者等への支援を5年間延長する予定です。本市におきましては、このことについて避難者支援部会においても協議しているところであり、1年ごとに変化する状況を踏まえながら支援を継続していきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告すべき質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「一部重複している部分や、省略した形で記載された名詞がある。重複部分については削除し、略語については省略せずに記載すべきではないか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出する

ことに決しました。

次に、陳情第1号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告すべき質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第1号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「おおむね願意妥当であるが、意見書案の中で、医療・介護職等の大幅な増員を求めている点について、現在の医療・介護の提供体制からの劇的な変化を求める内容になっている。国民全体の福祉や医師・看護師不足等の現状を考慮すると、この大幅にという文言は削除すべきではないか」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第21号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について、議第22号寒河江市中学校給食費徴収条例の廃止について、議第23号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について、議第24号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について、議第25号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第26号寒河江市介護保険条例の一部改正について、議第27号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、及び請願第2号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求めることに関する請願の8案件を一括して採決いたします。

ただいまの8案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

8案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号及び請願第2号の8案件は原案のとおり可決及び採択されました。

## 議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 次に、日程第40、議第33号損害賠償の額を定めることについて及び日程第41、議第34号土地の取得についての2案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

- 柏倉信一議長** 日程第42、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長** ただいまは、人事案件並びに令和3年度の各会計の予算及び条例等を御可決いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、本日追加提案を申しあげました2案件について御説明を申しあげます。

初めに、議第33号損害賠償の額を定めることについてを御説明申しあげます。

平成25年6月14日午後3時45分頃、寒河江市立白岩小学校地内のプールにおいて、同校児童が飛び込み練習を行った際、頭部がプール底部に衝突し、頸椎を負傷した事故について、損害の賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をいただこうとするものでございます。

なお、賠償金につきましては、全額市加入の全国市長会学校災害賠償補償保険から補填されるものでございます。

次に、議第34号土地の取得についてを御説明申しあげます。

寒河江市新市民浴場整備用地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をいただこうとするものでございます。

以上、御提案申しあげましたが、詳細につきましては関係課長から御説明を申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

私からは以上でございます。

- 柏倉信一議長** 佐藤学校教育課長。

〔佐藤 肇学校教育課長 登壇〕

- 佐藤 肇学校教育課長** 議第33号損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

市長説明にありましたとおり、平成25年6月14日午後3時45分頃、白岩小学校内のプールにおいて頭部を強打した事故の対応に当たっては、事故後すぐに養護教諭が対応し、受傷部等を確認したところですが、被害者が頭部以外の痛みを訴えなかったこともあり、事故当日は帰宅さ

せたところでしたが、翌朝、被害者が首の痛みを訴えたため、整形外科医院を受診し、頸椎捻挫の診断がなされたものでございます。

その後、受傷が成長期であったことや、後遺症の心配もあったこと、また医師の診断では、激しい運動や頸部にけがを負う場合は通常より重傷になる可能性があるということから、令和元年8月まで年1回のペースで総合病院の診察を受けながら経過を見ていたものでございます。

しかし、令和元年8月の受診時に、主治医から症状固定の診断がなされ、またこれまでの受診歴や障がいの程度などを勘案し、示談等について保護者等と話し合いを行った結果、このたび示談の合意を得たため、その損害賠償の額を定めることについて御提案をするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○柏倉信一議長 高林市民生活課長。

〔高林清美市民生活課長 登壇〕

○高林清美市民生活課長 議第34号土地の取得について御説明申し上げます。議案書4ページ、5ページを御覧ください。

寒河江市新市民浴場は、令和5年4月に開場を予定しており、早急に造成工事に着手するため、令和2年度内に整備用地を取得することから、このたび追加提案の上、議会の議決をいただくこととするものでございます。

寒河江市新市民浴場整備事業につきましては、寒河江市土地開発公社に業務委託し、整備用地取得及び調査、測量等を進めてまいりましたが、当該業務が完了したことに伴い、寒河江市土地開発公社より整備用地を取得するものであります。

取得用地は島南地区の7,261.42平方メートルで、取得予定価格は9,433万2,677円であります。購入に係る予算については、今議会におきまして令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第16号）の新市民浴場整備事業に計上し、御可決を

いただいたところであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

## 委員会付託

○柏倉信一議長 日程第43、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号及び議第34号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第44、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第33号について質疑はありませんか。沖津議員。

○沖津一博議員 先ほどの説明ですと、プールに飛び込んだ際に頭をぶつけたということでありますけれども、前からプールは浅いので飛び込みはしないようにということで指導をなさっているのではないかなというふうに思っております。今後とも、例えば水泳の競技なんかする場合に、飛び込みをすればこういったけががまた出るのではないかなというふうに思いますけれども、その辺に関してどのように考えているかお聞かせをいただきたいと思っております。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今の議員の御指摘でございますけれども、現在は学習指導要領上は、授業における水泳時には水中からスタートするというふうになって、飛び込みはしないことになって

おりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第34号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第33号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議第34号土地の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

○柏倉信一議長 日程第45、議会案第2号寒河江市議会基本条例の一部改正についてから日程第49、議会案第6号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についてまでの5案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第50、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号から議会案第6号までの5案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第51、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議会案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第2号寒河江市議会基本条例の一部改正について、議会案第3号寒河江市議会会議規則の一部改正について、議会案第4

号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議案第5号安全・安心で、ゆきとどいた教育実現のために早急に30人学級実現を求める意見書の提出について、及び議案第6号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出についての5案件を一括して採決いたします。

5案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の5案件は原案のとおり可決されました。

### 常任委員会及び議会運営委員会の 閉会中における委員会調査申出 並びに委員派遣承認要求について

○**柏倉信一議長** 日程第52、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

**閉 会** 午前11時39分

○**柏倉信一議長** これにて令和3年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 後 藤 健 一 郎

会議録署名議員 沖 津 一 博

令和3年3月10日（水曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	阿部清	委員	13番	沖津一博	委員
14番	國井輝明	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
高林清美	市民生活課長	土田理一	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	後藤芳和	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	小林博之	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第1回定例会  
令和3年3月10日(水) 本会議終了後開議

開 会  
日程第 1 議第 6号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)  
" 2 議案説明  
" 3 質疑  
" 4 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時40分

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しました。

○渡邊賢一委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 質 疑

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

それでは初めに、議第6号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 10ページ、歳入の22款1項10目市債の減収補填債についてお伺いいたします。  
今年度、新型コロナの影響で地方税、非常に大幅な減収が生ずる見込みのためにこの減収補填債の対象税目の拡大が国のほうに要望が多く寄せられまして、今年度に限り対象税目が追加

## 議 案 上 程

○渡邊賢一委員長 日程第1、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)を議題といたします。

## 議 案 説 明

○渡邊賢一委員長 日程第2、議案説明であります。  
お諮りいたします。  
議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議ありませんか。

されたところであります。

今回の補正予算でこの減収補填債の発行額5,610万円と出てきたわけなんです、私としてはちょっと予想していた額よりは低いなというのが正直な感想でございます。

そこでお尋ねいたしますが、今回の減収補填債の発行額、どのような検討をされたのでしょうか。

○渡邊賢一委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 減収補填債についてお答えいたします。

今回補正予算に計上しております5,610万円の減収補填債は、後藤委員がおっしゃるように今年度限りの特例として認められた分についてです。

内訳といたしましては、地方消費税交付金4,880万円、たばこ税が730万円となっております。通常分については、今回は起債をいたしておりません。理由といたしましては、通常分については起債を借りても借りなくても交付税で後年度において措置をされます。借りた場合については元利償還金の75%が交付税に算入されますけれども、借りなかった場合は6分の5、約83%が交付税に算入されるということで、借入れを行わなかったほうが有利というふうに判断をいたしまして、通常分については借入れを行っておりません。

特例分については、この借入れを行わなかった場合の精算措置というのがありませんので、借入れをしたほうが有利と判断いたしまして、今回は特例の分のみ市債を発行することにいたしました。

ほかの市債についても常に有利なものを借りられるよう調査を行い、後年度に負担を残すことのないよう対応しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○渡邊賢一委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。後年も見てど

ちらが有利かということで、従来の法人関係のほうは発行していないということでございますね。やはり新型コロナの影響で自治体財政、どこもそうだと思うんですが苦しいので、どうしてもコロナだからしょうがないと、もしくは臨時的なものだからしょうがないという理由で国の財政のようにどうしてもどんどん開きっ放しのワニの口の財政になってしまわないかというのが、非常に私、危機を持っておりますし、今年多分見ていると現にそうになってしまっている自治体もあるように思いますので、そうならないように制度のいいところはうまく使っていただいて、踏ん張れるところは踏ん張っていただいて、見据えた財政をしていただきたいと思います。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 ふるさと納税の寄附金についてお伺いいたします。

ふるさと納税の寄附金の増加、大変いいことだなというふうに思っておりますが、昨年、さくらんぼの品質によりクレームが大変多かったというふうに聞いておりますが、ちまたのうわさでありますけれども、何件くらいのクレームがあったのか、それと対処法について伺いたいと思います。

○渡邊賢一委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 クレーム数についてお答えを申し上げます。

約1,500件というふうに押さえております。以上です。

○渡邊賢一委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 さくらんぼの品質ということでありますけれども、その対処法というかお取替えをしたとか何か、そういった点はどうなっていたのか教えていただきたいと思います。

○渡邊賢一委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 お答えいたします。

クレームにつきましては、こちらのほうから丁寧に対応をさせていただいたつもりであります。例えば、佐藤錦を申し込んでクレームがついたなどという場合には、その後において翌年度に回すとか、あるいは紅秀峰に替えるとか、いろいろな形で寄附者が納得いくようにできるだけ配慮いたしました。以上でございます。

○渡邊賢一委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 私がちょっと聞いた話だと、二、三百件かなと思っていたんですけども1,500件、大変多いですね。ぜひこういったこと、寒河江のほうにふるさと納税やめるはなんて言っていたような人もいたなんていうことも聞いておりますので、ぜひ今年はもう少し注意をしてしっかりとさせていただければというふうに要望して終わります。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第6号第2表及び第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

○渡邊賢一委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第6号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、第2表、第3表
厚生文教分科会	議第6号第1表中歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前9時49分

○渡邊賢一委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

## 分科会分担付託

令和3年3月12日（金曜日）予算特別委員会①

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	阿部清	委員	13番	沖津一博	委員
14番	國井輝明	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財政課長
高林清美	市民生活課長	土田理一	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	後藤芳和	商工推進課長
鈴木隆	健康福祉課長	小林博之	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第1回定例会  
令和3年3月12日(金) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第6号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)  
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務産業分科会委員長報告  
(2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 3 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

- 渡邊賢一委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 議案上程

- 渡邊賢一委員長 日程第1、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)を議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 渡邊賢一委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 渡邊賢一委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。  
〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕

- 佐藤耕治総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第6号第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第6款から歳出第8款まで及び歳出第11款並びに第2表及び第3表であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第16号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「ふるさと納税の寄附金額が増加している要因は何か」との問いがあり、当局より

「やはり生産者の方々から良質な返礼品を提供していただいていることが大きな理由ではないかと思えます。その良質な返礼品が大変支持を得て、そうした積み重ねにより今に至っているものと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号第1表中歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「森林環境保全対策事業の地番図作成に係る委託料減額について、コロナ禍の影響等により事務手続に時間を要したため、今年度は実施せず来年度に持ち越すとのことだが、来年度はどの範囲について地番図を作成するのか」との問いがあり、当局より「地番図作成の範囲は市内全域の一般の方が所有する林地を対象とし、対象面積は約4,700ヘクタールです。当初は令和2年度及び3年度の2年間をかけて作成する予定でしたが、令和3年度で全ての地番図を作成する考えであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質

疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「土木費のうち交付金による道路新設改良事業として1億円余りの繰越しが計上されているが、地権者との交渉がうまくいっていないということか」との問いがあり、当局より「地権者から反対されているということはありません。交渉は現在進行形で進めておりますが、用地費及び補償費の契約について、年度内には全てを完了することはできないということで繰り越すものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第6号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○渡邊賢一委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第6号第1表中歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第16号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「放課後児童対策事業について、放課後児童クラブへWi-Fi環境を整備するということだが、その目的は」との問いがあり、当局より「タブレットを活用した学習を学校だけではなく家庭でも行うことができるようにという趣旨から、児童生徒1人につき1台の端末を貸与しております。学童保育施設にいる児童についても家庭と同様に宿題等を行える環境を整備することを目的としております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新型コロナウイルスのワクチン接種について、医療関係者及び65歳以上の高齢者はどれくらいの人数が接種することを見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「医療関係者の人数については県が主体となって行うため不明ですが、65歳以上の高齢者につきましては今冬のインフルエンザ予防ワクチンの接種率が約8割であったことから、現在本市にいる1万3,000人弱のうち8割を想定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「小学校費及び中学校費はともに特別教室への空調設備設置がメインだと思うが、今回の事業により全特別教室のうち何割程度の特別教室へ整備されるのか」との問いがあり、

当局より「寒河江小学校、柴橋小学校、三泉小学校について、理科準備室や家庭科準備室等の使用頻度が非常に低い教室を除き、子供たちが授業で使用する教室についてはほぼ全て整備されます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第6号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第16号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時43分

○渡邊賢一委員長 以上をもって予算特別委員会  
を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す  
るために署名する。

予算特別委員会委員長 渡 邊 賢 一



令和3年3月12日（金曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	阿部清	委員	13番	沖津一博	委員
14番	國井輝明	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	防災危機管理 課 長
土田理一	建設管理課長	渡辺智昭	上下水道課 経営企画主幹
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	後藤芳和	商工推進課長
猪倉秀行	さくらんぼ観光 課 長	軽部修一	慈恩寺振興課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
小林博之	子育て推進課長	眞木立子	会計管理者 （兼）会計課長
小林弘之	病院事務長	佐藤肇	学校教育課長
柏倉信一	生涯学習課長	小泉尚	スポーツ 振興課 長
木村幸一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	局長 補佐
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

予算特別委員会議事日程第3号 第1回定例会  
令和3年3月12日(金) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 議第 8号 令和3年度寒河江市一般会計予算  
" 2 議第 9号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 3 議第10号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 4 議第11号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 5 議第12号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 6 議第13号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
" 7 議第14号 令和3年度寒河江市下水道事業会計予算  
" 8 議第15号 令和3年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 9 議第16号 令和3年度寒河江市水道事業会計予算  
" 10 議案説明  
" 11 質疑  
" 12 分科会分担付託  
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

開 会 午前10時15分

議 案 説 明

○渡邊賢一委員長 ただいまから予算特別委員会  
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ  
れより会議を開きます。

議 案 上 程

○渡邊賢一委員長 日程第1、議第8号令和3年  
度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第16  
号令和3年度寒河江市水道事業会計予算までの  
9案件を一括議題といたします。

○渡邊賢一委員長 日程第10、議案説明でありま  
す。

お諮りいたします。議案説明は本会議におい  
て受けておりますので、この際省略することに  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし  
た。

## 質 疑

○渡邊賢一委員長 日程第11、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算に関わる部分に絞って発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算の質疑に入ります。

議第8号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、ページ22、歳入の18款寄附金についてお伺いいたします。

これまで当初予算として15億円と見込んでおりましたが、次年度に関しては18億円と3億円増額しております、歳入のほとんどが昨年度対比で減となっている中で非常にすばらしいことだと思えます。

確かに先ほどの補正予算についての委員長報告でも伺いましたし、これまでの実績を考慮しますとしかるべき増額ではあると思えますが、ふるさと納税はある種お取り寄せ感覚が強い水物であり、金額を予想するという事は非常に難しいところがあると思えます。

今回の当初予算のこの増額に当たって、その根拠を伺いたいと思えます。

○渡邊賢一委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 お答えいたします。

後藤委員からありましたとおり、令和3年度は寄附金として今年度よりも3億円多い18億円を予算計上しているところであります。

その理由といたしましては、返戻品のはえぬきは引き続き定期便として人気がありますが、このところ肉や乾麺といった加工品をはじめ日本酒が好調で、令和2年度の実績が大幅に伸びていることから、令和3年度においてはさらに

取扱いを増やすこととしております。

以上のような理由から、前年度との比較で約3億円の増と見込んだところであります。以上です。

○渡邊賢一委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。ぜひ、寒河江市のファンが今まで以上に増えるように、品物そして態勢についても気配りしていただきますようお願い申し上げます。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時23分

○渡邊賢一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出第5款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第7款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 2つあるので1つずつお伺いいたします。

まずは74ページ、7款1項4目観光費のまつり振興事業についてです。こちらは振興計画の後期5年間の重点目標にもなっておりますけれども、新型コロナの影響でこれまでの観光事業、イベント関係は根底から見直すことになったかと思えます。こちらの予算は寒河江四季のまつり実行委員会への負担金ですので、詳細についてはこちらではなく寒河江四季のまつり実行委員会でないかと分からないかもしれませんが、これまでの延長線上にはない新たな観光振興についての方針、取組について伺います。

○渡邊賢一委員長 猪倉さくらんぼ観光課長。

○猪倉秀行さくらんぼ観光課長 お答えいたしません。

四季のまつり実行委員会負担金につきましては、令和3年度3,720万円の予算を計上させていただきまして、今年度の当初予算に比べ、おっしゃるとおり35%ほど減額とさせていただいたところでございます。ほとんどのイベントが中止となりました今年度の状況を踏まえまして、来年度のイベントについては一から見直しというようなことで考えております。

コロナ禍におきまして実施可能な催し、また感染防止策や新生活様式に沿った実施が可能な催しを企画した上での予算計上とさせていただいたところでございます。

特に、食をメインにしたイベントでありますとか、限られた場所に1か所に集客するような催しについては、当面の間開催が難しいのかなというふうには思っておりますので、今後もワクチンの接種状況、また感染者の発生状況などを注視しながら実施の是非を含めまして柔軟に対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○渡邊賢一委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。どうしてもやはり食べ物関係というのは人を動かす非常に大きいパワーがある分、なかなかそれを封じられ

ると厳しいところがあると思えますので、ぜひ新たな生活様式に合ったイベント、事業のほうを模索していただければと思います。

続きまして、75ページ、7款1項6目企業誘致推進費についてお伺いします。

こちら振興計画後期重点目標となっております。こちらには立地優遇策の拡大とともに新たな工業団地の検討が主な内容と伺っております。

子育て政策の充実と働く場所の確保、これは次代を担う若者世帯には必要であり、この2本柱が今後の寒河江市のためにも非常に重要だと私も思っております。

ただ、それは寒河江に限らずどの地域も同じで、企業や工場の誘致、工業団地の造成についてはどこでも力を入れて取り組んでおりまして、寒河江らしい強みがないとなかなか企業側から選んでいただけないのではないかと考えております。

そこで伺いますが、新たな工業団地の造成に関し、寒河江でなければならない理由、寒河江の強みをどのように訴えていくのかお伺いいたします。

○渡邊賢一委員長 後藤商工推進課長。

○後藤芳和商工推進課長 お答えいたします。

寒河江市の工業団地の強みでございますが、3点ほど挙げられると思います。

1点目は、寒河江市は山形県のほぼ中央にありまして、山形自動車道のインターチェンジが2か所に設置されていることなどから、県内交通の要衝として位置していることでございます。

2点目は、地盤が強く、また浸水想定区域からも外れておりまして、自然災害のリスクが少ないことが挙げられると思います。

3点目は、用地取得費につきまして20%から50%の補助制度があることでございます。

これらを強みに企業誘致を進めてまいります。以上でございます。

- 渡邊賢一委員長 後藤委員。
- 後藤健一郎委員 分かりました。どうしてもどこでも同じになってしまうと値引き合戦になってしまいますので、その寒河江らしい強さ、強みというのをしっかりと企業に訴えていただいで寒河江と非常に相性のいい企業さんに来ていただけるようお願いいたします。
- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。沖津委員。
- 沖津一博委員 72ページの商工振興費の貸付金の下の補償、賠償金の1億2,900万円、これの中身について教えていただきたいと思ひます。
- 渡邊賢一委員長 後藤商工推進課長。
- 後藤芳和商工推進課長 お答えいたします。内容なんですけれども、補給金は利子の補給金でございます。あともう一つは信用保証協会の保証料の補給金でございます。
- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 次に、歳出第8款について質疑はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 次に、歳出第9款について質疑はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 次に、歳出第10款について質疑はありませんか。伊藤委員。
- 伊藤正彦委員 89ページの小学校ICT活用支援事業に2,600万円ほど計上しておりますけれども、具体的にどういった中身なのかお聞きしたいと思います。
- 渡邊賢一委員長 佐藤学校教育課長。
- 佐藤 肇学校教育課長 2,632万3,000円の小中学校ICT活用支援事業になりますけれども、こちらは電子黒板とかタブレット等のリース料が主な料金でございます。
- 渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第12款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第13款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号第2表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第8号第3表について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時35分

○渡邊賢一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

散 会 午前10時37分

○渡邊賢一委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

### 分科会分担付託

○渡邊賢一委員長 日程第12、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	議第8号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表、議第13号、議第14号、議第16号
厚生文教分科会	議第8号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第15号

令和3年3月23日（火曜日）予算特別委員会②

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	阿部清	委員	13番	沖津一博	委員
14番	國井輝明	委員	15番	荒木春吉	委員
16番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
武田伸一	企画創成課長	大沼利子	財務課長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第4号 第1回定例会  
令和3年3月23日(火) 午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第8号 令和3年度寒河江市一般会計予算  
" 2 議第9号 令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 3 議第10号 令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 4 議第11号 令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 5 議第12号 令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 6 議第13号 令和3年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
" 7 議第14号 令和3年度寒河江市下水道事業会計予算  
" 8 議第15号 令和3年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 9 議第16号 令和3年度寒河江市水道事業会計予算  
" 10 分科会審査の経過並びに結果報告  
    (1) 総務産業分科会委員長報告  
    (2) 厚生文教分科会委員長報告  
" 11 質疑・討論・採決  
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

号令和3年度寒河江市水道事業会計予算までの  
9案件を一括議題といたします。

- 渡邊賢一委員長 おはようございます。  
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 渡邊賢一委員長 日程第10、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務産業分科会委員長報告

- 議案上程  
○渡邊賢一委員長 日程第1、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算から日程第9、議第16

- 渡邊賢一委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。  
〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月12日及び15日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第8号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに第2表及び第3表並びに議第13号、議第14号及び議第16号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第8号については、初めに第1表中歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第11款、歳出第8款、歳出第12款、歳出第13款、第2表、第3表の順で審査を行うこととし、その後、議第13号、議第14号、議第16号の順で審査することを諮り、異議なく承認され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市税が前年度当初予算比8%減とのことだが、特に落ち込みが大きい項目とその原因は何か」との問いがあり、当局より「減少額が特に大きいのは市民税と固定資産税です。市民税については新型コロナウイルスの影響を受け、減少を見込んでいます。また、固定資産税については3年に1度の評価替えによる土地・家屋分の減少、そして令和3年度に実施予定の新型コロナウイルスに係る中小企業を対象とした特例措置などを踏まえ、減少を見込んでいます」との答弁がありました。

委員より「地方交付税を約7%の増と見込んでいる根拠は何か」との問いがあり、当局より「地方交付税は国から示される地方財政計画に基づき算定しています。同計画上では前年度決算比で5.1%増となっています。本市の場合は令和2年度の決算見込額が同年度当初予算から見るとかなり上振れしておりますので、7%程度の伸びを見込んだところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「情報化推進事業の中で新たにAI議事録システムを導入することのことだが、使用する会議の範囲はどう考えているのか」との問いがあり、当局より「当システムについては、特定部署ということではなく、市における各種会議において使用する予定です」との答弁がありました。

委員より「仙山交流推進事業の状況はどうなっているのか。また、将来的な展望は」との問いがあり、当局より「仙台寒河江会は平成21年11月に設立し、昨年度に10周年を迎え、記念イベントを開催させていただきました。今年度は御案内のとおりイベントを開催できず、ほぼ休止状態となってしまいました。なお、現在の会員数は約600名です。今後については引き続き仙台圏におけるPRを重点的に取り組んでいきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第3款の一部を

議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「防災対策事業の避難所機能の充実ということで空調設備の可能性調査を実施することのだが、その内容は」との問いがあり、当局より「避難所の空調設備調査では、指定避難所である体育館においてどのような空調の方式が適するか、また電源の設備や燃料、さらに維持管理やコスト面などの調査を行います」との答弁がありました。

委員より「自主防災組織の組織率は上がっているのか。また、自主防災組織育成事業補助金の予算が令和2年度対比で90万円増となっているが、支給実績が上がっているということか」との問いがあり、当局より「自主防災組織の世帯数に対する組織率は2月末現在で95.06%となっています。また、補助金の予算額については令和3年度までの対象組織を勘案し計上しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さくらんぼ労力確保対策事業につ

いて、県外から来られた方に対し交通費等の補助を行うということだが、どのような内容とするのか」との問いがあり、当局より「県外からのボランティア作業者の受入れ支援として交通費、宿泊費について1人当たり最大1万5,000円を支援し、また、団体で来られた場合は1団体当たり上限10万円を支援するという内容で、現在制度設計を進めております」との答弁がありました。

委員より「スマート農業実証モデル事業費補助金について、加温ハウスを対象としたものということだが、詳細を教えてほしい」との問いがあり、当局より「当事業は加温ハウスの温度管理及びその記録を自動化する設備を整備するとともに、記録した温度と実際のもを出来具合を比較し、評価及び改善を図りながら最適な温度管理を把握していくことに対して支援を行い、その効果を実証するというものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公共事業優先順位に関して、町会等からの要望として上がっている案件はどの程度進めていくのか」との問いがあり、当局より「現在の要望件数は道路改良事業が16件、舗装新設事業が16件、側溝整備事業が56件、用悪水路事業が25件、交通安全施設が8件の合計121件となっています。今後も予算の範囲内で順次事業を進めていくものですが、参考として今年度予定している事業は舗装整備事業が3件、側溝整備事業が交付金と単独を合わせて13件、道

路新設改良事業が12件程度、用悪水路整備事業が6件です」との答弁がありました。

委員より「空き家再生推進事業に関し、来年度空き家に関して特に力を入れていきたいという点について伺う」との問いがあり、当局より「中古住宅の流通を図ることを目的に各補助金のかさ上げを行う予定です。内容は、中古住宅購入の場合、定住者支援タイプと子育て支援タイプについて上限30万円であった部分を50万円へ引き上げ、また実家等リフォームについて定住者支援タイプと同じく上限30万円であった部分を50万円へ引上げを行っていくことを考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑

に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「チェリーランドのトイレ工事に伴う工事費を計上しているとのことだが、チェリーランド再整備に伴うアクティビティーエリアの屋内遊戯施設等の関連工事か」との問いがあり、当局より「その関係の工事となります。チェリーランド西側の整備区域に新たに下水道管を埋設する工事を受託するものです」との答弁がありました。

次に、議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「給水戸数は令和2年度に比較し80件ほど増えているが、収益が減少しているのはやはりコロナ禍の影響か」との問いがあり、当局より「今年度の状況として家庭用の水量は微増となっていますが、コロナ禍の影響により工業系の大口利用者の水道使用量が減っており、現時点で収益額が1,100万円程度減少する見込みとなっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生文教分科会委員長報告

○渡邊賢一委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、3月12日及び15日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第8号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款並びに議第9号から議第12号まで及び議第15号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、議第8号については第1表中歳出第2款の一部の審査終了後に歳出第4款の審査を行い、その後歳出第3款の一部、歳出第10款の順で審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「高齢者運転免許証自主返納支援事業について、1年間に何人程度の方が運転免許証を返納するのか。また、運転免許証返納後の生活の不便さを考え、返納をためらう市民もいるが、サービスの向上等を図っていく考えはあるのか」との問いがあり、当局より「高齢者の運転免許証の返納数については、平成30年度は196名、令和元年度は225名、令和2年度が令和3年3月12日現在で166名となっております。自主返納された方へのサービスについては、現在タクシー乗車券やバス乗車券などの交付を行っています。県が行う支援事業に合わせて事業を推進していきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「防犯対策事業の防犯カメラ設置補助金について、町会や地区などから要望があれば補助金が出るのか」との問いがあり、当局より「こちらの補助金は団体に対し交付するものとなります。町会等各団体より要望を出していただければ補助の対象となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第4款を議題と

し、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さがえこうのとり応援事業について、県内の病院において少ない治療回数で妊娠に至るケースも多くなり、費用が減少したこと、また県の助成額が令和3年1月から引き上げられたことを主な要因として、前年度対比で減額の予算編成としたとのことだが、令和3年度の申請者数についてはどのように見込んでいるのか」との問いがあり、当局より「特定不妊治療費の申請者数については平成30年度が15名、令和元年度が22名、令和2年度が令和3年3月11日現在で21名となっており、一般不妊治療費の申請者数については平成30年度が11名、令和元年度が11名、令和2年度が令和3年3月11日現在で12名となっております。令和3年度については、これらの実績を参考に同程度の申請者数と見込んでおります」との答弁がありました。

委員より「休廃止鉱山鉱害防止対策事業について、これは毎年行っている事業であるが、今後も何十年、何百年と続けていかなくてはならないものか」との問いがあり、当局より「こちらの事業は、幸生永松鉱山の坑廃水を消石灰で中和する事業ですが、無処理で放流した場合、農業への影響が考えられます。この影響がある限りは処理を続けなければならないと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「放課後児童対策事業について、委託料が前年と比較し約2,000万円増えているが、これは全て第五わんぱくクラブ開設に関するものなのか」との問いがあり、当局より「第五わんぱくクラブの開設に伴うものが約1,400万円、利用児童数の増加や処遇改善等の部分で約600

万円を増額となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第8号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「就学援助事業について、昨年来困窮家庭が多くなっているようであるが、就学援助について周知は行っているのか」との問いがあり、当局より「就学援助の制度についてはPTA総会等で保護者にお知らせしており、必要とされる方については随時受付をしております。また、本市では新型コロナウイルスの影響で収入が減少された方について、年度の途中においても今年度の現状の収入で申請していただくことができます」との答弁がありました。

委員より「歴史文化費について、令和4年に放送予定のNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」には、本市にゆかりのある大江広元公が登場するが、慈恩寺テラスにおいて映像等を用いて大江公がどのように寒河江をつくったかなどの展示等をする考えはあるのか」との問いがあり、当局より「鎌倉殿の13人」につきましても、NHKとの協議の下、事業を進めており、現在本市では市報や市のホームページを活用し広報を行っております。今後は慈恩寺を含めた大江公とゆかりの深い寺院のマップ作成等を行うなど、寒河江市全体を生かす形で市内外へPRしていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「趣旨普及事業について、これは誰

に対し、どのような内容で行っているものなのか」との問いがあり、当局より「こちらの事業は、国民健康保険の制度の趣旨を伝えるという目的で、みんなの国保というパンフレットを作成し、全戸配布しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「令和3年度の審査件数の見込みについて、新型コロナウイルスの影響で外出等が制限されたことにより、介護度が上がった方や新たに介護が必要となる方が増えることが予想され、審査件数も増加が見込まれる。令和2年度と同程度の件数を見込んでいるということだが、十分に審査を行うことができるのか」との問いがあり、当局より「介護保険制度の改正により、これまで最長36か月となっていた要介護認定の有効期間が令和3年4月1日より最長48か月に延長されます。このことを加味し、十分審査可能であると考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第15号令和3年度寒河江市立病院事

業会計予算を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「外来患者の見込み数を昨年度と比較し約2,600名減らしているが、その要因は」との問いがあり、当局より「令和2年度については、当初1日当たり220名の外来患者数を見込んでおりましたが、現状としては1日当たり210名に達しておりません。また、令和2年4月、5月などは、新型コロナウイルスの影響で前年同月対比約15%、外来患者が減少しました。これらの状況を踏まえて、令和3年度につきましては、令和2年度の1日当たり220名よりも10名少ない1日当たり210名を見込んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

### 質疑・討論・採決

○渡邊賢一委員長 日程第11、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第8号令和3年度寒河江市一般会計予算、議第9号令和3年度寒河江市国民健康保険特別

会計予算、議第10号令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第11号令和3年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第12号令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第13号令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第14号令和3年度寒河江市下水道事業会計予算、議第15号令和3年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第16号令和3年度寒河江市水道事業会計予算、以上の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

9案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号及び議第16号の9案件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時06分

○渡邊賢一委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 渡 邊 賢 一